

第百二回 参議院補助金等に関する特別委員会会議録第八号

昭和六十年五月十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十三日

辞任

石井 道子君

竹山 裕君

高桑 栄松君

神谷信之助君

五月十四日

辞任

浦田 勝君

久保 亘君

補欠選任

長谷川 信君

小林 国司君

中野 鉄造君

近藤 忠孝君

補欠選任

吉川 芳男君

曾野 久光君

出席者は左のとおり。

委員長

松垣徳太郎君

井上 裕君

伊江 朝雄君

藤井 孝男君

宮澤 弘君

赤桐 操君

龜山 篤君

中野 明君

委員

井上 孝君

上田 稔君

工藤万砂美君

倉田 寛之君

小林 国司君

後藤 正夫君

田中 正巳君

長谷川 信君

堀内 俊夫君

国務大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

内閣官房長官

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

松岡満寿男君

柳川 覺治君

吉川 芳男君

上野 雄文君

曾野 久光君

和田 静夫君

桑名 義治君

中野 鉄造君

近藤 忠孝君

橋本 敦君

井上 計君

田淵 哲也君

木本平八郎君

嶋崎 均君

安倍晋太郎君

竹下 登君

松永 光君

増岡 博之君

佐藤 守良君

村田敬次郎君

山下 徳夫君

山口 敏夫君

木部 佳昭君

古屋 亨君

藤波 孝生君

政府委員

内閣法制局長官

臨時行政改革推進審議会事務局次長

警察庁刑事局長

警察庁長官官房審議官

総務庁行政管理局長

総務庁行政監察局長

経済企画庁国民生活局長

環境庁企画調整局長

外務省アジア局長

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

国税庁直税部長

兼国税庁次長

文部省教育助成局長

文部省社会教育局長

文化庁次長

厚生大臣官房総務審議官

厚生省健康政策局長

厚生省保健医療局長

茂申 俊君

山本 貞雄君

金澤 昭雄君

手塚 康夫君

古橋源六郎君

竹村 晟君

及川 昭伍君

山崎 圭君

後藤 利雄君

北村 恭二君

小田原 定君

角谷 正彦君

平澤 貞昭君

岸田 俊輔君

吉田 正輝君

富尾 一郎君

阿部 充夫君

齊藤 尚夫君

加戸 守行君

北郷 勲夫君

吉崎 正義君

大池 眞澄君

厚生省保健医療局長

厚生省生活衛生局長

厚生省薬務局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房長

水田 努君

竹中 浩治君

小林 功典君

正木 繁君

小島 弘伸君

田中 宏尚君

鶴岡 俊彦君

松下 一弘君

後藤 康夫君

井上 喜一君

野明 宏至君

齋 滋君

齊藤 達夫君

矢橋 有彦君

緒方謙二郎君

木下 博生君

永光 洋一君

仲田豊一郎君

赤松 良子君

加藤 孝君

豊蔵 一君

望月 薫雄君

井上 章平君

田中淳七郎君

土田 栄作君

自治大臣官房審議官 井上 孝男君
自治省行政局長 大林 勝臣君
事務局長 常任委員会専門員 桐澤 猛君

説明員
会計検査院事務官 総局第四局審議 正田 周朗君

本日の会議に付した案件
○国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松田徳太郎君) ただいまから補助金等に関する特別委員会を開会いたします。

○委員久光君 初めに、行財政改革に対する各界の評価をどのように受けとめておられるのか、また政府は国がこれまでとってきた措置に対してどのような自己評価をしておられるのか、そのことを伺いたいと思います。

○委員久光君 初めに、行財政改革に対する各界の評価をどのように受けとめておられるのか、また政府は国がこれまでとってきた措置に対してどのような自己評価をしておられるのか、そのことを伺いたいと思います。

というのは、行革審会長であります、「土光敏夫氏に聞く」という四月五日付の新聞で、「行革によって曲がりなりにも四年間の予算の一般歳出は横バイになった。だが、歳出カットの仕方は大部分が一律方式で、構造的な改革はほとんど成功していない」という質問に対して、「その通りだ。構造的な改革はほとんどできていない。まず政府が構造改革をやる精神になっているのか問題だが、とくに国会が全然だめだ。地方自治体もなにをやっているのか。政治家、議会がいまのようだと、構造改革など進むはずがない」、このように土光さんが答えられております。私も今回のこの補助金一括法案は非常に大事な問題だということ、当初三時間とか、あるいはそれから二時間

とか九十分、そしてきょうは七十分という質問時間で、十分この点についてたさせないのには残念で、国会が全然だめだと言われながら、何か自分たちはやっているとがむなしいうような気も少しするわけですが、先ほど申し上げました行革に対する政府のこれまでとってきた措置についての評価、それをひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(後藤田正晴君) 政府としては、第二臨調の答申、さらにはまた行革審からの累次にわたる御提言を受けまして、大変これは困難な仕事でございまして、私は着実に具体化が進んでおると、かように実は一般的に評価をいたしておるわけでございしますが、ただこの問題は、去年の秋、行革審御自身が御調べになって、そして一定の評価を下されたわけですね。その評価の中身は、行革は大体五合目ぐらいまで行っているのではないかと、こういう御評価であつたわけですね。これはむしろ、これから大変厳しい段階に入るから、政府としては従来も努力はしておることは認めるけれども、今後が大変だよという御激励の評価であらうと、私自身はさように判断をしたわけでございします。

振り返ってみれば、やはり行財政の改革というのは制度そのもの、つまり構造そのものにメスが入れなければならぬ成果が上がりません。しかし、その構造そのものに私はいろいろな、例えば医療の問題であるとか年金の問題であるとか、あるいは公企体の民間会社への移行であるとか、あるいは本庁なんか十省庁にわたる従来の、いわゆる本来中央官庁がやることであろうかと、やはり中央官庁というものは企画、立案、調整、統制の機関でございまして、政策を中心の役所にならなければなりません。そういう意味合いにおいて、政策官庁への脱皮ということもこれは手をつけたわけですね。あるいはまた、厳しい話ではございますけれども、肥大化しておる組織そのものの簡素化、これはやはり構造に踏み込まな

ければそれはできないわけですから、それにも踏み込んで、中央、地方、出先機関すべてにわたつてそれなりに今日までやってきておる。それに伴つてのまた増員要求、これは厳しい査定をすると同時に、過剰と思われる人間を削減していくというところでネット減も相当やってきておるわけですね。これらを考えますと、私は、政府の努力というものはそれなりにひとつ国民の皆さん方にも御理解をいただきたいと、かように思います。

しかしながら、行政改革というものを全体を見た場合に、それじゃこれは五合目かというところ、私はそうは思っておりません。やはりまだ国鉄という大問題を抱えておられますし、あるいはまた地方の行革の問題もあつた。あるいは一番行政改革で厄介な仕事は許認可の改革の問題があるわけですね。これは非常に厄介な問題でございしますが、従来やっておられますが、その程度で規制緩和は私には思えない。もう少しこれからやらなければならぬと、先んずき考えますと、これから本当の意味での厳しい行財政改革の道ではないか、何とてどもこれには取り組んでいきたいと、こう考えておるのです。

それと同時に、行政の改革というのは、第二臨調は全般にわたつての改革意見でございしますが、仮にこれが一〇〇%できたとしても、それじゃ行政改革はそれで終わるかといふと、これは私は考え方が違ふんです。行政の組織運営というものは、どうしても時勢の変化についていかなければいけない、絶えず改革が必要なのではないかと、ところが、民間であれば、ほうっておいたらこれは企業が倒産するわけですから、いかに効率化、変化への対応をやるわけですが、役所というものは必ずしも行政の成果の評価という客観基準が企業のように数字で出てくるわけじゃありませんから、いわんやこれは税金でやっておるわけですから、倒産がないわけですからどうして現状になじみ過ぎる。これを考えますと、昔と違って世の中は急激に変化しておりますから、調査会の御提言を全部やったとしても、絶え

ざる課題として組織運営の見直しは必要であらう、これは私の基本的な考え方でございます。こういうようなことで、現状に私は必ずしも満足しておるわけじゃありませんが、これからは政府としては全力を挙げまして、要するに何よりも肝心なことは、国民の負担、納税者の負担というものをできれば減少させたいし、しかし近代国家の政府の役割というものはそう簡単なものじゃありません。しかし、少なくともそれなら増高をできる限り抑制をしていくということが国民に対する務めではないのかと、こういう意味合いにおいて今後とも全力を傾けたいと思っておりますので、どうぞひとつ国会の皆さん方にも格別の御叱正をお願いを申し上げます、かように考えておるわけでございします。

○委員久光君 大変大きな課題でありますので、答弁も非常に多岐にわたつて懇切に御答弁をいただきましたが、いずれにしろ行政改革は財政再建の問題とも絡んでいて問題だといふふうに思ふんです。今、土光さんの新聞記事のこととちよつと申し上げましたが、その中でまたこのようにことを言われているんですね。

「直接税と間接税の比率は正を中心とした税制改正の検討を開始するようだ」ということについて、これは「行革審としても文句はないわけか」といふ質問に対して土光さんは、「あれは大蔵省がどうしてもというので盛り込んだ経過がある。われわれは直間比率をすぐ変更しなければいけない状況とは思っていない。まず、いまの所得捕捉のゆがみをきちんと正すことから始めるべきだ。財政再建のためには結局、増税が必要だ、という議論はどうみてもおかしい。そもそも政府税調は増税に甘過ぎるよ。会長もすっかりしてくれないと困る。国民も増税反対なら、もつとはつきり意思表示すべきだ」ということを申されておりますが、この土光さんが発言されていることについては、大蔵大臣、お認めになりますか。いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 臨調の財政再建の基本は

いわゆる増税なき財政再建と、こういうことを理念として政府も今堅持しておるわけでありました。したがって、当然その精神が生きておる限りにおいては、いわば増税ということが行革の手段として使われるということは、それに対しては非常に臨調、行革審判から見ればこれは適当なことではないという御意見のあるのは当然のことではないかと思ひます。

それから直間比率という問題は、実は税の専門の議論の中には直間比率というのは結果として出てくるものであつて、初めから直間比率を設定して議論すべきものではないというのが最近の通説になっておりますが、一番最初の臨調の答申に直間比率の見直しということが書いてあります。だから、大蔵省は税の専門家でございますから、直間比率という書き方を専門家の立場からお願ひしたということはなからうと思ひますが、税体系の見直しとでも本当は言うべきものであつて、直と間とは結果として出てくる数字でありますので、その問題は少し議論の外にある、評価の外にある議論であるのかと。税体系の見直し、これは絶えずやつていかなきゃならぬし、土光さんのおっしゃつております所得をもつと正確に捕捉すればという御意見も税体系の見直しの中に大きくは含まれる問題じゃないかと、こういうふうに考へております。

○菅野久光君 直間比率の問題を大蔵省が盛り込めという直接的な言葉ではなくて、今お話しになつたようなことで土光さん自身が受けとめておられるようだとすることに理解をしてよろしいですか。

○国務大臣(竹下登君) そういう理解でいいんじゃないかと思ひます。

○菅野久光君 実際はどうであつたかは別にいたしましても、何かやはり行革審と政府との何というんですか、地下水脈がつながつてゐるというのか、何かそういうことがこういう中でやはりはっきりしてゐるのではないかというふうに私は思ひます。

それで、本法案が国の補助金整理を掲げていますので、まず国の補助金の過去の、年間の年次別の総額がどのように推移をたどつてきたのか、この点をお伺ひをいたしたいというふうに思ひます。これは五十六年からやつておられますので、五十六年からお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) それでは一般会計における補助金総額の五十六年度以降の推移を申し上げたいと思ひます。

まず、五十六年度でございますが、総額で十四兆五千六百七十七億円、対前年度六千五百四十七億円の増となっております。続きまして五十七年度、十四兆七千六百五十八億円、対前年度二千五百九十一億円の増。五十八年度、十四兆九千九百五十九億円、対前年度二千二百九十二億円の増。それから五十九年度、十四兆五千六百四十五億円、これは対前年度四千三百五億円の減というふうになっております。それから六十年、十四兆四千三百一十億円、対前年度千三百四十四億円の減ということでございます。

○菅野久光君 今お答えになりましたように、五十六年度から始まつていながら、五十六、五十七、五十八年と三カ年は補助金が逆に増額になつてゐるんですね。これは一体どういう理由でふえたのでしょうか。また、行政改革の趣旨からいっても、もうすぐには取り組まなければならぬ問題だつたというふうに思ふわけですが、それからも、その辺について、行革の趣旨ですね、それからどうしてこのようにふえたのか、そういうことについて、大蔵大臣それから総務庁長官からひとつお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 五十六年から五十八年度でございますが、補助金の総額がふえております。五十六年度の対前年度の増加額六千五百四十七億円のうち、やはり大きいものが見えますと社会保障関係費が三千三百七十五億ふえておるわけでありまして、これは医療給付そのものがふえたということと、年々傾向的に出てまいりますところの高齢化社会への逐次その進行がございまして、こ

うなります。それから文教及び科学振興費、これはちやうど、うち義務教育費等の国庫負担金が千二百二十五億でございますから、ほとんど生徒数の現実に対応をしたものがほぼ義務的にふえたものということになります。それから公共事業関係費、これは三百六十七億円、比較的小さいわけでございますが、これはまさに住宅金融公庫の補助金、これは義務的なものがふえておるわけでありまして、それから食糧管理費は、これは三百九十四億円のうちの三百九十二億円が水田利用再編奨励補助でございます。この四つの主要経費で大体八五%ということになります。

それから五十七年度は、社会保障関係費の中では先ほど申しました老人医療給付がやはり千四百二十五億ふえております。それから文教、科学の方は義務教育費の国庫負担金でございます。したがつて、この二つで八八%になります。それから五十八年度は、これはやはり社会保障関係の三千二百七十二億、このうちの老人医療給付が千七百三十二億等になるわけでございますが、これは減のものもほかにございますから、丸々がこの問題であるということになるわけでございます。この五十八年度で減のものが出たというのは、これは五十六年度、五十七年度増加いたしました文教、先生の数とかいうことがございますから、それが二百十五億円減になりましたし、それからもう一つはペアを凍結したということが結局は負担金等が増加しなかつたという理由になるわけでございます。

したがつて、いわゆる社会保障とそれから文教関係は、人件費あるいは年金部分にしましてもスライド分、これは数がそう減るわけじゃございませぬから、ふえていくというのにはやむを得ざる趨勢ではないか。したがつて、そうでないものの中申しますように、公共事業と文教とそれから社会保障とでは十四兆円の八割でございます。それから法律に基づくものが八割でございます。それから地方自治体を通じて交付するものが八割ござい

すから、その分を仮に聖域といたしますならば、その後から残るものは非常に薄いものが残つてまいります。そういうところへメスを入れながら、なおいわゆる義務的に伸びていくものに対しては制度改正ということがありませんと、結果としては、高齢化社会はますます続いていきますし、よかれあしかれ世界で一番上がらないといはれ消費物価の上昇率もございまして、そういうスライドからしてふえていくという傾向にあるわけでありまして。したがつて、五十九年から若干落ちてまいりますのは、いわば医療費の一割負担などという制度改正が入つてきまして初めてそういう大どころにメスが入られると、こういうことになるわけでありまして。

○国務大臣(後藤田正晴君) 今、大蔵大臣からお答えしましたように、今日の補助制度というものは法律によるものがおおむね八割、社会保障、公共事業、文教、これがおおむね八割、市町村とか県を通じて出しておるものが八割。つまり、日本の行政を考へる場合には、いわゆる補助制度というものが大きな分野を占めておるわけでございます。しかも大蔵が今言つたような社会保障とか公共事業とか文教とか農林とかこういう関係なんですね。だから、これはやはりそのまゝにしておきますと、これはほとんど、ほとんどふえていく一方なわけですから、最近の五十八年度まで、六、七、八ですが、多少ふえておる、その後は減つてきております。これは私はやはり行財政改革の一つの成果であらうと。しかし、それなりにこれは痛みを伴つてゐるわけなんです。みんな弱い立場にある人とかいろいろな人にどうしてもしわ寄せがいかにざるを得ないという面がある。といつて近代国家の役割を考へれば、これは減らすというわけにはなかなかないかないわけですから、私はこの行財政改革をやることによって、放置しておいたならば一体どうしたことになつたであらうといふことから、ぜひひとつ評価をしていただきたいと、かように思ふわけでございます。

したがつて、補助金というものがほとんどふえ

ておるのはおかしいじゃないかという御意見はよくわかりますけれども、私は仕事の中身、それからどういう仕事に対して補助が出ておるかということをお考えいただければ、行政改革などというものが大きな役割をしておる。しかし、さればというて、それじゃ切り捨てていいのかわかるといって、まあいい面があるんだと。ここを御勘案願って御評価をしていただければありがたいと、かように思うわけでございます。

○菅野久光君 総務庁長官、何か御予定がございまして、結構です。

五十六年度から五十八年度までは、言えども当然増といえますか、そういうことで五十九年度から、言えども痛みを一番感ずるところにメスを入れたといえますか、そういうことで補助金総額が減ってきたと、そういうことであります。しかし、国からの補助金の総額は減つても、総体的にそこに出る金は減つていないわけですね。結局、ここで国と地方との責任分担という問題が出てくるんだらうというふうに思います。これらの補助金等の整理については、法的な問題などを含めていろいろ御議論がございましたが、私は、ある新聞の社説にも出ておりますが、やはり補助金の整理というのは国民的な合意を得た、言えども正しい手法、何が正しいのかということとはまたいろいろ議論のあるところでありまして、それとも、そういう方法でやるべきだというふうに思うんですが、今回の場合も政府の主張の中に、政府の財政難に比較すれば地方は府県も市町村もまだ余裕がある、こういったようなことが政府としての考え方の中に大きくあるようにありますが、この点についてはそのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは私は一般論として地方団体富強論というものはとるべきでないと思つております。いずれも厳しい財政状況にあるという事実認識のもとにお互いが行政の改革をしていかなきゃならぬというのが基本にあるべきだと思つておりまして、よく議論されますのは

比較論でございますけれども、例えば後年度、まあ推計をしますと、仮に我が国の名目成長率を六ないし七の中間値の六・五をとって、それに租税弾性値の一・一を掛けましたものを国税の収入と考えますと、この国税三税の三二・二に当たりますところは恐らく一・二ぐらい弾性値が加つてくる。そういう伸びを考えると、仮に名目成長率と対するの税率が入つて、そうしていろいろな歳出に対する一つの基準を当てはめていけば、地方の方が国よりもいゆる財政体質からすれば少く早く回復する可能性があるんじゃないかと、こういうふうに数字上では出てまいりますのでございましょう。

それと、国は赤字公債を発行しているけれども地方は赤字公債はないとか、あるいはその残高の額が違ふんじゃないかと、そういう部分的な現象をとらえて数値を見ればそういう比較論はできますけれども、私は、国が貧しくて地方が富裕だからこの肩がわりをすべきだという議論にくみしたら、いわばツケ回しの思想だけが私どもの方に残つて、これは最も戒むべき方向へ行くから、あくまでも役割分担と費用負担のあり方という観点から、そこに焦点を置いた検討を行つていかないと間違ふと思ひます。地方の中に、それは必ずしもラスパイルズ指数がだれが見ても高いとかいろいろなことがあるでございましょうけれども、それらの是正を指導するとかいうことはあり得たにいたしまして、相対的にいけば地方団体富強論という前提に立つべきものではないと思つております。

○菅野久光君 自治大臣、いかがですか。

○国務大臣(古屋亨君) 今のお話でございまして、私は、特に国も厳しいが地方も厳しいという考え方でございます。その根拠をいたしましては、やはり地方に大体今五十七兆程度の借金があるわけでございまして、これを何とかして早く返していかなきゃならぬ。

それから地方というのは大体三千三百近くの市町村、こういうものがありまして、こういう間におきましては、それはたまには、たまにいいま

すか一部には、ごくわずかでございしますが裕福に見えるような、例えば神奈川県がその前三月に年度末手当、普通の国家公務員に出している以外に一人二万円の金を出しました。私、知事さんにお目にかかりまして、こういうような事例はいかがでしよう、今や国も厳しい、地方も行革をやつておるときですから、そういう点はぜひ負担者の気持ちというものを考えていただきたいということをお願いしたのでございまして、全般的に申しますと、三千三百のうちでいゆる公債負担率といふ借金の負担率が二〇％以上、私ども危険信号と言つてゐる、それが三千三百のうちで四分の一程度、つまり八百二十団体ぐらいあるというのが現状でございまして、それから財政構造におきまして、大体地方の税収、財源というのは義務的なものが割合に多うございまして、自由裁量の範囲が国と比べて非常に少ない法体系になっております。

そういう点からも考えまして、私は、地方財政は国と同じようにやはり非常に厳しい。国会でよく御議論になりまして私どもも答えしておりますが、百万円の借金と二百万円の借金とどっちが金を持つておるか。まあ預金のことも考えられるという問題がありますが、そういう御質問も受けたことがあるのでございまして、要するに地方も極めて厳しい。だから行政改革を積極的に国もやつておるが地方もやつていかなければならぬ。

問題は、私考えておりますのは、今法案が出ております。国が地方に対していろいろの関与とかあるいはまた必置規制、これだけ補助をやるから何人置きなさいというような、これは行革審の答申に基づきまして今法案が国会へ出て審議されておりますが、一番大きい問題はやっぱり先ほど後藤田さんがお話しになった許認可の問題や権限移譲の問題だと思つております。これが大体目標として行革審で七月ごろまでには答申が出るようございまして、これが出ないと、本当に地方の行革というものがそういう点が邪魔されておるといふような状況に私はあると思つておりまして、そう

いう意味で私は地方も行革はうんと進めていかなければならぬという考え方でございまして。

○菅野久光君 いずれにしろ補助金整理の問題について、政府は自分たちの都合を優先させるのではなく、どの補助金を削るか、府県、市町村の意向をこれは重視すべきだといふふうにこの社説の中にも書いてあるわけで、私もそういうふうに思ひます。そして補助金などを受けている自治体が一歩効果のない補助金などの実態をよく知つていゝるわけであります。市長会などがかつてこの補助金等の問題についての整理すべきものというやうなことで何かリストまでつくつたというやうなことが出されておりますし、全国市長会からも昭和五十五年の七月十六日にこういうのが出されてゐることは御存じだと思いますが、いかがでしようか、大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) そういうことは私も承知いたしております。なかなか去年、いわば補助金の一割削減などということをしないで、その所掌事務をどうするかとか、この点は一割削減した方がいじやないかといふいろいろな自治省のメモといふやうなものもございましたが、それらはやはり大いに基本的に参考にするべきものであるという事実認識は私どもも持つていかなきゃならぬといふことであります。

それから強いて両者の話し合いということになりますと、やはり歴史的に見まして、例えば先生の北海道でございまして、昔、黒田清隆さんの、北海道の開拓は全額国費をもつて行つたといふ太政官布告がございまして、それが私は今日の北海道がある一つの要因であると思つております。しかし、そういう問題につきましてもだんだん、だんだん全体が均等化した場合には、かき上げ率を多少減らしていただくとか、あるいは個々の問題によつて似たやうなものに対する補助率を設定してありますが、それも個々の話し合いの中で増減が行われていくといふやうなことは実施団体との話し合いの中で絶えず心がけていかなきゃならぬ課題だらうというふうに思つております。

○國務大臣(竹下登君) これはもう個々の補助率はそれぞれの補助金等が創設されました際、あるいはその後さまざまな事情によって相互のバランス等を踏まえて、そしてそのときどきの国と地方の財政事情、地方公共団体の行政能力、当該施策の緊要性等さまざまな要因を総合的に勘案して、結果として決められてきたというふうに言わざるを得ないと思います。率直に申しまして、したがって、全体の補助率体系につきましては、財政審で去年の十二月二十一日に、「現行の補助率がそれぞれの水準に定められた背景は区々であるが、実際の補助率は、性格の類似した補助金等の間においてはそれなりにバランスを保ちつつ定められ、相互の関係についてみれば安定的な体系をなし定着してきている」。ですから、結果としては割にバランスはとれているという評価はあるだろうと思います。この役割分担と費用負担のあり方でどう変更していくかという問題は別といたしまして、比較的似たものは似たもののようなバランスはとれておるといのが今日まで行革審等から

○国務大臣(竹下登君) おっしゃいますとおり、まず行財政改革、そうすると十四兆、四割に達す

るわけでございますから、そこへどうしても眼が集中いたします。そこで、先ほど申しました高率補助とか自治体を通ずるものと、そういう当然増的な経費を除いて薄いところからそれはやはりとつかかっていったものでございます。そしてたびたびの行革審の答申等からすれば、いわゆる高率補助というのは一つには富裕団体も、まあ貧乏の団体という表現はいけません、その富裕でない団体に對しても同じような補助率がかかってまいりますと、富裕団体の方で見れば、その負担区分が低ければ低いほどむやみにその事業が増高するということ、アンバランスになってくる、こういう問題も出てくるというようなことが一つ。それからやはり高額補助であればあるほど、自治体としては政策選択のときにどうしてもそれに飛びつきやすい、これは公共事業等が主体になるでございまいしょうけれども。そういう欠点も指摘されたということから、今日の状態でいわば高率補助の率というものに着目してお願いしたのは今回が初めてだと。あの行革国会のときからいえば二度目

いといふことをやっているわけで、そのところは従来はそういう部分があったと思いますけれども、今は国も地方も含めて大変な状況でありますから心配はないんじゃないかと思いますが、そういう意味で私は高率補助だけにやはり絞ったところ非常に問題があると思いますし、例えば補助率の高いものでも単価差とかあるいは数量差、対象差によつては実質補助率が下がっているものもあるというふうに思うんです。それが超過負担となっているわけですが、そういうったようなものが物によつてはあるということはお認めになりますか。

○国務大臣（竹下登君） 超過負担問題というのは、これは古くて新しい問題でございます。

が、逐年これが解消される方向で行政実態は行われておるといふように私どもも理解をいたしておられます。個々の問題になりますと、とかく我が省はマクロだけで見ますものですから、必ずしも適切なお答えになったかどうかはわかりませんが、そのように考えております。

○菅野久光君　個々のところはいろいろそれぞれ
の具体的な問題でまたやらなければこれは出てこ
ない問題ですし、また考え方の違いもいろいろあ
ろうかと思ひます。

　時間が大麥短いのでちよつとはしよつたよう
な形になつてしまひますが、特に今回の補助金一括
法案の中で一番被害を受けているといひますか、
削られてゐるのは農林水産省の予算なんですね。
農林水産大臣にちよつとお伺いをする前に、実

そこで、農林水産省の予算の中でこの補助が一番削られているわけでありますけれども、このように削られて、しかも今外圧が非常に大きい。昨年の牛肉、オレンジのあの輸入枠拡大のときにも、足腰を強くしなきゃならぬというようなことを含めて、これは総理も大蔵大臣もその点はひとつ踏まえてやろうというようなことで言われたと、いうことが会議録にも載っているわけでありますが、この際こういったようなことについての大臣の認識といえますか所見、そういったようなものについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○ 国務大臣（佐藤守良君） 菅野先生にお答えいたします。

先生御存じのことでございますが、農林水産予算というのは、国民生活にとりまして最も基礎的な物資であります食糧の安定供給にかかわる重要な予算でございます。そんなことで、実は六十年の我が省所管の予算については、先生御指摘のとおり残念ながら各省庁の中で最も大きい減額になっておりますことは御指摘のとおりでございますが、内容面におきましては、農林水産業をめぐる諸情勢に対処しまして、生産性が高く土台がしっかりした農林水産業の実現とかあるいは活力ある村づくり等を図るため、限られた財源の中でございしますが、予算の重点的かつ効率的な配分によりまして各施策の質的充実を図っているところでございます。今後とも農林水産行政の円滑な推進を図る上で必要な予算の確保に最大限努めてまいりたいと考えております。

○菅野久光君 諸外国の農林水産予算や農業に対する手厚い保護措置は諸外国ともほぼ共通しているのではないかと、思うわけですが。特に、食糧は国の独立と安全保障の基盤をなすものであることは論をまたないところであります。したがって、我が国においてもこの効率化を図ることはもとよりであり、その趣旨を踏まえた農林水産予算、これに十全の措置をとっていただきたいというふうに思うわけであり、この点について大蔵大臣それから農林水産大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 農林水産予算ということになりますと、これは言つてみれば食糧安全保障、これは私も最も大切なことであるとして念頭に置いております。しかしながら、もとより聖域を設けないということ、これに對していろいろなお願ひをしてきてゐるわけであり、一口に予算の性格から申しますと、補助から融資へというふうな、スローガ的に申しますならばそういう印象を私は持つております。そういうことからいたしまして、助成方式の見直し等を行つてきたというふうな内容になるではなからうかというふうに思つております。したがって、補助から融資へという一つの流れがございますが、また一方、質的な充実に配慮した重点的な予算を志向していかなきゃならぬというふうに思ひます。私も農山村出身でございますので、いつも見ながら思ひますのは、三百億程度の申告の納税で予算が三兆円だと、百倍だというふうなことを他の業種の人が言うときには心なしか抵抗を感じておる一人でございます。

○国務大臣(佐藤中良君) 先生にお答えいたします。竹下大蔵大臣が大変農林水産業につきましては特別の御理解を賜つて、いつも感謝しておりますことを申し添えておきます。

我が省の予算につきましては、先ほど先生にちよつと申し上げたとおりでございます。大変重要な予算でございます。そんなことで、今後とも

農林水産行政の推進に必要なる予算についてはこれを確保すべく最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○菅野久光君 農林水産予算についても補助から融資へということとやられてゐることは私もよくわかります。そしてまた、実際に農業者の中にも、いたずらな補助金は何というんですか生産意欲なりあるいは経営意欲というものを失わせるという部分がある。ただ、今いろいろ農業の種別によつても違ひますけれども、大きな赤字を抱えているところは超長期の超低利の資金の融資というものを求めているわけであり、これはいたづらな補助金をやるよりは、その方がよほど何というんですか効果的に生産意欲あるいは経営意欲というものを湧かしていくのに非常に大きく役立つというところを、実際に生産農民の方々が言われてゐるわけであり、したがって、補助金についてはある程度の抑制、補助金から融資へということをはかりますけれども、その超長期、超低利の融資、これは何としてもやらなければ日本の農業というものをこれから足腰の強いものにしていくというところは困難じゃないかというふうに思ひますので、肩がわりということとは適切でないかもしませんが、そういうことにひとつ大蔵大臣も意を用いて今後の国の予算編成については特段の配慮をしていただきたい。これは農林水産大臣と同じような気持ちで私も申し上げざるを得ないわけであり、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

農林水産大臣は何か御用だそうですのでこれで結構です。たくさん予定したわけであり、時間がございませんで次に移らせていただきます。

ないかというふうに私は思ひますが、大臣いかがでしょう。

○国務大臣(松永光君) 義務教育費国庫負担制度というのは、全国的なレベルで、都会であらうと地方の僻地の方であらうと教育水準が一定の水準に維持されるように、そういった考え方で明治以来創設されておる制度であると考えておりまして、しかし問題はいろいろ経費について国が負担をするのかという点があるわけであり、歴史的に言つても実態的に言つても義務教育費国庫負担制度の中核をなすものは教職員の給与費等の人件費である。その後になりまして、そのときそのときの事情で教材費などが国庫負担の対象に取り入れられたという経過があるわけであり、それが、いづれにせよ義務教育というものを全国的なレベルで平準化していくという立場から大変重要な制度が義務教育費国庫負担制度であるというふうに私は認識いたしております。

○菅野久光君 そこで、これだけ重要な制度だというふうに認識されてゐるものが、結局今度のやつでなくなるわけなんです。だから、非常にこれは重要な施策に関する問題だというふうに思ひわけであり、これについては例えば中央教育審議会令では、「教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。」もちろん「文部大臣の諮問に應じて」ということなんです。が、これだけ重要な問題について、今教育審議会が、これはまだ任命されてないわけですが、これにかかわるものとして何か臨教審ですね、臨教審が今設置をされております。臨教審の第一分會でも「国・地方公共団体の教育に対する役割」、そしてこの中で「教育条件の整備」ということが第一分會の中にあります。今度のこのことについて臨教審の第二分會なり何なりの御意見を聞いたということがございます。

○国務大臣(松永光君) 先ほど御答弁申し上げましたように、この義務教育費国庫負担制度というのは長い歴史があるわけであり、この制度の中で国がその経費の一部を負担する。その中核的な負担の対象は教職員の給与費等の人件費である。昭和二十八年から教材費について一部負担、三十三年から二分の一負担という制度に変わったわけであり、それはこの制度が取り入れた当時の財政事情や、あるいは教材については公費をもつて整備を進めていかなければならぬことに法律上はなつておるわけであり、父兄に對する割り当て寄付などということでは父兄負担に転嫁をされておつたというふうな事情がありましたので、一部負担の対象になった、こういう経過があるわけであり、その後三十年たちまして、もうずっと前からありますけれども、教材につきましては学校の設置者である市町村が公費をもつて教材の整備をしていくという状況が定着をしてまいりました。

一方、先生御承知のとおり、国の財政事情は極めて厳しいということがございまして、年々教材費についての国庫負担額が減少されてきた。したがって、今度はその裏をなす交付税の方も減らされてきた。ちなみに昭和五十七年は一〇％減、五十八年も一〇％減、五十九年はさらに一五％減というふうなことになるわけであり、そういう国の財政状況、それからさらには地方財政当局と相談いたしましたところ、地方財政措置として……

○菅野久光君 諮問したかどうかということだけ言つてください。

○国務大臣(松永光君) そういう事情がありましたので、地方財政当局の方では前年度を上回る財源措置をしてくれるということになりましたので、教育委員会関係者等の意見も聞いたわけであり、すけれども、総合的に判断して今回の措置をお願ひするというふうにしたわけであり、先生御承知のとおり、二十一年世紀を展望した日本の教育の基本的なあり方について御審議をしていただいておりますが、今回の措置は義務教育費国庫負担

制度の一部改正ではありませんけれども、根幹、基本にかかわることではないということもありまして、別段諮問はしないまま今回の措置をお願いするということにいたしました次第でございます。

○菅野久光君 私は、根幹をなす部分の中で、言葉は適切でないかもしれませんが、いわば枝葉の部分だ、だから諮問もしなかったというふうに受け取らざるを得ないわけなんです。しかし、いずれにしろこれは必要があつて、経過はどうあれ、現在国庫負担制度としてきつとなつていっているわけでありまして、それを要するといふときにやはりそういう手続といふものは私は必要ではないかといふふうに思ふんです。ですから、きょうの論議でも、やはりその手続といふところが今回の場合一括といふことで省かれていっているのではないかと。そこに地方団体からもそれから野党からも反対をする、そしてこういう根幹にかかわるものまで一括法の中に含めることの論理的な間違ひといひますか、そういったようなことを正していこうといひているわけなんです。

ですから、これをばらしてそれぞれの委員会でも審議をせよといふのはそういうところにもあつたわけでありまして、いろいろなかかりでこの特別委員会になつていられるわけなんです。私はそういう意味で今回こういうような措置をとることにいつて一定の手続といふものをきちんとやつていく、そういうことがやはり国民に対する政治家の役割ではないか、任務ではないか、そのように考へておられます、今回のとられた措置について、都合のいいときには審議会だとか何かといふところに持つていつて、そこで都合のいい答申をもらう。都合の悪いといひますが、そういうときにはそういうところにやらないうで、あつちこつちやつと話を聞いて出していく、いわば便宜主義といふことになるんじゃないかといふふうに思ふざるを得ません。それで今回の、手続的にはやはり私は間違ひつていっているのではないかと、足りなかつたのではないかといふことをこの点については申し上げておきたいといふふうに思ひます。

次に、もう時間が大分切られましたので、申し上げますが、失業対策事業の問題について労働大臣にちよつとお伺いをいたしたいと思ひます。

具体的なものに入る前に、今後の質問とも非常に關係することなので労働大臣の基本的な認識を確認しておきたいといふふうに思ひます。労働大臣は、大臣就任後、国会の内外で労働時間の短縮を中心にならば長舌な答弁や演説をされております。だが、その具体性についてはなかなか言われていふようにはなつていかなければならないことと疑念を禁じ得ないわけでありまして、そこできょうは、労働大臣として失業問題をどのように認識しておられるのか、それをお尋ねしたいわけなんです。私は失業とは社会の諸悪の根源であると基本的に考へております。失業の防止が労働政策の最重要課題であるとも認識しております。大臣は抽象的な答弁でなく、きちつとこの問題に答弁をしてもらひ、次の質問に移ることをしたいので、まずこの点について所信を述べてもらひたいと思ひます。私の持ち時間が十一時十分までですのでひとつ簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(山口敏夫君) 労働時間短縮の問題につきましましては、基準法研究会で今いろいろ論議をいただいておるわけでございます。また私も労働時間短縮とか休暇の問題をいろいろ機会を通じて必要性を訴へておるわけでございますけれども、これは遅々として進まないといふことよりは、現在国会において各政党間の責任者會議で結論を出す、こういう段階取りまで国会でもお進めいただいておるわけでございますので、その点を合めて国会の立場あるいは政府の立場相まって、一步一步ひとつ中小零細企業にも十分取り入れていただけるようなその過程を経て雇用の安定にもつながるわけでもございますので進めていきたいといふふうに考へております。失業の問題につきましては、現状は幸いに求人者が求職を上回つておる、こういうことでございますが、これから高齢化時代の問題あるいは省力化を含めた雇用構造の変化等も出てまいりますので、先生の御指摘

のとおり、私も雇用の安定と失業を未然に防ぐということが国民生活、日本経済の安定の不可欠な要件である。こういう立場でなお一層今の状況を守り、かつ今後の雇用問題にも対処していくといふことが大きな責任であるといふふうに考へております。

○菅野久光君 失業者は今ふえてきているのです。一月が百五十二万、二月が百六十四万、三月が百七十四万と約十萬ずつふえてきている状況にあるわけですから、その辺は今の話からちよつと認識が違ふんじゃないかといふふうに思ひます。

この失対事業の問題であります、このことについて、労働大臣のたしか私的諮問機関だと思ひますが、失業対策制度調査研究委員会が五十五年の十二月に、失業対策制度のあり方について検討して労働大臣に報告書を提出してあります。この報告書は、失対事業の存続にとつて重要なものとなつていふようでありまして、そのポイントを説明していただきたいと思います。

○政府委員(加藤孝君) この失業対策事業制度につきましましては、五年ごとの制度検討を行うことになつておりまして、前回、昭和五十五年にこれが行われたわけでございます。五十五年の検討結果といたしましては、一つには失対事業の紹介対象者を六十五歳未満の者にすることが適当である。しかし、これを円滑に実施するために五年程度の経過措置を設けるということが一つでございます。それからもう一つのポイントといたしまして、今後これが地域社会の環境整備や福祉の増進に本当に寄与し得ないようなそういう非効率、非経済的な事業は計画をしない。あるいは作業効率の維持確保を図る。あるいはまた、そういうようなことを通じて労働政策としての事業としての性格を明らかにしていく。さらにまた、六十五歳以上の高齢者や病弱者の早期自立、引退の促進を図るために特例援助措置を設ける、こういうようなことの御提言があつたわけでございまして、その報告を受けましてこれまで事業の適正運営に努め

てきたわけでございます。ことしもこの五年目の制度検討の年に当たるわけでございまして、近くこの失業対策制度調査研究委員会を発足させるという予定であるところでございまして。

○菅野久光君 今、報告がありました、失業対策制度調査研究委員会、五年前のやつを受けてこの五月に何か失業対策事業制度委員会を発足させて具体案の検討に入る、十月には報告をまとめて六十一年度から実施する方針だと聞いています。が、こうした失対事業の改悪の方向は事実として受けとめていいかどうか、ちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(加藤孝君) 先ほども申し上げましたように、五年目の制度検討の年に当たつておりますので、近く失業対策制度調査研究委員会を発足させる予定でありまして、その研究の成果の取りまとめがいつになるのか、その辺は今後の研究の進め方、あるいは取りまとめがいつになるか、これは必ずしも明らかではございませんが、できるだけ早く、こういうことをお願いをしていくといふことにならうと思ひます。その研究の成果が出た場合には、政府としてはこれを受けとめてその実施に努めていく、こういう基本的な構えであるところでございまして。

○菅野久光君 失業対策制度調査研究委員会はまたことしやるということなんです、それを受けつて失業対策事業制度委員会を開いて来年度からのやつを何か検討するといふふうに聞いているんですが、この新たな委員会を発足させるということを考えているのかどうか、そのところだけお答えいただきたいと思います。

○政府委員(加藤孝君) 失業対策制度調査研究委員会は発足をさせますが、おっしゃいます研究委員会といひますが、失業対策事業制度委員会といふのは、私どもと多分同じものを何か言つておられるのではないかと気がいたします。そういう別のもを特に考へておるとか議論されておるといふことはございません。

○菅野久光君 それじゃ報道関係者があるいは問

違つたことで書かれたのかもしれない。しかし、いずれにしろ失業対策制度調査研究委員会というものは私的諮問機関で、その点は大田の私的諮問機関が、労働行政の重大な施策の変更ないし法律の改正を伴う事項について、合議体として一つの結論なり方向を示すということを決定するのはこれは逸脱である、これはもう国会でもしば問題となつております。昨年の本院の予算委員会でもこのことについては指摘をされ、注意を喚起するといふ趣旨の官房長官あるいは総務庁長官の答弁もあるわけですが、非常にこれは問題だといふふうに思いますが、その点ほどはよくお考えですか。

○政府委員(加藤孝君) これは失業対策制度調査研究会と俗称いたしておりますが、正式には失業対策制度についての研究をこの先生方に委託をする、こういうような形のものでございます。そういう意味では、特に研究会という形で会がオーソライズされた形であるわけではなくて、座長のような形でだれかがその研究の討議の場で取りまとめを行う、こういうような仕組みでございます。これにつきましては、正式のものとしたしましては雇用審議会におきまして、こういう制度の大きな改革を伴うものについては検討をする、審議をしていただく、こういうものがあるわけでございます。もし仮にそういう制度の改革を伴うというようなことであれば、雇用審議会において正式にお諮りをする、こういう性格のものと考えております。

○菅野久光君 いずれにしろ、何か伝えられるところによると、こういう私的諮問機関で報告をまとめる、その報告をまとめるというところ自体が本来的に私的諮問機関としてやるべきではないんだということが国会でたびたび論議をされ、しかもそういう答弁がなされているわけでありまして、特に、聴取しました意見を合議機関の意思決定と紛わしい形で取りまとめることのないよう留意すべきものでございまして、この私的諮問機関でいろいろやられたことが、もう既にそのことをにじみの御旗にして、正式な雇用審議会等にかからないでこういう形に持つていこうとするのが今までのいろいろな行政側のやり方だった。これは、首相がそうでありましたからほかの省庁もそういうことになるのかもしれないが、首相の私的諮問機関を利用するのはまことに巧みといひますか、そういうことでいろいろこれは国会でも問題になつてゐるわけでありまして、その点はやはり私的諮問機関は私的諮問機関、それから正式な八条機関は八条機関としての役割にのつとつたそういう対策といふものをやはりきちとやるべきだといふふうに思ふわけでありまして、これは先ほどの義務教育費国庫負担の問題もそうです、この失業対策の問題についても、やはりこの手続といひますか、そういうものをやはりきちと紛わしいことにしないでやっていただきたいといふふうに思ひます。

先ほど申し上げた中での答弁で、今言つてゐる失業対策事業については、六十五歳定年とかなんとかというところで将来これをなくすというそういう方向で何か検討されてゐるようでありまして、けれども、先ほど言ひましたように今失業者がふえてきてゐる、そういう状況の中で失業対策費といふものは極めて大きな意味を持つてゐるというふうな思ふわけですが、この失業対策事業をなくしていくといふことと、失業者がふえていく、こういうような事態をとらえて労働省としてはどのように対応されるのか、その点をお聞きして私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(加藤孝君) 失業対策事業は、戦後最高時には三十五万人の失業者を事業で抱へ、このうちで失業者の生活の安定のために大きな寄与をしてきたわけでございますが、その後日本経済の発展の中で失業者も逐次民間企業への就労の場を得まして、そういう失業対策事業といふものについての大きな見直しも必要になるといふような中で、昭和四十六年に、新たに失対事業には就労させない、こういう措置がとられ現在に至つておりました、現在は六万五千の就業者が就労しておるといふことでございますが、既に平均年齢は六十五歳になつておる、あるいはまた六十五歳以上の方が六割を占めておる、七十歳以上の方も三割おられるというような非常に高齢化しておるわけでございます。そういう意味ではこの研究会の報告は失業対策事業については基本的には終息の段階にある、こういう認識を私も持つておるわけでございます。ただ、円滑なその終息を図る、こういう観点からのいろいろ配慮もしながらやつておるといふことでございまして、今後の失業者に対する対策といたしましては、中高年の就職促進措置であるとか、あるいはまた不況業種、不況地域の離職者対策であるとか、さらにはまた雇用保険制度による失業の未然防止、あるいはまた失業者に対する早期再就職のための手当制度の活用といふような制度において、この失業の未然防止と再就職促進といふものを今後は図つていくべきものでございまして、こういう失業対策事業といふ形で、事業方式による失業者への対応といふことは今後は新たにやるべきものではないだらう、こんな考え方をいたしておるところでございます。

○中野鉄造君 今回のこの法案審議は、そのもとをたどれば、しよせん国の財政逼迫といふことに起因するわけでございまして、本法案は、結果としてやはり国民に、それも特に弱い立場の方々に對する影響が多い上に、さらにこれがひいては国と地方自治体との信頼関係にも悪影響を及ぼす要素を多分に含んでおる、こういうように私は思ふわけでございまして、その辺のところは大蔵大臣のようにお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) 今回の措置といふのは、基本的には国と地方との役割分担、費用負担のあり方といふことに最終的には尽きるわけでございまして、御指摘なさいました趣旨を勘案いたしまし、従来はいわば法律補助、あるいは社会保険、公共事業、文教、これが八割を占めるものであります、それには当然増経費等を認めながら、それに属さないものに対する終期を設定したりあるいは廃止したりと、こういうところから補助金に目を向けておつたことは事実であらうと思ひます。したがつて、今度は高率補助という立場から目を向けたわけでございまして、その対象となりましたのは、まさに今おっしゃいますところの文教、社会保障、そして公共事業といふようなものがその大宗をなした仕組みの法律になつておるといふことは私も否定するものではございませぬ。ただ現実問題といたしまして、末端の給付そのものは、これが不利益を受けないような配慮はいたしておるつもりでございます。

○中野鉄造君 そこで、この法案に盛り込まれたような措置に至らざるを得なかつた今日までの財政の運用あるいは財源対策について順次お尋ねをいたしていきたくと思ひますが、まず補助金の整理合理化の方法は財政的抑制効果のみをねらつた削減ないしは地方一般財源化によつて行われるべきではない、このように私は思ふわけでございまして、すなわち、地方自治体に対する補助金はその多くを用途に對する地方自治体の裁量権を拡大した配分方式による包括ないし総括補助金を中心にしては改革すべきものであると私は思ふわけでございまして、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 補助金整理の今日までとつてきた段階的手法といたしましては、今中野さん御指摘のような手法からアプローチしてきたわけでございますが、今日の段階でお願いしてゐるのは、いわば費用負担のあり方といふところに帰一いたしてきておるわけであります。したがつて、今おっしゃつた手法をとるべきだといふ基本理念はこれからもやっぱ堅持して対応していかなくちゃならぬ、これで済んだというわけではもとよりございませぬので、そのように考えます。

○中野鉄造君 そこで、例えば補助事業の箇所づけ、これを例にとりますと、これらは当面都道府県に任せ、補助金は策定された事業計画など客観的な公開された基準によつて決定し、機械的にこれは配分すべきではないか、こういう一つの案を

ておりまして、現在は六万五千の就業者が就労しておるといふことでございますが、既に平均年齢は六十五歳になつておる、あるいはまた六十五歳以上の方が六割を占めておる、七十歳以上の方も三割おられるというような非常に高齢化しておるわけでございます。そういう意味ではこの研究会の報告は失業対策事業については基本的には終息の段階にある、こういう認識を私も持つておるわけでございます。ただ、円滑なその終息を図る、こういう観点からのいろいろ配慮もしながらやつておるといふことでございまして、今後の失業者に対する対策といたしましては、中高年の就職促進措置であるとか、あるいはまた不況業種、不況地域の離職者対策であるとか、さらにはまた雇用保険制度による失業の未然防止、あるいはまた失業者に対する早期再就職のための手当制度の活用といふような制度において、この失業の未然防止と再就職促進といふものを今後は図つていくべきものでございまして、こういう失業対策事業といふ形で、事業方式による失業者への対応といふことは今後は新たにやるべきものではないだらう、こんな考え方をいたしておるところでございます。

○中野鉄造君 今回のこの法案審議は、そのもとをたどれば、しよせん国の財政逼迫といふことに起因するわけでございまして、本法案は、結果としてやはり国民に、それも特に弱い立場の方々に對する影響が多い上に、さらにこれがひいては国と地方自治体との信頼関係にも悪影響を及ぼす要素を多分に含んでおる、こういうように私は思ふわけでございまして、その辺のところは大蔵大臣のようにお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) 今回の措置といふのは、基本的には国と地方との役割分担、費用負担のあり方といふことに最終的には尽きるわけでございまして、御指摘なさいました趣旨を勘案いたしまし、従来はいわば法律補助、あるいは社会保険、公共事業、文教、これが八割を占めるものであります、それには当然増経費等を認めながら、それに属さないものに対する終期を設定したりあるいは廃止したりと、こういうところから補助金に目を向けておつたことは事実であらうと思ひます。したがつて、今度は高率補助という立場から目を向けたわけでございまして、その対象となりましたのは、まさに今おっしゃいますところの文教、社会保障、そして公共事業といふようなものがその大宗をなした仕組みの法律になつておるといふことは私も否定するものではございませぬ。ただ現実問題といたしまして、末端の給付そのものは、これが不利益を受けないような配慮はいたしておるつもりでございます。

○中野鉄造君 そこで、この法案に盛り込まれたような措置に至らざるを得なかつた今日までの財政の運用あるいは財源対策について順次お尋ねをいたしていきたくと思ひますが、まず補助金の整理合理化の方法は財政的抑制効果のみをねらつた削減ないしは地方一般財源化によつて行われるべきではない、このように私は思ふわけでございまして、すなわち、地方自治体に対する補助金はその多くを用途に對する地方自治体の裁量権を拡大した配分方式による包括ないし総括補助金を中心にしては改革すべきものであると私は思ふわけでございまして、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 補助金整理の今日までとつてきた段階的手法といたしましては、今中野さん御指摘のような手法からアプローチしてきたわけでございますが、今日の段階でお願いしてゐるのは、いわば費用負担のあり方といふところに帰一いたしてきておるわけであります。したがつて、今おっしゃつた手法をとるべきだといふ基本理念はこれからもやっぱ堅持して対応していかなくちゃならぬ、これで済んだというわけではもとよりございませぬので、そのように考えます。

○中野鉄造君 そこで、例えば補助事業の箇所づけ、これを例にとりますと、これらは当面都道府県に任せ、補助金は策定された事業計画など客観的な公開された基準によつて決定し、機械的にこれは配分すべきではないか、こういう一つの案を

私は持つものでございますが、それはなぜかとい
いますと、そうすることによっていやしくもうわ
きされるような特定の政党や特定の政治家の政治
基盤を培養するような、いたずらに疑惑を招く不
明朗な補助金の配分を是正するというところになっ
ていくのじゃないかと思うんですが、こういう考
えについては、大臣いかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 今の中野さんの論議を進
めていきますと、地方に対する第二交付税的な考
え方に進んでいくと思えます。その第二交付税的
考え方というのは、一つの意見として私どもも存
在していることは十分承知しております。が、こ
れはその基準の策定の仕方も難しいかもしれませ
んが、それはそれとしてできたといえます。と、
今度は公共事業に例をとった場合に、いわば国に
は国としての治水五カ年計画でございまして、こ
れは道路整備五カ年計画でございまして、と、
あるいは国全体の整合性の中でつくられた計画が
ある。それと地域の計画をどう調和させていく
かということになりますと、第二交付税的な考
え方を出すことは地方の自主性をより膨らまして
いくことには役立つわけでありまして、中央から
見ましたところのそういう各種公共事業の基本的
整備計画等からの整合性に問題がございまして
で、たびたび議論はしますものの、その第二交付
税的考え方に対しては今日、絶えざる勉強は必要
でございまして、それをとりまうと言う段階には
至っていないというのが現状でございまして。

○中野鉄造君 そこで、地方自治体の財政負担を
伴う制度の改正が仮に行われる際には、地方自治
体の意向を十分に反映させるための事前協議制
度、こういうものを確立させる必要があるんじや
ないかと思えますが、地方負担を伴う制度の改正
について、国の一方的イニシアチブによって決定
されるというような現在の仕組みはやはり改める
べきじゃないかと思うんですが、いかがでしょ
う。

○国務大臣(竹下登君) まあおっしゃいます議論
がありますだけに、今度の問題もこれは正直に申

しまして、地方制度調査会等からは、このやり方
が簡単に言いますとけしからぬ、こういう答申も
いただいたわけでございます。その後自治省等と
の協議の中で、自治省の方で御努力をいただきま
して、それらを構成する地方六団体等との意見調
整、やむを得ないところまでではございませ
んけれども、話し合いが行われたということにつ
いてどういふ措置を行うことにしたわけござい
ますので、制度的に事前調整というものがどのよ
うにしているべきものか、これは私も今にわか
にこのような仕組みでやっていきますというお答
えするだけの準備はいたしておりますが、と、かく
私どもの立場からいえば、行革審でございまして
かあるいは財政審でございまして、そういう立
場だけの意見を聞いて物を進めてはならぬとい
うことは決して自戒していなきやならぬことだと私
の側でもそのように考えます。

○中野鉄造君 自治大臣にお尋ねいたしますけれ
ども、今私がお尋ねしたことは、すなわち地方財
政法第二条の二項においても、「国は、地方財政
の自主的な且健全な運営を助長すること、に努
め、いやくもその自律性をそなへ、又は地方
公共団体に負担を転嫁するような施策を行つては
ならない」、こういうように規定されてい
ますが、今大蔵大臣からも御答弁がございまして
自治省としては当局の今後における改善策につ
いて具体的に検討される、あるいは大蔵省ともそ
いのところを討議されていくおつもりはござい
ませんか。

○国務大臣(古屋亨君) 地方団体の要望する点、
いろいろさつきお話を伺いました。実
は、地方の側といたしまして、これは地方制度調
査会もそうでございまして、補助金というものの
整理合理化はぜひやってもらいたい。ただ、簡
単に言いますと、一律カットは、ばつと切つてし
まうと大事なものがと減る。それから要ら
ぬ——要らぬと言ふのは悪いんですが、それほど
地方にとって必要ないものも残る。こういうこと
だから整理合理化は必要だという考えで、私ども

も昨年九月に自治省としてはメモをつくりまし
て、どういふものが合理化できるかという地方
団体の意見を聞きながら、そういうものをメモと
して大蔵省に提示したところでございまして。
それで、予算編成の折衝のありまじした十二月の
二十二日になりました。どうしても財政環境は極
めて厳しいからこの補助金の一割カットは国の立
場からぜひ受けてもらいたいという要望がござい
まして、私どもはそれにいろいろ考えたのでござ
いまして、国は財政も非常に厳しい、地方も厳し
いことはもとよりでありまして、一年限りであ
り、しかもその減額した分は国においてちゃんと
補てんをしますというお約束をいただいた暫定的
な緊急的なものとしてこれを受けざるを得なかつ
たということでもございまして、その点は地方団体
におきましては形においては非常に御不満でござ
いまして、いろいろ御了解を得るべく努力いた
しまして、一応一年限りでそれを補てんするとい
うことで御了解を申し上げたところでございま
して、今度の御提案申し上げるような法律の中
にも財政上の措置を講ずる、つまり交付税一千億
あるいは建設地方債四千八百億というように
も財政上の措置を講ずるといふことでもござい
ますので、私どもはそれが直ちに地方に負担を転嫁
するものではないという地方財政法の考え方をいた
しておるわけでございまして。

○中野鉄造君 今の自治大臣の今回の単年度の暫
定措置に關しての問題についてはこれからまたお
尋ねしてまいりたいと思ひますが、そこで、その
前に六十一年度の社会保障予算における問題とい
たしまして、人口の高齢化やあるいは物価の上昇
など、少なくとも六千億から七千億の当然増が今
後見込まれるわけですが、六十一年度においては
抜本的な制度改正による大きな財政効果の上がる
制度改正はこれは仮にできないと、まあ次に六十
一年度から新しい年金制度が発足して従来とられ
たような年金の国庫負担への一部繰り延べがやり
にくくなった、こういうような理由から社会保障
の費用における歳出抑制策はもう既に限界に來てい

る。したがって、四年連続のゼロないしマイナ
スの概算要求基準による予算編成を明年度予算にお
いても続けることは、これはもうここに至つては
不可能になったんじゃないか、こういうように判
断するんですが、まず厚生大臣、いかがでしょ
うか。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、い
いよ本格的な高齢化社会を迎えるわけでござい
ますので、いわゆる当然増と言われる費用がふえ
てくるということは否めない事実であらうかと思
います。まだ正確に試算したわけではございませ
んけれども、かなりの額が見込まれるわけでござ
いますので、その問題につきましましては、厳しい財政
事情の中ではありますけれども、いろいろ財政当
局にもお考えをいただきたというところは申し入
れてございまして、けれども、しかし今おっしゃ
いした制度改正がもう種がなくなつたというよう
な意味合いでは私は考えておりませんで、今後も
やはりそういうものをできる限り探索はしてい
かなければならないというふうにも考えておるわけ
でございまして、これはまだ確たる自信を持つて
御答弁でもございせんので、その点は御了承願
いたいと思ひます。

○中野鉄造君 大蔵大臣いかがですか、今の問題
について。
○国務大臣(竹下登君) 確かに医療制度、制度施
策の根源にさかのぼってひとつ実施していただ
いた、そうして六十一一年からのいわゆる年金問題
が一つございまして、そのほか大きな制度、施策
の根源にさかのぼった改革案があるかとおし
やいますと、今厚生大臣からの御答へのとおり
なわけであります。私どもも寸時たりとも制
度、施策の根源にさかのぼった制度改正を念頭に
置きながら対応していかなくやならぬという気持
ちは持つておりますが、今日現在このようなもの
が中野さん、存在しておりますと言ふだけの準備
は私にはございせん。
○中野鉄造君 そうしますと、予算委員会でもこ
のことに付いては触れたわけですが、これはもう

本当に単年度限りであるということを明言できま
すか。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる制度改正の問
題、そうしてまた今度御審議いただいている法律
の中に入っております恒久措置につながるもの、
これは別といたしまして、そうでない暫定の一年
限り、すなわち暫定措置というのは法律上まさに
そのとおりでございます。

ただ、三大臣の申し合わせにございますよう
に、されば六十一年どうするかということにつ
きましては、予算編成時までに協議をしてそのあり
方、費用負担のあり方等についてさらに検討を進
めて結論を出さなきゃいかぬというふうに考えて
おります。

○中野鉄造君 そこでまた厚生大臣にお尋ねいた
しますが、今お話にもありましたように、どうし
ても明年度はさらに当然増経費が見込まれるとい
うことになれば、もうすぐ概算要求の時期になっ
てまいりますけれども、少なくともこの高率補助
金の一割削減という措置を明年度はこれはもうと
らないという方向で、その具体的な額といいまし
ょうか、そういうものはもう明示すべきじゃない
かと思うんですが、いかがでしょうか、厚生大
臣。

○国務大臣(増岡博之君) まだ現在の法案を御審
議いただいておりますので、来年度の
ことにつきましては、先ほど申し上げましたよ
うに確たる数字を挙げて議論をしておるわけでは
ないわけでございます。したがって、来年の
ことをとかく申し上げるということもいかか
かと思えますけれども、かなり厳しい予算編成にな
らざるを得ないという、いわゆる印象的なものは
持つておるわけでございますけれども、何しろそ
の数字の裏づけがございませんので、また先生に
いろいろこうだということをお願いかねるとい
う状況でございますので、御了承をいただきたい
と思えます。

○中野鉄造君 それでは、その問題についてはこれ
から少し議論してまいりますが、まず違った

角度から大蔵大臣にお尋ねいたしますけれども、
財政再建と行政改革に名をかりたこれまでの政府
の財政政策は、常にその年度年度の予算編成にお
いて、単に一般会計の収支じりを合わせるために
国民や地方公共団体に負担を肩がわりさせて、後
年度に先送りをしたようなことで今までやってき
た。このことについてはもうつとにほかの議員か
らも指摘されているところであります、そこで
私は昭和五十年年度以降において政府がとってきた
財源対策の歩みを拾ってみたくて、そうし
ますと、実に多種多様にわたる一般会計の収支じ
り合わせの措置がとられておりまして、例えば特
殊法人や特別会計の積立金を取り崩して一般会計
に繰り入れさせる、あるいは税収の年度所屬区分
を変更して税金を前取りする、あるいはまた法定
されていながら繰り入れを停止し、ある
いは削減して後年度に穴埋めをする、こういうた
ようなことがしばしば行われているわけござい
ますが、これらの各種特例措置のうち、従来、各
特別会計に繰り戻したり、あるいは特例措置によ
って支出しなかったことによる分、それを将来埋
め合わせしなければならぬ金額がどのくらいで
あるか、お尋ねいたします。これは、できれば特
別会計における過失運用収入金も含んだものをお
願いしたいと思うんですが。

○政府委員(平澤貞昭君) 突然のお話ですので、
この資料といたしましては、前に予算委員会に御
提出したのがございますので、その数字を申し上
げたいと思えます。

まず一つが、厚生年金等への繰り入れでござい
ますけれども、これを四分の一、財政再建期間中
カットしてきているわけでございます。これにつ
きましては、五十七年から六十年年度まで合わせ
まして一兆四百九十億円という数字がございま
す。それから特別会計といたしましては、国民年
金特別会計への繰り入れ分、これを年度間で調整
しているわけでございますけれども、これが五十
八、五十九、六十年年度で八千九百五十七億円で
ございます。それから自賠責特会からの部分でござ

います、受入部分二千五百六十億円でございま
す。それからこれは今後この法案の御審議をお願
いを予定しておりますけれども、厚生保険の健康
勘定への繰り入れの九百三十九億円でございま
す。

○中野鉄造君 私の質問の順序が非常に不自然な
形になりますけれども、ただいま河本國務大臣が
のつぎきならない国際的所用のためにお急ぎのよ
うでありますので、河本大臣にお尋ねしたいと思
います、さきのボンサミットの経済宣言では、
米國経済が減速傾向を示している中で各国がそれ
ぞれ世界経済拡大に果たす役割を分担すべきであ
る、そういう考えが打ち出されました。我が国と
しては、市場の硬直性とその規制を取り除いて、
内需主導の潜在成長力を掘り起こすという役割を
担っているものでありましようけれども、市場開放
を仮に一〇〇%実施したとしても、我が国と欧米
諸国との貿易構造は異質なものである、このよう
に私は思うわけでございまして、日本側の輸出超
過はこういうことでは解消されないのではないか
かと思うわけでございしますが、この辺については
いかがでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 一連の市場開放措置を
とつても、ほかの幾つかの条件があるから、それ
だけでは問題の解決にならないのではないかと、こ
ういう御質問でございしますが、私もそのとおりだ
と思えます。やはり対外経済問題を解決するため
には幾つかの課題がございまして、先般も政府の
諮問委員会から答申を受けておりますが、緊急の
市場開放のほか日本としてやるべき課題を合わ
せて六つ挙げられております。

その一つが、さらに今後、緊急市場開放のほか
に、原則自由それから制限は例外だ、こういう基
本方針に立つてさらに中期的に抜本的な市場開放
措置を講ずべきである、こういう課題が一つで
ございます。それからもう一つは、内需の拡大をや
らないと、つまり国内の購買力の拡大を考えない
と問題の解決はできませんよ、こういう指摘も
受けてまして、内需拡大について四項目を挙げて、
こういう方法でやりなさい、こういう問題点を指
摘されております。それから産業協力、技術協
力。それから為替問題が今のような状態ではなか
な貿易収支の改善は難しいので、為替問題にメ
スを入れない、こういう指摘も受けております
し、それからODAを拡大する、そういう方向で
検討しなさい。こういうことを今後政府の取り
組むべき中期的な課題として指摘を受け、政府の
方もこれらの諮問委員会の答申を全面的に尊重し
てその方向で進んでまいります、こういう約束を
いたしましたのが先月九日の対策だ、こう思いま
す。

特に、私どもが重大に考えておりますのは内需
の問題でございますが、内需の問題は、一つは国
内の購買力の拡大という観点から貿易不均衡に役
立つと思えますが、同時に内需の拡大、特に個人
消費とか個人住宅とか、こういう分野での拡大が
進みますと、現在の日本の経済はアメリカ向けの
輸出の拡大それからそれに伴う設備の拡大、これ
が中心で経済が動いておるわけでございしますか
ら、そうじゃなしに、それも一つの柱として結構
だけれども、個人分野での内需の拡大、こういう
ことが進みますと本格的な私は景気の立て直し、
景気の回復になろう、こう思うんです。

そういたしますと私は円、ドルの関係、為替に
も相当いい影響が出てくると思えます。と申しま
すのは、今円が弱いのは、一つはもちろんアメリ
カの高金利もございしますが、高金利だけではな
い、こう思います。やはりアメリカ経済は全体と
して非常に強くなつておる、しかも日本はいび
つな形で経済成長をしておる、つまり日本経済は
本当に強くなつていないのではないかと、こうい
うような経済全体に対する分析と評価というもの
が私は円安の一つの背景になつておるのではない
か、こういう感じがいたします。例えば、アメリ
カの経済でもちよつと成長がスローダウンいたし
ますとドル安になります。そういうことを考えま
すと、日本経済の体質を改善する、外需中心の成
長ではなくして内需中心の成長に切りかえてい

く、そういうことになりまゝと為替問題にも好影響が出てまいりまして、これは御案内のように、昭和五十三、四年ごろの前回の石油危機後の立ち直りの時点におきましては、日本の円は二百円前後になっておりまして大変やりやすかったのでございますが、現在の二百五、六十円という円安の状態もある程度改善されるのではないかと、このように思いますので、二つの意味から、つまり国内の購買力の拡大、それとそれと自身が為替にいい影響を及ぼすであろう、こういう二つの観点から先般の諮問委員会の内需の拡大というその問題点の指摘については真剣に取り組んでいかなければならぬ、私はこのように理解をいたしております。

○中野鉄造君 大筋においては私も河本大臣の考えと同じでございますが、いわゆる日本の場合には経済成長に対して輸出弾力性が非常に高い、経済成長を仮に一としたとしますと輸出の弾力性が一・六というぐらゐなものではないかと思ひますが、それに比してアメリカの場合は輸入弾力性が高い。そういう貿易構造の面で既にハンディがある。そういうようなところからなかなか貿易摩擦というものが単純な施策では十分な成果が上げられないんじゃないかと思ひますけれども、しかしそれはそれといたしまして、御案内のようにアメリカ議会に象徴される輸入超過による我が国へのいら立ちを静め、要らざる摩擦を避けるためにも、やはり少なくとも我が国の経済政策の姿勢を対外的に示すべきときではないか、こう思ひますのでございます。

もちろん、先ほどもお話がありましたように、市場開放への努力は真剣に取り組んでいかなくちゃいけないですけれども、それにも増して今大臣おっしゃったように必要なことは、外需依存の経済政策を内需依存のそれに切りかえるということであると思ひますけれども、それにほゞはまらずやはどうしても思ひ切った減税が必要じゃないか、こう思ひます。例えば、五十九年度八千三百億程度の減税がございましたけれども

も、この程度のもものでは結果的には消費支出を期待するということなどは無理であった、困難である。したがって、それでは消費支出を刺激するに足る減税ということになるとどのくらいのものが妥当であるか、河本大臣、この辺はいかがでございますか。

○國務大臣(河本敏夫君) 具体的な数字を挙げて私が説明するのはいかがかと思ひますが、ただ御参考までに申し上げますと、昭和四十八年に本格的な減税をやっておりますが、そのときは約一兆八千億の所得税の減税でございます。そのときの経済規模、GNPは百十四兆であつたと思ひます。現在のGNPのおよそ四割、そのときに一兆八千億の所得税の減税をやっております。それを現在のGNPに直しますと約五兆円ということになります。

それからアメリカ経済が本格的に立ち直りました背景には、レーガン大統領の大減税政策と規制緩和ということがあつたことは御案内のとおりでございますが、アメリカの減税の規模を日本の経済に引き直しますと大体十兆円ぐらゐだ、所得税減税に直しますと大体十兆円ぐらゐだ、こう思ひます。しかし、今の段階では十兆円の所得税減税をするということは現実問題として、幾ら一方で間接税の増徴等をしてしましても大変難しいと思ひますが、現在の経済規模を考えると昭和四十八年の所得税減税が一つの参考になるのではないかと、そのときよりも経済の状態は厳しうございまして、だからやるとすればそれを若干上回る規模が望ましいと思ひますが、しかしこれはこれから政府税調や党税調がそれぞれ作業されるまで前の今時点でございますから、それ以上数字を挙げて議論することはかえつていかがか、こう思ひますので、一つの例として御参考までに申し上げます。

○中野鉄造君 大臣、結構でございます。ありがとうございます。では、先ほどの補助金の問題の質問に戻りますけれども、そうした特別会計から一般会計への繰り入れといったそうしたようなこと、同じようなことがいろいろ行われておりまして、この件につきましては過日の予算委員会でも私お尋ねしたわけですが、例えばこの補助金整理法案についての私の質問に対して予算委員会で大蔵大臣は、この単年度の暫定措置、これは単年度だけであるかという私の質問に対しては、このことについて大臣は、「今後その検討課題は、なかなか可能な限り一年以内という期限つきの中でこれが残されておるわけでございますので、それを部内で議論をしてその結論が出たならば、あるべき姿としての暫定でない制度に変わっていく可能性を抱合した措置である」というように理解していただきたい、こういう答弁があつたわけでございます。

しかし、あのときは先を急ぎましたので重ねてお尋ねするということもしなかつたわけですから、でも、どうもきょうに至りましては何だかわかつたようなわからないような気がするわけですが、そこで再度お尋ねいたしますけれども、「その結論が出たならば、あるべき姿としての暫定でない制度に変わっていく可能性を抱合した措置である」、これはどういうことでしょうか、わかりやすく御説明をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 言葉を選んで申し上げますと、言葉正確、意味不明、こういうことになりがちでございますが、私が申ししたのは、とにかく議論をいたしました、暫定で一年でお願いをしなきゃならぬようになりまして、したがってこれから一年かかつて、去年の十二月の時点から一年でございまして、予算編成までに三者で協議をいたします、そしてその協議をしたものは可能な限り恒久措置のいわば補助率にしたいという意味を申し上げたわけでありまして、事によつては当分の間とかいろいろな議論を今までもしてまいりました。あるいは財政再建期間中とか、物によりましていろいろな議論をしてまいりましたが、可能な限り一年ごとに御審議いただくという状態でないものにしたという意味で申し上げたわけであり

ます。

○中野鉄造君 あれから既にもう三カ月が経過しようとしておりますけれども、もう既に今五月も中旬になりました。先ごろの新聞等でも来年度の概算要求基準は七月下旬には閣議決定される予定と、このように報ぜられておりますけれども、これは厚生大臣にもお尋ねいたしますけれども、その三者でいろいろ討議はされておると思ひますけれども、そろそろこういう概算要求基準の時期ではないか、それがなければまだ結論が出ません、まだ結論が出ませんと先送りして、また先送りになるんじゃないかといううな、そういう危惧をするわけでございますが、いかがでございますか。

○國務大臣(増岡博之君) お尋ねの御趣旨は、概算要求の基準ができるまでに三省間の協議をやつたらどうかというお尋ねだと思ひますので、さういふこと、

(委員長退席、理事伊江朝雄君着席)

まだこの問題は、御承知のように大変大きな問題でございますので、それぞれの胸の内でもいろいろなことを考へておるわけでございますけれども、現在のところではどういふふうに検討していくかというその方法等について相談をしておる程度でございます。したがって、概算要求の基準を定める時期にあるいは間に合わないかもしれないというところも考へられますけれども、その際にはいろいろどういふふうに対応するかということとは今後真剣に検討をしていかなければならぬと思ひますので、何にしましても、厚生省といたしましては、来年度予算というものは本当に福祉の水準を守ることができるとかどうかという際どいぎりぎりの立場に立つておると思ひますので、今後ともそういう立場から真剣に検討してまいりたいと思ひます。

○中野鉄造君 大蔵大臣、お願いします。

○國務大臣(竹下登君) 今、大要厚生大臣からお答えがありましたとおりでございます。率直に申

しまして私もそれを念頭に置いての御質問だと思いますが、概算要求というのは一つの頭の痛いところでございます。ただ、概算要求というのは、法律でもって概算要求ということは決まっておりますが、その基準はいわば閣議決定で決めますので、その場合はあるいは現行どおりとかあるいはもとに戻したとか、そのときはそのときの基準はまあ決まるのかなと。そうしますと、今度ははいよいよそれから予算編成作業に入るわけでございます。それと並行して仮にこの作業が行われるという形になりますと、いわば関係方面の意見はどういう形で聞かすかというように事務当局で折々協議をしておると私も思います。

が、私自身が感じましたのは、やはりこの問題の土台の議論はどこに求めるかというところ、結局この国会の意見を集約して、それを土台として議論をした方がいいんじゃないかということになると、この国会の議論等をまず整理しまして、そして本格的作業に入るという手順になるのではないかな。これは相談して決めたわけではございませんが、私なりにそんな感じを今持っております。ことを率直に申し上げます。

○中野鉄造君 そうしますと、この一年以内には三者の閣議決定でやっていくという
〔理事伊江朝雄君退席、委員長着席〕
何だか非常にそういう当初のお約束がどうも危ぶまれるような感じがしてならないんですが、その辺のところはいかがでしょうか。絶対にそういうようなことはない、近々結論を出すというように理解してもいいんでしょうか。

○国務大臣（竹下登君） やはり覚書にございますように、「政府内部において検討を進め、今後一年以内に結論を得るものとする」と、この方針は堅持していかなくやならぬ。どういう手法でやっていくかということについて私が最近感じておりますのは、国会の議論を全部整理して、これはまた別に税調があるわけじゃないから、これを土台として各方面の意見を聞きながら三省で議論をし、そして最終的には閣議決定、こういうことになるわけではございませんが、そういう手順ではなからうかというふうな気持ちを持っております。

○中野鉄造君 実は、私がこういうことをくどく聞くのは、事ほどさようにその場その場を何とかぐぐり抜けてやがてそれが置き去りにされる、やがては忘れ去られていくというような、そういう可能性が出てくるんじゃないかというのを危惧するからでございますけれども、例えば国民年金の一般会計からの控除額が、昭和五十八年度から六十三年度までの合計が一兆二千二百九十億円、そして六十五年から七十二年までの加算額がやはり同額の一兆二千二百九十億円と、一般会計より繰り戻しをするということになっておりますけれども、先ほどもちょっとお尋ねいたしましたこの間の逸失運用収入を、利回り仮に六％と仮定いたしますと約一兆円、これを仮に七％とすると約一兆四千四百億円程度となるわけでございますが、これについては七十二年以降で降準化の趣旨にのっとって返済していく、こういうふうに九十八国会で大蔵省は答弁しております。あるいは同じく特別会計の、今も答弁がありました自賠責から五十八年度に二千五百六十億円が一般会計に繰り入れられておりますけれども、これは六十一年度から六十七年度までに繰り戻すということになっておりますが、これまた各年度別の返済計画というものはないのかと私は理解しておりますが、すべてこれらがこのようにして後年度負担となっていくと私は思うんですが、いかがですか。

○国務大臣（竹下登君） 今日までとてまいりました措置、今代表的なものとして自賠責それから年金の問題を御指摘なさったわけでございますが、ぎりぎりの努力を払って限られた財政事情のもとでいろいろな工夫を行ったということでございます。これを、言ってみれば後年度ツケ回しというべきものか、あるいは私の側に立って申し上げますならば、いわゆる年度間の調整、こういう言葉を申し上げておるわけではございません。したがって、この問題につきましては、自賠責、これは五十八年度において一般会計の厳しい財政事情にかんがみて、財源確保のための特別措置の一環として特金運用益の一部を一般会計に繰り入れたところによつて一般会計から自賠責特会に繰り戻す、これは財源法でございます。これは申し上げておりますように、確かに五十八年五月十日の参議院大蔵委員会において多田省吾先生からの御質問に對し、大蔵省が正確に答えておるところでございます。

それからもう一つの問題につきましては、国民年金特会、これは昭和五十八年度から国民年金特会への国庫負担金の繰り入れが、老齢福祉年金等の経過的年金のため、当面は減少しその後は増加していくことにかんがみて、特会への国庫負担金の繰り入れのいわゆる平準化を行った措置である、こういうことを申し上げておるわけでありました。したがって、この平準化措置の趣旨からいいますように、返済額が法律上定められておることになるわけではございません。したがって、この問題につきましては、私どもも従来の約束を申し上げておりましたところの措置は、私どもとして今日もなお変わっていない。ただ、まさにこし一年限りの措置としてお願いしております国民年金問題というのは、御案内のように、制度が変わってまいりますのでこの法律の外へ当然出てまいります。そういうような措置にしているのかというのことは来年度予算編成までに考えなきゃいかぬ課題だという問題意識は持っておりますところでございます。

いささか二つのことについて私の答弁は不十分であったと思っておりますので、正確を期する意味において事務局から補足した方が適切であろうかと思ひます。

○政府委員（平澤貞昭君） 今の大臣の御答弁に尽きるわけではございませんけれども、補足的に申し上げますと、一般会計が非常に苦しい状況にあるわけでございます。それとの関係で自賠責あるいは国民年金特会との間で財源の調整をお願いしているというところでございます。その場合に、自賠責特会あるいは国民年金特会に對して御迷惑はおかけしないようにしようということでございまして、例え国民年金の場合には、老齢福祉年金等の実施等によりましてある時期におきましては国民年金に余裕が生じるわけでございます。それを一時的に一般会計で使わせていただいて、後年度、必要な時期において法律で定める額をきっちりお返しするというところで、これは大臣もお話ししましたように、年度間の財源調整としてやらせていただくということでございます。それから自賠責特会につきましては、過去の積立金の運用益が生じておりますので、その運用益のたしか二分の一でございますが、これを一時的に一般会計で使わせていただくという措置でございます。したがって、それぞれの特会との関係では十分にいろいろな点を検討した上でやっているわけではございます。

○中野鉄造君 いろいろお答えがありましたけれども、しよせんこういったようなことは先送り先送りしてはとほりをさましてながら、その時期が来れば下手するとまた先送りといったような、こういうような糊塗策は結局国民に何らかの形でしわ寄せになってくることは、どういふように言い繕われようともこれはもう明白であると私は思ひます。

大臣、いろいろ工夫をして財政の操作をやった、こう言われますけれども、その返済の時期が来たところには総理もかわっておりまして、大蔵大臣もかわっておりまして、主計局長だってかわっているし、既に二代、三代もこれはかわっていると思ひます。そして今申し上げますように、こうした国民へのしわ寄せと並行して、いま一つは後代への財政、行政への責任の先送りでもあるし、あるいはもうこれは転嫁であり、これは本当に無責任なやり方だと思ひますけれども、この点いかがですか。

○国務大臣（竹下登君） この問題は確かに、まず自賠責で申しますと、そのとき私は大蔵大臣

でございましたが、本当にこれは一遍こつきりだから勘弁してくださいと、簡単にそういう答弁をしてお願ひしてきたわけでございます。ただ、幸か不幸か、今日私がそのまま続いているわけでございますけれども、これにつきましても、これはお約束でございますから、これは何としても財政事情等を勘案しつつ、毎年度の予算編成においてこれは適切な対処をして約束おりなことはちやんとしなさいかぬと思ひます。

それから国民年金、これも五十八年度からのいわゆる私どもが考えました一般会計と特別会計とのいわば財源の調整措置である、だから後世代へのツケ回しではございせん、こういう答弁をして今日に至つておるわけでございせん。したがつて、これもお約束のこととをきちんとしていかなきゃならぬ課題だ、いやしくも幸ひ、こういう国会の答弁は残りますから、これが平準化措置を行ひまして、今御指摘なさいましたところ、控除額、加算額等をやつてみました場合に、これがピークを迎えるところになります、それは年齢的にもあるいは私どもの平均寿命よりは少し下でございすけれども、ずっとそれを守り続けていかなきゃいかぬ約束事でございすから、これは我が党が政権の座にございすうとも、政権の交代がございすうとも、やはりこれは国庫の最高機関たる国会へのお約束でございすから果たしていかなきゃならぬ課題だというふうに考えます。

○中野鉄造君 ついでと言つてはなんです、ちよつと参考までにお尋ねしておきたいのですが、同じ特別会計の中で国庫の特会と自賠責の特会、片方はそういう利息がつく、片方は利息がつかない、これはどういふわけなんですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 国庫の場合は長期の保険計算に基づいて年金制度ができております。したがつて、そこにございすお金は常に収益を生むという前提ですべて計算されておるわけでございす。他方、自賠責の場合は、御存じのように自動車事故に伴う保険をやつておるわけ

でございすけれども、これは単年度ごとに保険収支を締めおりますので、いわゆる長期的に資金を運用して利子を賄ひ、それをまた給付に充てるという計算にはなつておらないわけです。しかし、結果的にはその収支の上で収益がある時期に生じるということもあるわけでございすので、その収益を一般会計で繰り入れ、繰り戻しの関係でお借りするというところから利子は付きないうこととお願ひしたとございす。

○中野鉄造君 少し論点を違へてお尋ねいたしますが、ところで大蔵大臣は、財政金融に関する政策運営の最高責任者として、国民の今日現行税制に対する不満とかあるいは憤りといったようなものがあるわけですか、これをどのように認識しておられるのか。先ほど私、河本大臣にもお尋ねいたしましたけれども、五十九年度に実施された八千三百億円の所得税の一般減税で五十三年度以来の物価調整がなし得られた、このように理解されておるのかどうか、そのところもあわせてお尋ねいたします。

○国務大臣(竹下登君) 我が国の税制そのものに對してシャウプ勧告以来、シャウプ勧告というのは読んでみますと私はそれなりにきちんとしたものだと思ひます。それが長い間かかつている間にむしろゆがみ、ひずみが生じたということ、それから所得の捕捉が必ずしも、私の方からクロヨンがございすものとトローサンがございすとは言えませんけれども、結果としてそういう言葉が出るような不公平感というものがそれぞれに存在しておる。したがつて、この際、国会の議論等を正確に報告して政府税調で抜本的な議論をやつておらうやないか、こういう考え方に立つておるわけでありま。したがつて私は、今日はそういういろいろな不公平感の問題等が国会の議論等でも出てまいりますものを土台として、それこそ総理の言葉をかりますならば、公平、公正、簡素、選択、活力という税体系というものが論ぜられ、つくられていくことを期待しておる、こういうふうなところがまず原点にございす。

それから今度は不公平感とは別に所得税の問題で申しますと、もとより所得税減税をすればこれはそれなりに消費の拡大につながる、これは原則的に私もそう思ひます。なかつて、今日物価が超安定でございすからそれはそうなると思ひます。ただ、この議論をしますときにいつも矛盾を感じますのは、先進国の我々のグループの会をしますと、されば所得税負担率が一番低いのは日本じゃないか、それで財政赤字、財政赤字と言わ

ないでもつと増税してちゃんと財政赤字を埋めた方がいゝんではないか、こういうお互いの仲間の中ではそういうディスカッションも率直に起こつてまいります。しかし、それはそれとして、我が国が国民負担率も、ヨーロッパもところによつては五五%、我が国は三五%でございすから、それは将来は高くなるであろうと、高齢化社会が来るに従つては言われようとも、ヨーロッパよりかなり低いところをこれを抑えていくための努力はこれからもしないかやないかと思ひます。

そして税の問題というものは今三つ問題があると思ひます。一つは、今申しました抜本改正をやろうというところになつておる。それからもう一つは、与野党の幹事長、書記長会談で議論しておられるという舞台がもう一つあると思ひます。それからもう一つは、内閣拡大のためのということだけを念頭に置かれたところのいわゆる対外経済問題諮問委員会の答申というものが政策提言でございす。報告書でございまして、「内閣中心の持続的成長に役立つ税制の見直しが必要である。基本的に貯蓄・消費・投資のバランスを図る観点から検討を行う必要がある。」という、この三つあるわけですが、そういう今世間に浮き彫りにされておる要素が、それをどういふふうな調整をしながら進めていくかというものが政策選択の課題だということふに私は考へて、今日時点でそういう考へをしております。そこで、私の場合はまさに税当局そのものでございすから、したがつてあらゆる予見を挟まないようにできるだけお答えをしておるわけでございすけれども、その三つをどう

いう形で調整してこの検討を進めていくかということは、そう投げっぱなしにしておくわけにはいかな課題だというふうな問題意識は持つております。

○中野鉄造君 それでは、ちよつと今お尋ねいたしました、明確な御答弁がなかつたんですけれども、五十九年度の減税が果たして物価調整がこれによつて行われたことになるかどうかということなんです、私はそういうふうには思ひません、これについてのいろいろな事例を挙げてお尋ねすると時間が長くなりますからやめまして、はしよつとお尋ねいたしますと、例えば大蔵大臣は多少の減税をしても貯蓄に回つてしまふので消費刺激にはならない、こういうふうなお考えなのかどうか。そうではなくて、実質所得がプラスになる減税をして初めて消費を喚起し、内閣拡大につながる、こういうふうには思ひますが、この点はいかがでしようか。

○国務大臣(竹下登君) 私も所得税減税というのは結果として消費の拡大につながると思ひます。貯蓄性向は確かに高うございす、貯蓄がなぜ高いかと言われる問題では、私どものサミットを初めとする国際グループでの会議のときにいろいろ議論をいたしますけれども、ただ、どの国も面と向かつて指摘できないのは、おまえのところは貯蓄率が高過ぎるというの、これは言えない議論だと思ひます。それじゃあなた方もと勤儉貯蓄の思想をお持ちなさういふじやないですかという反論も成り立つわけでございすから。ただ、相手方がいろいろ議論される中で、国民性における貯蓄性向というのはなかなか日本語で説明しても向こうにはわかりませんが、これを通訳を通じてやつても割合にわかりにくいようございす。だから、それは所得税減税すれば貯蓄もそれはふえるでございす。しかし、消費拡大にもつながる。

ただ、それが輸入にどれだけ影響するか、こういうことになりま。今、一応つづいた資料では、五兆円減税しますと大体七億ドル程度ふえる

んじやないか。それからふえ方だけで言いますと、三兆円の公共事業の投資をやれば十三億ドルふえるんじやないか。ただ、七億ドル、十三億ドルという余り金額が小さいものでございますから、それは先ほど中野先生おっしゃったように、構造的な問題がありますから、内需は拡大しよう、しかしそれがトタに輸入に金類的に多量につながるということにはならぬじやないかなという感じは私も持っております。所得税減税が消費の拡大につながることは、これはもちろん事実でございますが、大きく輸入につながるという状態には、これは結局のところ何もかも日本の方が安くていいわけでございますから、なかなか難しい議論だと。その議論、三日間、大蔵大臣会議といふのはそんなことばかりやっているわけでございますから、私も感じました。

これは先生、別に冗談で申し上げるわけではございませんけれども、ちょうどアジア開発銀行の総会からサミットへ参りますと、アジア銀行に参りますと、日本のように働こうと、日本のように貯金しよう、日本のように勉強しようという大環境の中におりまして、今度サミットへ行きますと、日本より余り働くな、余り貯金するな、余り勉強するな、何かそんな感じの中に自分を置いておったような自己矛盾を感じましたことを、少し長くなりましたが、素直にこの際、感想として申し述べさせていただきます。政策論争じゃこれはございません。

○中野鉄造君 ところで、今も大臣おっしゃったように、最近、我が国の高貯蓄率活用による米國からの内需拡大要求もあって、自民党の首脳の中には内需拡大のための所得税減税の六十一年度実施、そしてそのための財源としての非課税貯蓄を撤廃して、利子配当所得に対する低率分離課税を行わなければならないという、こういう声もちらほら聞かれるようですけれども、こういういわゆる財政当局としては、貿易黒字は米國経済の拡大やドルの独歩高といった海外要因によるところが大きいとして、減税など財政面からの内需拡

大には否定的見解を明らかにしているということも一面ではうかがわれますけれども、このような減税による内需拡大論の動きに対する大臣の見解、今もお話がありました。しかし、そういうような意味から非課税、低率分離課税といふこの一連の動きについては、大臣、どのように構想を持っておられますか。

○国務大臣(竹下登君) 非課税貯蓄の問題につきましては、一応税制調査会等いろいろな議論があったわけでございますが、政府が選択いたしましたのは、いわゆる非課税貯蓄の問題等につきましては、これは新たにまた利子配当所得の持つ特殊性とか、金融の国際化とか自由化というような進展も今日あるわけでございますから、我々の姿勢は引き続き検討といふのは残っておりますわけでございます。今日の措置としては、いろいろ議論をいたしましたけれども、きょうその政令を出しまして十四種類、私も十四種類並べてみました。健康保険証がありまして住民票がありまして、あるいは運転免許証がありまして、そういうもので本人確認をするというような政令をきょうの閣議で決めさせていただいたわけでございますから、今日の場合は来年の一月から実施される限度管理といふものを進めていくわけです。で、非課税貯蓄そのものはいわばこれは引き続き検討という課題にはもちろん入っております。税調の答申で低率分離をやるべきだといふ筋の答申が一週は出たことがあるわけでございますから、それは残っております。が、いろいろな問題点がございしますので、きょう、私どもの見通しを申し上げる段階にはないというふうに思っています。

最近この議論が出ておりますのは、先ほど申しましたいわゆる貯蓄がなぜ多いかというのに、いや国民性があると。もう一つは、かつては老後対策ができていなかったから、そこで老後のために貯蓄する。それが慣習として続いている。近ごろは結構年金制度等ができておるとはいえ、その慣習が続いている。それから三番目はボーナス比率が高い。だから、十二分の一じやなくして、公務

員でも一六・四でございますから、したがってそれが貯蓄に回る傾向があるとか。それから四番目は日本の銀行は倒れないと、郵便局もろんですが、そういうものが貯蓄が高い要素だろうと言うと、外国の人がその次に言いますのは、やはり税が低いからそれで貯蓄が多いんじやないか、こういう議論が一つ出ます。それからもう一つの議論としては、私どもの国では余り例がございませんが貯蓄優遇税制といふのがございます。そうねという質問が、これは皮肉じやございません、勉強のために出てくるわけでございますから、そういう議論がもう一遍いわゆる非課税貯蓄の問題として議論に出てくる背景にあるのかなと、客觀的にそう見えておるだけでございます。我々も思うということをお願いいたします。政府税調等では国会の論議を正確に報告し、政府税調等では議論をして決めてもらう問題だろうといふふうに思っております。

○中野鉄造君 こういう案が出てきたその背景には、先ほどちょっと大臣も触れられましたように、所得税減税の見返りとしての大型間接税導入が非常に困難になるような状況である。そこで少々の減税をしても、それが個人消費に回らずに貯蓄に回ってしまうため利子配当に低率分離課税を行う、こういう意図があるのではないかと、いふようにも受け取れるのですが、そのところはいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 今先生おっしゃったような議論も私もないではないと思えます。しかし、そういう問題をまさに正確に報告して、これから議論していただく問題でございますので、私自身そう思いますという断定するだけの自信もございませんし、また一つの議論としては存在するだろうという程度にとどめさせていただいた方が無難かなと、こんな感じでございます。

○中野鉄造君 それでは、仮に所得税減税との抱き合わせで利子配当の低率分離課税を行おうとしていふとするならば、予算委員会が政府が意図していたようなああいう大型間接税の導入といふものはこれはもう今では完全に断念した、こういうように考えてもいいのかどうか、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) やはりいわゆる間接税でございますが、この定義は難しいにいたしまして、いわゆる大型間接税と申しましたら、そういう問題を今断念したという状態に置くことはいいんじやないか。一方に福祉目的税としてそれをやることによつて一方所得税減税した方がいいんじやないか、こういう議論も国会の議論の中であつた議論でございますし、やはりそれらを総合的に報告して、プロの世界でもう一度議論をしてもらうべきことではないかな。消費一般にかかる税制そのものを税制として否定するわけにもまいりませんので、やはり今の段階で、これは取り上げます、これは断念しましたという環境には、大蔵当局そのものでございしますので、私からはそういう予見を申し上げるわけにはいかぬじやないかなというふうに考えます。

○中野鉄造君 この税制問題につきましては、先ほどからおっしゃっておりますように、もう戦後税制の抜本的見直しとして大上段に振りかぶっているわけですが、仮に所得税減税を六十一年度から実施するとともに、早目に何らかの形で税制改革といふものを行うとされるならば、少なくともその改革内容といふものを国民の前に早く明らかにする必要があると思えますけれども、そこいらのスケジュールについてはどのようにお考えになつておられるのか。短期間で税率構造を初めとした抜本的改革はこれは無理であると思ふんです。国民に非常なやはり反発を買ふんじやないかと思ひますが、そういうシャープな改革を行うという以上は、国民の合意を得るようなそれなりの期間といふものも必要ではないかと思ふんですが、そういう時間的な問題も含めてどのようにお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) まず政府税調がどこから動き出すか、それに対してはどういう諮問をするかといふことから検討しなきゃならぬなと思つて

おります。したがって、この委員会、そして今度は大蔵委員会で財確法等々がございますので、その辺が税論議が一番集中してくる時期ではないかと思ひます。それらを整理します、国会が終りましてから。それで今度は税調にどういふ諮問をするべきか。今までのように国税、地方税のあり方についてお願いしますで、ちよつと云がないうような気もいたしますし、前文もきちんと考えないやいかぬじゃないかと、気持ちなりにはそういうことを考えております。そうしますと、御苦勞なことでもございますが、あるいは夏休み返上みたいな形でやっていたりできるかもしれませんし、これは相手様のあることでもございますけれども、それをやはり税調でございますから、期限を切つて諮問するということはできないだろうと思ひうてございます。

したがって、その後は税制調査会の推移を見なくちやいかぬ。どうなるであらうということでも申し上げるわけにございませんが、従来の経験からしますと、三年経過した段階で抜本的答申を出していただく場合、あるいは次の六十一年度税制のあり方についてのときに出していただく場合とかいふことが、従来の慣例からすればそういう場合があるというふうに思ひますが、いわば国民の理解と協力を得なければならぬ税制だつて實際問題として動かないわけだから、そして税務当局そのものも準備期間もあるであらう、だから少しゆつくり構えてやれよという議論も確かにございますし、それは言っておられないから六十一年度税制まである程度の骨子は答申してもらふようにしなさいかぬという議論もございます。が、この辺はもう少し議論の推移を見て税調さんとの相談になるんじゃないかと、こんな感じがしております。

○中野鉄造君 こういう問題になりますとすぐ税調に逃げ込まれるわけでは、見方によつては何かしら調査会政治といったような感さもあるわけですが、大蔵大臣として、少なくともスケジュールというかあるいは大まかな構想という

か、そこいらはやはりお示しいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) とかく私の方、私自身性格的にもそうでございますが、我々かと思ひうことができない性格でございまして、皆さん方の英知を承りながら、その中でみづから頭を整理消化していくという習慣が自分自身にあるなという、これはその都度反省をしておるところでございます。したがって、およそのようないうものは、国会の議論をまとめれば、それに対するある程度の私なりの評価とかいふことは全くなしに、国会の議論はこうでございしたので、どうぞこの議論を参考にしてくださいます。これは幾ら私が謙虚であつたといひましたが、それは許されんないんじゃないかという気はいたしてあります。

○中野鉄造君 もう時間もございせんので最後になります。厚生大臣にお尋ねいたします。

例の国立病院の統廃合についてのその後の経緯はどのようになつておりますか。

○國務大臣(増岡博之君) 国立病院、療養所につきましては、ことし一年かけて統廃合問題について考えをまとめて、その後の十年間で実行しようとするものでございます。したがって、その対象とか箇所づけというものはこれからでございす。

○中野鉄造君 どういう点がこうであるから統廃合する、どういふ点がこうであるから廃止するといふたようなそういう基準というものもあるうかと思ひますが、それをひとつ教えていただきたいのです。

○國務大臣(増岡博之君) 基本的な考え方を申し上げますと、現在二百五十余りございます病院、療養所のいわば従来から持つております一般的な病氣に対する治療機関という面での全国的なシェアといひますか、各種医療機関がたぶん出てまいりましたので、いつときはベッド数でも三割ぐらひでございしたのが今一割ちよつとぐらひになつておるといふところから、そういう一般的な

病氣を治療する機関というよりも、もう少し国立であるからには高度な先進的なもの、あるいは難病でありますとかいふような政策的なものといふような観点から、それにつけ加えて研究でありますとか研修でありますとか、そういう意味合いからかなり広域にわたる高度な病院にしなければならぬという考え方が中心でございます。それに基ついて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○中野鉄造君 それに伴ひまして、その場合に現在の職員の方々の今後の身分というものについてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(増岡博之君) この問題を処理しますにつきましての一つの大きな課題であり問題点であると思ひます。私もはできるだけ職員の身分は尊重する、あるいは配置転換ということもあるかもしれないけれども、よく労働組合とも協議しながら、十分な対策は考えてまいりたいというふうに思つております。

○中野鉄造君 次に、老健法見直しの中心課題になつております中間施設構想についてお尋ねいたしますが、御承知のように特例許可病院というものが決定してまだ日も浅いわけですが、この特例許可病院の内容充実というふうなもの、まだ十分その緒にもついていないといったように、またしても中間施設というふうなものがここにできてくる。そうすると特例許可病院との違いというものは、それはいろいろ無理に理由づけようと思ひますけれども、こういうものの充実というものを棚上げにして、そしてまたすぐに中間施設構想というふうなもの、こういうふうなもの、発想というか、そういうものはいかがなものでかと思ひますので、いかがでしょうか。

○國務大臣(増岡博之君) 御指摘の特例許可病院というものは、やはり私どもは病院というふうにとらえておるわけにございます。今後考えてみようという中間施設につきましては、病院と福祉の間、あるいは施設と在宅との中間というふうなもの

のについてのニーズが高くなつてきた。お年寄りがいわば治療を要する病氣といひますか、またそういう種類の病氣と、ある程度安定した病氣、そういうふうな面と、したがひまして看護と介護という二種類に分かれてくると思ひますけれども、そういう組み合わせ方をいろいろ考へてみようというところでございまして、したがつて病院に類するような施設というものは現在これからやろうとする構想の中に入つてこないものと考えておるわけにございますので、特例許可病院というものが今後やはり持続して維持されなければならぬというふうにお考えをしております。

○中野鉄造君 最後に、ちよつと大蔵大臣のお考えをお尋ねしておきたいと思ひますが、これから高齢化に向かひまして老人の保健、医療というものが非常に重要になつてくるわけにございす。その中でこのこれに関連した費用負担の公平化ということについて、いわゆる老人医療を保障の対象にするのか、それとも保障の対象にするのかというものが、これが今は混沌としていて、いろいろな気がして、これはやはり老人一般についてではなく、保険料の支払いに依り得る所得が得られる老人についてはこれは保険の枠組みに入れるべきではないかという、こういう議論もあるわけにございすけれども、費用負担の公平化ということについて、この辺のところについてはどういふふうにお考えですか。

○國務大臣(竹下登君) 今中野さんおっしゃつたような意見があることは私も承知してございす。が、いささかこれは専門分野の問題でございすので、私の立場からコメントするには少し私の能力が不足しておると思ひますので、それはやはり当局からお答えするのが正確ではなからうかと思ひます。

○中野鉄造君 では厚生大臣。

○國務大臣(増岡博之君) 大蔵大臣がお答えになりましたように、その分野を調整すると申しますか、大変難しい問題であり、特にそれぞれの場合

によつて、お年寄りでありますとか若い人あるいは障害者の方々という対象別にもいろいろ考え方が決まつてこようかと思つてあります。しかし、基本的には保険で賄うべき医療と福祉政策でやるべき医療とは大まかに言つて常識的にはやはり分野が違つてくると思ひますから、依然として福祉的な分野での医療というものは残つてくるというふうな考へております。

○政府委員(矢橋有彦君) その件については承知をいたしております。

○和田静夫君 この事実は、実は社内の監査で判明をして支店長以下五名が既に静岡へ左遷をされてゐるという状態でありまして、けさの通告で今まで調査が間に合なかつたんでしようが、引き続き警察並びに通産省の調査を求めておきます。よろしいでしょうか。

○中野鉄造君 終わります。

○政府委員(矢橋有彦君) 住宅ローンにつきましては、昨日も申し上げましたように通産省の所管外の問題でございますので、どこまで正確な調査ができるかわからない点も正直申し上げておきます。しかし、会社に問い合わせをしてみようと思つております。

午後一時四十二分休議

午後一時四十二分開会

○委員(松田徳太郎君) ただいまから補助金等に関する特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○和田静夫君 通産省、千葉でも同種の事件が発生をしてゐる情報があります。東京の歯科医師がうまくごまかして三千万円の融資を返済せずにやつてゐるということになつてゐるわけですが、その間日本信販は何もやつてゐないわけですね。取り立てもしなければ法的対抗手段もつてゐない。これはなぜかわかりませんか。

○政府委員(金澤昭雄君) 昨日もお答えをいたしましたように、いろいろな事実を含めまして、この種の関係の情報収集に現在努めておるところでございます。今お話しした点も含めまして、今後いろいろと把握してまいりたいと思つております。

○政府委員(矢橋有彦君) まことに申しわけございませんが、先生がただいま前提としてお述べになりました事実そのものを承知してゐないわけでございます。したがってコメントもできません。状況でございます。

○和田静夫君 警察庁、これは一般論ですが、会社の方針として住宅ローン名義貸しを行はせざる。業務貸し付けができるにもかかわらず住宅ローンによる融資を行う。その結果、非常識な名義貸し融資を行う。その結果、会社そのものの責任として、あるいは責任者の刑事上の責任を生み出すというふうな考へるんですが、一般論としてはどうでしょうか。

○政府委員(金澤昭雄君) 名義貸し一般論がどうかということになりますと、これが警察的に問題になるかどうか、これはちよつと難しい問題があると思ひます。ただ、警察といたしましては、住宅ローン契約におきまして、その過程におきまして不正の融資があつたかどうか、こういう点に着目して私どもの方の問題にしたい、こういうふうな考へております。

○和田静夫君 通産省、過去の住宅ローン名義貸しによるトラブルは何件あつたか、全体として、大手七社さらには日本信販、これはわかりませんか。

○政府委員(矢橋有彦君) 承知をしております。

○和田静夫君 これは改めて調査をしてみたい。問題は、通産は住宅ローンは大蔵の問題である、その他の答弁をされると思うんですが、大変難しい行政の谷間にあるこれらの問題をきょうは実は論議をしようと思つてゐるのであります。

一昨年の五月、決算委員会では日本信販の住宅ローン名義貸付事件を私は取り上げています。東京の建設会社が茨城県稲敷郡江戸崎で宅地開発を行つて、宅地を購入した人々に頼み込んで住宅ローンをつける。だが、それは実質的には日本信販による建設会社への融資であつた。その結果、建設会社は夜逃げをして行方をくらます。頼まれて名義を貸した人々は次々に日本信販から催告されて、土地を手放したり銀行から借金をしたりして返済をした。もちろん名義を貸した人々が軽率であつたといふことは否めませんが、しかし日本信販は損をしなかつた。一見、日本信販は被害者のように見えるわけですが、実は名義人という担保を確保した上でのリスク回避を担保した事業融資であつた。私は一昨年、信販による不適正融資の一例として問題を提起して行政の立ちおくれを指摘したのですが、そのときに行政の側がきちんと受けとめていれば今回のような事件というのは未然に防げたと思ふのであります。

○政府委員(金澤昭雄君) この巨大な融資機関となつた信販に対して現行法制では十分な対応ができないことから今回の事態が発生したと私は思つてゐるのですが、現行法の不備を見直す必要があるといふことについてはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 和田委員にお答え申し上げます。

まさにこの問題は、谷間にあると申しますが、住宅ローンについては通産省の所管ではないわけでございますが、ただ、御指摘の統一消費者信用法制という問題になりますと、これは例えば経済企画庁の消費者信用適正化研究会の報告などで提言をされておりますように、消費者に対する信用供与という同一の経済効果を有する取引に対して統一的な法規制を行うといったことを指すものであらうと、こういうふうな考へておるわけでございます。そこで、例えばこうした提言については、異なつた業態の取引を共通的にどのように規制をしていくかなど種々の難しい問題を含んでゐるわけでございまして、当然非常に慎重に検討をする必要があると考へております。

いづれにいたしましても、通産省としては、消費者信用に対しては、例えば通産省の所管に属します割賦販売あるいは他の省の規制になります貸金業規制法等によつて、それぞれの分野ごとに業態に応じたきめ細かな規制を行うことが重要であります。このように現在の段階では承知をいたしております。

○和田静夫君 信販というのは実は制度の谷間に今あるんですが、大蔵、通産の間でキャッチボールをしてゐる状態。で、今回のような不祥事が起る。昨日大蔵大臣からも御答弁いただきましたが、信販が巨大な融資機関となつてゐるにもかかわらず、その経理をだれが監督指導するのかというところになると、このところが問題なんです。ここは要するに制度的不備からこういふような事態が発生してゐるので、しかも事件が明るみに出ても責任を負うべき行政官庁がはっきりしないわけですよ。経済企画庁長官、この点をどうお考えになるのか、消費者信用行政の一元化が私は必要だと思つてゐるんですが、大蔵大臣、お二人から答弁をいただければ幸いです。

○国務大臣(金子一平君) 大変難しい問題で、まさに行政の谷間に問題が残されておるのではなからうかという感じがいたすのでございませうが、昨日来伺っておりますところでは、日本信販は片や割賦販売の面においては通産省の監督下にある、片やクレジットの面、つまり貸し金関係につきましても大蔵省の指導監督下にあるということでございます。こゝに金銀関係と申しますか、どう監督していくか、これはひとつ研究を十分させていただきたいと考えておるのでございませうが、経済企画庁として消費者保護の立場からいろいろ取り上げております問題は、実は現在のようないくつかの取引形態や特定の業態の事業者だけを規制の対象としておつたのでは、規制の対象に引つからない事業者が生まれてそのために消費者が迷惑をする。その消費者の保護をどうやってやるかとか、それから最近消費者金融に關連いたしまして消費者のプライバシーが相当大にびらになるようなケースがまた見えますので、その取り締まりをこれからどういうふうに行つていくかというように重点を置いて、企画庁内部でもそれから関係各省との連絡会でもいろいろ問題を取り上げておる次第でございます。今先生御指摘の問題につきましては、十分ひとつ検討させていただきたいというふうに考えます。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、貸金業規制法ということになりますと、これは大蔵省でございませうが、だから、その立場からすれば指導監督をしてまいるべきものであります。刑事事件として刑法に犯れるということになりますと、例えば背任でございませうとか詐欺でございませうとか、これは司法当局の処理ということになるであらう。したがって、いわゆる貸金業の資金需要者の利益の保護に關する規制違反、これはまさに大蔵省として指導監督をするところである。おっしゃるとおり、ちよつと谷間という表現が適切でございませう、問題あると思ひます。そこで、昨日お答えいたしましたように、いわゆる金融制度調査会にお願ひをしてこゝで検討を進めていただいております。だから、これは当然のこととして我が省だけで金融制度調査会で議論してもらつて結論を出すべき課題ではなからうと思ひますので、関係各省とも協議をしながら金融制度調査会で議論をしてもらうという対応の仕方であらう、我が方から見ればそういうお答えにならざるを得ません。

○和田静夫君 金融機関それから生損保、農協などが五十九年三月末で長期四千八百三十三億円を日本信販に貸し付けています。農林中金もその中にあつて三十四億円を日本信販に融資しています。私はこの農林中金融資というのは問題ではないかと実は思つておるものであります。さらに問題なのは、ほとんどの融資が割賦売掛金を担保にとつておるのですが、生損保については、有価証券報告書と、割賦売掛金にしても焦げつきのおそれがないとは言へません。こうした諸機関の融資が回り回つて不正融資に使われているということが実際にあります。そこで、農水省と大蔵省のこれに対する見解をちよつと求めておきたいんですが、

○政府委員(後藤康夫君) お答えを申し上げます。農林中央金庫の日本信販に對します融資につきましては、これは農林中央金庫法の第十四条の三という規定がございまして、いわゆる関連産業貸し出しとして行つておるものでございませう。これは農林中央金庫の本来の使命、すなわち農林水産関係の系統団体に対して資金の安定供給あるいは資金の調整という業務を行つた後の残余の資金につきましても、本来業務を妨げない範囲内におきまして農林水産業の関連産業に貸し出すことによりまして農林水産業の健全な発展にも役立てよう、こういう趣旨でございませう。

○和静夫君 金融機関それから生損保、農協などが五十九年三月末で長期四千八百三十三億円を日本信販に貸し付けています。農林中金もその中にあつて三十四億円を日本信販に融資しています。私はこの農林中金融資というのは問題ではないかと実は思つておるものであります。さらに問題なのは、ほとんどの融資が割賦売掛金を担保にとつておるのですが、生損保については、有価証券報告書と、割賦売掛金にしても焦げつきのおそれがないとは言へません。こうした諸機関の融資が回り回つて不正融資に使われているということが実際にあります。そこで、農水省と大蔵省のこれに対する見解をちよつと求めておきたいんですが、

○政府委員(後藤康夫君) お答えを申し上げます。農林中央金庫の日本信販に對します融資につきましては、これは農林中央金庫法の第十四条の三という規定がございまして、いわゆる関連産業貸し出しとして行つておるものでございませう。これは農林中央金庫の本来の使命、すなわち農林水産関係の系統団体に対して資金の安定供給あるいは資金の調整という業務を行つた後の残余の資金につきましても、本来業務を妨げない範囲内におきまして農林水産業の関連産業に貸し出すことによりまして農林水産業の健全な発展にも役立てよう、こういう趣旨でございませう。

ラック、こういったものの流通販売に係る資金決済を業務にいたしておりますので、農林水産業に關します事業を行う関連産業貸し出しとして適格なものとして農林中金でも融資を行っているというものでございませう。

○政府委員(吉田正輝君) 生損保の融資いかんといふことでございませうけれども、保険会社はその余資の運用につきましても他の金融機関と同様貸し付けることができるということになつておるわけでございます。しかしながら、保険会社につきましても保険契約者の保護ということがございませうので、その融資の適格性につきましてもいろいろの規制をしまして健全性を保つようになつておるわけでございます。

○和静夫君 一遍その辺の点検をされてしかるべきだと思つたので、これは大蔵大臣に強く求めておきたいと思つたんです。

それから大蔵大臣、きょうも投資顧問会社を舞台に詐欺事件が報道されているわけですね。かなり大きな報道ですが、この投資顧問会社への規制も法的に整備される必要があると考えるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(岸田俊輔君) 現在、我が国の投資顧問業に關しましては法律が存在をいたしてございませうので、だれでも自由に業務を行なうという状況でございませう。かねてより、その業務のあり方それから法的規制の必要性について議論がされておるわけでございます。特に、最近「投資ジャーナル」とか「誠備」とか、いろいろ社会的な問題が発生をしておりますのでございませう。従来から、こういう悪質な投資顧問業につきましても、証券法なり刑法を適用するといふことで対処してまいりましたわけでございますが、これではございませうと、やはりすべてが事後制の形になるわけではございませう、悪質な行為を事前に防止するといふのは現在の法律のもとではなかなか難しいという状況でございませう。

最近、これらの事件を契機に、何らかの法的規制が必要であるといふ御議論が高くなつてきておるというところは十分承知をいたしております。また一方、最近個人、法人の金融資産というものが非常にふえてまいりまして、さらにいろいろな投資の活動が国際的になり、活発になつてきておるという状況から、資産の運用につきまして専門的な助言を行うといふ機関につきまして大衆一般の投資家からのニーズも高まつてきておるという状況でございませう。

ういうものをどういう形で法律的に規制することが必要かどうか、その可否も含めまして議論をいただいているわけでございます。もう既に四回やっておりますが、現在相当密度の濃い議論をいたしておりますが、私どもとしては夏までにはかかっておりまして、私どもとしては秋口まではかかるのではなからうか。この結論を待ちまして、法律を制定するかどうか、その点までの御結論をいただき、慎重に対処してまいりたいと考えております。

○和田辭夫君　これは昨日残したものですからき
ようあれですが、外務大臣、指紋押捺ですが、韓
国との間で外交問題にも発展しているわけにし
て、早急に人道的立場に沿う方向で解決する必要
がある、糊塗策にとどまてはいいかぬ、抜本的な
改善措置を今後早急に関係省庁で詰める必要があ
ると考えているんですが、いかがお考えでしやう
か。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 實は、きよの閣議におきまして、政令改正という形で平面指紋の採用など早急に実施可能な運用改善措置を講ずることとしたわけでありまして、早速これは、非常にも關係を持つてゐる、關心を持つております韓國側にも説明をいたしまして、日本が自主的に努力した措置についての理解を求めておるわけでありましたが、韓國政府からの反応はまだ返つてきておりません。しかし、これはこれとして、日本政府として努力したわけでございますから、韓國側にも評価をしてもらいたいと思つておりますが、これでもってなかなか完全解決ということにもならないと思ひますし、やはりもっとこれから研究を要する問題であらうと思ひます。この点は、これからも日本政府として自主的に研究をしながら、韓國側に対しましては日本の誠意というものを理解せしめてまいりたい、こういうふうに思つております。

○和田静夫君 今の答弁は、今後さらに抜本的な改善措置に向かって外務大臣としては努力をされるという意味ででしょうか。

○國務大臣（安倍晋太郎君）これは法務省が中心といひますか、法務省が主管をされまして、警察、治安当局とも相談をされた上で検討を進められておる法務省の問題でございしますけれども、しかし一面、また外交的にも非常に大きな問題をはらんでおるわけでございまして、今回の措置で韓国側に対して十分ひとつ日本の努力というものは説明をし、そして理解をしていただきたい、こういうふうにしておるわけでございますが、同時にまた在日韓国人のいわゆる待遇改善という問題については、これは日本側としても、日韓の首脳会議においても在留韓国人の待遇改善は今後とも最大の努力をしていくことを言っておるわけでございしますから、状況を見ながら我々としてもやはり検討をしていかなければならない課題ではないか、こういうふうにしておりまして、韓国政府のこれからの反応というものがあると思いますが、そういう中で法務省その他関係当局とも相談をして、やはり検討といひますか、研究はしていかなければならない課題であらう、こういうふうに考えております。

○和田静夫君　法務大臣、今の外務大臣答弁を受けてどういう見解ですか。

○國務大臣(嶋崎均君) 外國人の登録制度の問題につきましては、今までも委員会ではたびたび御答弁を申し上げておったところであるわけでございます。現在の外國人登録法につきましては、御承知のように昭和五十七年に改正を行っておるわけでございますので、制度的な改正を行うということはいかがかというような面も多いわけでございます。しかし、この問題をめぐりましていろいろな議論があることは私も十分承知しておるつもりでございます。かつまた御承知のように、昨年の日韓共同声明で、在日韓國人の法的地位及び待遇改善問題につきましては、総理が引き続き努力をする旨申しておられるという経緯もあるわけでございます。

そういう事態を踏まえまして、今回、政令の改正という形でございますけれども、従来は一本の

指でございしますが、左の指の百八十度回転の回転指紋というのをずっといただいておったわけでございますけれども、それを直接押印を押すと同じように押す平面指紋というようなやり方に変えるということで政令の第二条を变えたわけでございます。そのみならず、御指摘にもありましたように、何か人道的な感覚、そういうようなことかからの反発というようなことを心配いたしましたので、従来は黒色の指紋インキにつけまして押捺をしていただいたわけでございますが、今回は透明な液をこへつけていただいて押していただく、特殊印紙を貼付しておきまして、その上へ押してもらうというようなやり方で問題を解決したらどうだろうかというようなことを含めて今回の改正を行ったわけでございます。

いずれにしても、先ほど来申し上げましたように、この問題を議論する場合に、地位あるい

は待遇の問題につきましては、国内的な問題のみならず國際的な問題というのも十分踏まえて検討していかなきゃならぬことはもちろんでございますけれども、我々が苦勞して一つの案をつくつて、今度の政令改正及びその実施方法の改善を図つたわけでございます。したがいまして、外国人の方々もこのような政府の努力を理解されまして、外国人登録業務の円滑な実施のために十分協力をしていただきたいと思つておる次第でございます。とりわけことは、七月から九月、十月にかけまして非常に大きな大量切りかえというようなことになるわけでございます。そういう事態も踏まえまして我々もそういう対策を講じたわけでございます。そういうことを理解されまして、今申し上げましたように、外国人の方々に御協力願うとともに、またそれを実施していただく地方自治団体の皆さん方においても、ひとつ円滑な運用を期していただくように御努力を願いたいと思つておる次第でございます。

○和田静夫君 抜本的な改正、外務大臣の答弁の中ではそれをおわせる御答弁がございましたが、法務大臣にもさらに努力を求めておきたいと

行政改革に関連して国立病院の統廃合ですが、まずスケジュールは一部これは早まるわけですか。

○国務大臣(増岡博之君) スケジュールにつきましては、本年じゅうに大体の計画を考えまして、その後の十年間でございますので、従来どおりでございます。

○和田静夫君　なぜこの統廃合、再編成を行うのか。厚生省はいわゆる疾病構造の変化その他のいろいろなもつとらしい理由を挙げていらつしやるのですが、これはすばり言つて國の医療費負担を軽減するための措置ですか。

○国務大臣(増岡博之君) 医療費の問題ではなくして、医療の中身の高度化を図っていくと、一般の病院との関係におきまして先進高度な医療を行っていくという考え方でございます。

○和田静夫君　その移譲の場合に、今厚生大臣がお答えになったようなことをねらいとするならば、今のような状態で移譲をするということだけではおさまっていくとお思ひになりますか。

○国務大臣(増岡博之君) 私どもはまず統廃合を考へておるわけでございます。なお、移譲の場合もあり得ると考へておりますけれども、現在の移譲に際しましてのいろいろな会計法上の問題点はありませんかと思ひますから、その際にはいろいろ考へなければならぬと思ひます。

○和田静夫君　そのことは国の負担は従来水準を原則として維持されるということではよろしいですか。

○**國務大臣(増岡博之君)** 国の負担とおっしゃいますのは国立病院、療養所の赤字の問題かと思ひますけれども、できれば赤字は少ない方がよろしいわけでございますけれども、現在考えておりますのは赤字、黒字の問題ではなくして、質的な向上ということに主眼が置かれておるわけでございます。

○和田静夫君　しからば、国立病院、療養所の規模別に見た経営状況ですね、収支率九〇%以下は

幾つ、また平均収支率は何%ですか。

○政府委員(大池眞澄君) お答え申し上げます。国立病院全体におきましては九十九%ぐらいいなっております。また国立療養所におきましては全体として八三%というところでございますが、規模別についてはちよつと今手元の資料で詳細なものがございまして、後ほどお届けさせていただきます。

○和田静夫君 規模別収支率、経常収支率、おたから全部出してもらって全部点検させていたいただきましたが、かなり経営状態が悪いものがあるわけですね。経営状態が悪いものを地方に移譲しても地方財政を圧迫することになりませんか。これはもう補助金一括法案と一緒にです。地方移譲については納得できない。仮にやるとしても国の財政補助をきちんと保証すべきだ。それをにおわすような厚生大臣の答弁は今あったんですが、これは自治、大蔵大臣の答弁がどうですか。

○国務大臣(古澤亨君) 国立病院の再編成の問題につきましては、私も地方の立場から言いますと、国の行政改革の一環として行われるならばその理由はわかるわけでありまして、ただ経費の節減だけでこれを行うというところは納得できないところでありまして、この問題は厚生省の所管の問題でございまして、私も恐らく同じじゅうにはどこをどうするかというリストアップができると思いますが、そのときに地方団体移譲という問題につきましては十分協議いたしまして、そのねらいはやはり、地方も赤十字病院が随分ございまして、また赤十字のものが出来て余計に地方財政を困窮せしめるということになってはならないというところを観点として御協議申し上げるつもりであります。

○国務大臣(竹下登君) この問題につきましては、厚生省当局で量的充実の時代が過ぎて質的充実の観点からの再編統合が行われる、それで六十年代中にその計画とでも申しますか、それを検討しておられる。したがって、厚生省のその検討された結果で恐らく相談しなきゃならぬ問題で

はなからうかというふうに考えております。

○和田静夫君 もう一つ伺いますが、経営移譲は地方自治体のみ考えていらっしゃるのですか、それとも地域医師会のオープン病院あるいは日赤その他の公的病院の移譲、こういうことも当然考えていらっしゃるんですか。

○国務大臣(増岡博之君) 当然そのようなことも考えなければならぬと思います。

○和田静夫君 そこで、ちよつと戻りますが、大体自治大臣が言われたことに私も同意なんです。もし地方ということになってきますと、これは人をつけたままというふうなことはならぬでしょう。それから赤字要因を含んだままということにはなりませんし、よって大蔵大臣がかなり踏ん張ってこの裏づけをしないと——私は原則的には移譲反対です。反対ですけども、仮にそういうことが行われたとしてもその保証がなければなりません。大蔵大臣、それに対応できますか。

○国務大臣(竹下登君) この問題、具体的にまだ勉強しておりませんが、実は私の選挙区にもございまして、そういう角度から医師会の方やそれから市長さんから相談を受けたことがございます。そういう観点からのみしか、今私の勉強の度合いがそこまで深まっておりますけれども、これはいろいろんことが考えられるなと私なりに思っています。基本的には厚生省で六十年代中におつくりになるその計画を見て対応すべき問題であつて、ただ素人目には考えても、同じ赤十字のものがただ経営者そのものがかわつて移行していくというだけで済むものじゃないという感じは私にもないわけじゃないです。ただ、非常に詳しく勉強をした上の答えではございせんので、いささか無責任と申しますか、きちんと原点を踏まえての議論でないことは御了承いただきたいと思

います。○和田静夫君 時間がありませんからこれ以上勉強られないんですが、実はことしの予算委員会の地方公聴会のときに、兵庫県知事に対して、もし

こういう事態が起こった場合にはお引き受けになりますかと私は問いを發しました。そうすると、いわゆる赤字要因などというものがきれいに整理をされたものならば喜んで地域の状態に合う限りにおいては受けたらいいというお話がございました。この辺がやはり非常に強いこれからの意向になると思う、厚生大臣のお言葉ではありましたが、私も、私の知る範囲では、統廃合それから移譲というスケジュールは事務局で非常に早まっていけるわけでありまして、今年度いっぱいなどという悠長なことを言っておられる状態にはないようでありまして、あえてこの委員会でも取り上げたいわけです。

もう一つは、最近、ペットから感染する病氣、ペット病が問題になっております。この検疫体制に問題はないかというのを思うんですが、このオウム病の病原を持ったインコはどのくらいでしょうか。

○政府委員(竹中治治君) お答え申し上げます。

私も、昭和五十八年度に日本獣医師会に委託をいたしまして、これは全国八地区十都道府県市において調べていただいたわけですが、セキセイインコ百二十一羽中三十二羽、二六・四%にオウム病の病原体であるクラミジアが分離をされておる。インコにつきましては、八羽検査をいたしましていずれからも分離をされていないということでございます。

○和田静夫君 そこで農水省、このオウム類の輸入数はどれだけの数ですか。

○政府委員(野明宏至君) お答えいたします。小鳥の輸入は、五十九年で申し上げますと全体で九十六万羽程度になっておるわけでございますが、その中でインコを含みますオウム類は約十四万羽というふうになっております。

○和田静夫君 データがはっきりしませんが、厚生省、潜在的な可能性としてはかなりの輸入オウムが病原を持っているというところは否定できません、これで、そこで農水省に伺うのですが、オウムの検疫と

いうのはどうなっておりますか。

○政府委員(野明宏至君) お答えいたします。オウム類につきましては家畜伝染病予防法上の指定検疫物には指定されておらないところがございます。ただ、輸入されるオウム類につきましては、指定検疫物になっておるニューカッスル病につきましては鶏ということで、非常に重要視しなければならぬ家畜伝染病でございますので、そういうふうな家禽の伝染性の疾病の国内への侵入を防止するために家畜防疫官によります臨床検査を実施しておりますわけでございます。検査の結果、オウム類につきましてもこういうふうな疾病にかかっているおそれのある場合には防疫上必要な措置をとる。ただオウム病については、家禽との関係で申し上げますれば、感染いたしましたも発病しない例が多いわけでございますのでチェックが困難である、また家畜衛生上もこれまで特に問題となるような疾病となつていないというふうなことで、オウム病それ自体を対象とした検査は実施していないというところでございます。

○和田静夫君 一言で言えば、鶏のためには検査をしていくけれども人間のためには検査をしていないというところなんですね。そこで私が言いたいのは、厚生、農水両大臣、人間よりも鶏優先という検疫体制なんです。これは早急に法の整備を含めて改める必要がある、そういうふうに取り組まれるおつもりがございましょうか。両大臣、一言ずつ。

○国務大臣(増岡博之君) 検疫につきましては從來から努力をいたしておるところでございますが、今後いわゆる伝染病が減つたということと油断が出てはならぬということで対処してまいりたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤守良君) 和田先生にお答えいたしますが、先ほど局長が答弁したとおりでございますが、この病氣につきましましては先生御存じのとおりでございますけれども、実はオウムによつて感染しても発病しない例が多いのでチェックは困難である、あるいは家畜衛生上これまで特に問題

になったことはないようなことでございすが、よく実情を調べまして検討してみたいと思っております。

○和田静夫君 これ、早期に肺炎のような状態を発見すれば治癒は可能であるけれども、こじらせると生命に及ぶという代物ですから、そのところをよく踏まえて人間の検疫体制というものも、どうもこれは日本だけがないような報道もありますから、その辺のことをよくお調べになつて対処していただきたい、そういうように要望しておきます。

さて残された時間、きょうの主題として地方財政を中心とした質問をいたしますが、地方財政硬直化の最大の要因というのは公債費の増加であります。公債費の比率というのは昭和五十年年度には四・五％だったわけですが、六十年年度には一・二％に達しているわけですね。

自治省、財政硬直化の最大の要因は公債費の増加にあるという私の主張は、これは自治大臣、お認めになりますか。

○国務大臣(古屋亨君) お話しのうちに、現在におきましては公債費の負担率が非常にふえておるといふことが硬直化の大きな要因であると考へております。

○和田静夫君 そこで大臣、地方の借金残高、地方債現償高だけでなく交付税特会借入金残高、既往債のうちの普通会計負担分の残高、加えてトータル、けさは数字を申し上げておきました。地方債四十一兆七千六百四十四億、交付税五兆六千九百四十一億、既往債八兆九千四百五十三億、計五十六兆四千三百八十八億。よろしいでしょうか、これは。

○政府委員(土田栄作君) 御指摘のとおりでございます。

○和田静夫君 そこで、地方財政は好転していると言われるわけですが、この膨大な借金残高を抱えているわけですね。かつては比喩とよくなつてきてはいますが、なお公債費という硬直要因を抱えている。したがって手放しで好転したという

ような状況ではない。私は借金返済はかなり大変だろうと思つておる。私は借金返済はかなり大変だろうと思つておる。私は借金返済はかなり大変だろうと思つておる。

自治省、一九九五年までの向こう十年間のトータルの借金返済見込みを出していただけたら。既往債の普通会計負担分を含んでできるだけのことを出していただきたい。

○政府委員(土田栄作君) 一定の前提を置いた想定でございます。これは昭和六十年年度と同額地方債を発行した場合にどうなるかという想定でございます。六十年度が五兆六千七百億でございますが、六十一年度は六兆百億それから六十二年度は六兆二千億、それから六十三年度は六兆二千三百億程度になるものと推計されます。

○和田静夫君 今のはマクロの地財計画ベースの話なんです。個別団体で見ますと公債費負担比率の高い自治体がある。公債費負担比率が一五％以上の自治体は、都道府県で五十八年度で十七団体、市町村で千七百七十一団体、何と市町村では五四・四％が警戒ラインを超えているわけですね。こういう状況のときに本来国がやるべきものを地方に押しつける。それに起債をつけるからといって、それはせつなく好転しつつある地方財政を後退させることになるのであります。こういうやり方というのは政府としてやるべきことではございません。官房長官、そう思ひになりますか。

○国務大臣(藤波孝生君) いろいろ御指摘のように御心配をいただいております。いろいろ御指摘のようにつきまして、また今後の償還などにつきまして国として必要な措置を講じていかなければならぬ、こういう気持ちで将来にわたつて支障のないように適切な措置を講じていきたい、こう考へております。

問題、今回の法案として御審議をお願いいたしておるところでございますが、地方公共団体の事務事業として同化定着をしている補助金などの整理、人件費等に係る補助金等の交付金措置への移行、高率補助率の引き下げなどの措置について

法案の中で御審議をお願いしてきておるところでございます。その中で国と地方との役割の分担、そして経費、いわゆる費用負担のそれぞれ分担、役割について見直しを行うという趣旨のもとに御届合になつておるところでございます。御指摘のような御心配にならないように国としても十分考へつつ今後ともこの問題に臨んでいきたい、このように考へておるところでございます。ところが、こういう非常に厳しい時代を国も歯を食いしばつて乗り越えていく、地方自治体もそれぞれ大変であると思ひますけれども、国と一緒に、一心同体になつてひとつ乗り越えていっていただきたい。ということを中心から念願をしておる次第でございます。まして、法案の趣旨について深い御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○和田静夫君 そのところはなかなか理解することはできないので、国の政策上の執行の失敗のツケを地方に回すということですか。

その論議は別にしまして、大蔵大臣、地方は苦勞して赤字減らしをやつておるわけですね。その結果や好転してきた。そうした地方の努力というものを後退させるということは問題でして、したがって国の財政運営の失敗のツケを地方に回すというようなことはやるべきではありませんが、少なくとも地方の公債費負担を上昇させるような措置はとるべきではない、このことはお約束できますか。

○国務大臣(竹下登君) 私どもどうしてもマクロで見がちでございます。率直に申しまして財政当局としましては、そうすると、いわゆる公債費負担率の問題等についても、それぞれの自治体においての相違はございますが、私どもは今日この公債費負担率というものが議論する場合には、今度の場合適切な措置として御理解をいただ

ける許容の範囲内にあるのではないかとということをお願いをしたということになるかと思われま

○和田静夫君 そこで今回の財源の補てんですが、経常経費系統の千六百億円を建設地方債で穴埋めをする。これはどう考へても私は合点がいかぬ。何よりも経常経費を建設債で見るといふことが、法制局長官、地方財政法から許されますか。建設地方債は公共事業費、つまり投資的経費系統に充当するものでしょう。経常経費に充当するものじゃないわけでしょう。したがって極めて法の趣旨をないがしろにする処理。それを自治大臣、恐らく抵抗されたんだと思つておる。専門家で

すからね。しかし、いやいやながら屈服させられたと思つておる。屈服させられた法的な論拠というのは恐らく法制局長官がお考えになつたんでしようからね。どうなんですか、これ。

○政府委員(茂申俊君) ただいまの問題でございますけれども、委員十分御承知のとおり、経常経費系統の地方の負担増加分につきましては、これは地方交付税の総額に特例加算された千億円を除きまして、その残りの千六百億円につきましては、これはいわゆる一般財源化するという形で処理しておるわけでございます。ただいま御指摘のありましたようないわゆる投資的経費、これは地方財政法五条によりまして投資的経費であれば起債の対象になし得るということとはもとよりでございますけれども、その投資的経費の分につきましては、いわば起債に充当するというところで処理しようというところでございます。その意味では法律的には何ら問題はないのではないかと、ということはお答えしたいと思います。

○和田静夫君 何でもないんではないかというふうには言えると思ひます。程度の差しか、いつもはつきりしている人がそれぐらいのことしか言わぬわけですね。きょうは、投資財源を経常経費に振りかえる、投資的経費系統に建設債を増発する、やり繰りですね。そういうものが地方財政法第五条の地方債原則禁止という規定に対して、法の趣旨

の趣旨

に對してかなうものでないといふことはこれは私は釈迦に説法だと思ふんですね。このことは強く主張しておきますよ。

それから、しからば今の御答弁があまりましたけれども、建設地方債を増発しようにも適債事業がない自治体といふのはどうなつていくんでしようかね、これは、大蔵大臣、自治省はいいですよ、大蔵省に聞いています。

○政府委員(平澤貞昭君) 今回交付税措置をとつておるわけでございます。片方で適債事業のあるところは建設地方債を出しているといふことでございまして、したがって個々の地方団体に取上げられた場合に、交付税の基準財政需要額に入つておられますので、その分は十分に財源措置されていくことになるわけでございます。

○和田静夫君 これちょっとお答えになつていないんですが、限られた時間ですから。

この一般会計の調整といふのはこれは何でしょうか。

○政府委員(土田榮作君) 経常経費系統の一千億を除きました千六百億円とそれから投資的経費系統の地方負担の増の千二百億円と合わせました二千八百億円、これが全体としての地方財政の財源不足に当たりますので、その財源不足を埋めるための地方債といふものになるわけでございます。

○和田静夫君 それで、大蔵省さつき答弁ありましたが、適債事業がなければ財源不足を自治体が多額にかぶるということにはなるんじゃないだろうかと思ふんですが、無理に適債事業をつくつても自治体の借金財政の拡大になるだけであつて、経常経費系統の穴埋めにはならない。

適債事業を持たない自治体数、その影響額といふのはこれは今出ますか。

○政府委員(土田榮作君) 三千三百団体ありますので、個別に一つ一つ当たつたわけではございせんけれども、例えば超債制限団体の中で一番比率の高いものとそれから財政再建団体とか、そういうところについて当たつてみたんですけれども、

も、今まで調べた範囲では見当たりませんけれども、三千三百団体ありますので絶無であるといふふうには申し上げられません。

○和田静夫君 絶無ではない。適債事業を持たない団体に対する財源保障はなされてないといふんですよ。大蔵大臣、この保障をどうなさいますかね。

○政府委員(平澤貞昭君) 先ほども申し上げましたように、個々の地方団体をとつた場合に、地方負担の増加分につきましても基準財政需要額にその分を算定いたしますので、それは交付税として財源措置がとられておるわけでございます。

○和田静夫君 どうも答弁でないんですが、提案理由を読んでみました。「引き下げの対象となる地方公共団体に対し、その事務または事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずる」。これはきちんとして財源保障されるということでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 私、最初念頭にありましたのは再建団体などが念頭にありました。再建団体などで適債事業のないところはないといふことになりまして、いわゆる交付税の末端の市町村に對する配分の際の基準財政需要額の中で充たされおるならば、適債事業がなくともその不足分そのものはそれによつてカバーされるというふうな理解をいたします。それでその場合、そういう適債事業のないある町村において補助率カットによる影響といふのがどう出てくるかといふことを一つ一つ見ると余りないような気がするわけでございますが、私の考え方は正確を欠きますので、あるいは担当からお答えされた方が適切かと思ひます。

○和田静夫君 どちらみちこれは具体的に詰めていかなければならぬことですが、委員会を先へ進めさせていただきますが、いずれにせよ建設費で経常経費を見ることが地方財政法からして極めて異常脱法的なものであつて、こういうような脱法状態を二年も続けるということはやはりしちやいかぬ。少なくとも竹下大蔵大臣ぐらいの立派な人がそんなことをやるということにはならぬと

思ふんですが、これは意見として述べておきます。強く求めておきたいのです。

昨日、大臣、時間がありませんでしたからあえて申しませんが、予算の後に予算関連法案を提案することが違法なら違法だらけになつてしまふ、したがつて違法ではないといふ、これは全く竹下さんらしくない解釈をされて、ただけなのではないですか、まあ苦しい紛れにそう言われるのはよくわかりますよ、立場は。開き直りといふ感じがするんですが、形式論になぜか非常に流れ過ぎておるのではないだろうか。税法のように毎年改定されるものは予算と一体のもので、予算と同時期であれば多少おくれてもそれは構わない。しかし、今次一括法案のような制度発足以来の大再編を含むような法律は、これはもう予算よりも早く国会に提出をして、国会の意思を見定めた上で予算を提出すべきだと私は申し上げておるわけでありまして。

なぜならば、予算も一つの法規範であります。立法手続的にいつても憲法、財政法体系からすれば法律が予算の優位に立つたことを昨日私は申し述べたからであります。したがつて、この一括法案のような法律は、予算審議に先立つて国会が審議できる時間的余裕を持つ、そして政府が提出する、その意味での義務がある、私はこういふことだろうと思ふんです。この点は委員長見解で「予算成立後の後追い審議となる法案提出時期の問題点」とあるわけですね。こういうふうにあるわけでありまして、簡単に私はすり抜けるわけにいかぬわけでありまして、この辺の御認識をもう一遍簡単に承りたい。

○国務大臣(竹下登君) あるいは正確には法制局長官からのお答えが適切だと思いますが、二十九年の一括法のときの私も議論を読みました。そのときに、今の議論がわずかな時間でございましてけれども基本的な論がわかれておる議論でございまして、したがつて、私はこれが違法なりとすれば今までやつたのが皆違法になるという趣旨のことを言いました、これは開き直つたのじゃなくして、

で、現実そうならばそうならざるを得ないといふ意味において申し上げたわけでありまして。したがつてこの問題は、私はいづれが違法であるという判定を下すことは今の法体系の中では困難な問題ではなからうかといふふうに思ひます。

したがつて、従来使つておる言葉としては、通例の形で御審議をいただく、がしかし、姿勢をあらわさなきゃならぬから一緒に出したといふのが限界であつて、こいねがわくは、私もこれだけのものがあつたとすれば、あの行革国会のような形の方がより国会に對して政府としての姿勢を示す意味においてはそれがなお適切であつたのかなあといふ感じは持つております。しかし、違法であるとはもとより思ひませんけれども、その辺のいわば政治判断の問題じゃないかなと、こんな感じがしております。

○和田静夫君 法制局長官からも答弁いただきましたところですが、時間が詰まっていますからあれしめて、委員長が見解をお出しになつたのでありまして、予算成立後の後追い審議となる法案提出時期の問題点をさういふふうにして指摘された以上、これは委員長、私は、政府側はこの委員長見解に對して善処をするという前向き答弁がなければこの委員会はこれ以上進まないと思ふんです。大蔵大臣、委員長見解についてやはり善処をするぐらゐの態度は明らかにされるべきだと思ひますが。

○国務大臣(竹下登君) これはたびたび申し上げておりますが、委員長見解ということに對しましては、それを踏まえて今日いろいろな御答弁を申し上げておるわけでございまして、今の点につきましても、私も十分これは尊重をすべきものであるという理解のいたし方はいたしております。

○和田静夫君 これは委員長、理事會にお預けしたいんですが、今の大蔵大臣答弁を少し詰めていただきたい、この法律案をこの委員会で議するまでの間に、こういうふうに思ひますが、預けたと思ひますが、よろしいですか。

○委員長(松田幸次郎君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(松田幸次郎君) 速記を起して。

ただいま和田君御要求の件につきまして、その取り扱い方を後刻理事会において協議することといたします。

○和田静夫君 一年限り問題なんです、どうも大蔵省の立場はいろいろなことを想像させるに十分な答弁が続いているんですが、大蔵大臣、この異常事態というのはやはり私は避けるべきだということを申し述べましたから、これは強く意見として言っておきます。今答弁いただきましたものう以上に出ないでしようから。三省協議にどういう立場で臨むのかということが非常に気にかかります。

厚生大臣、先日もお尋ねしましたが、厚生省の姿勢に私は問題があると思っているんです。高率補助金になったのはそれなりの理由があったんです。これはもう多くの人が触れたから繰り返しません。国の責任というのは、厚生大臣、事務の内容だけではありません。これはもう明確に財政面でも責任を負うということですね。そこで、来年度以降一割カットを続けるということは許せないわけですが、厚生省、三省協議においてどういう立場をおとりになるんですか。

○国務大臣(増岡博之君) 厚生省といたしましては、三省協議の際にもやはり福祉の水準が下がらないようにすることが最大の目的であろうと思えます。したがって、そういう態度で終始一貫いたしたいと思えます。

○和田静夫君 高率補助金問題で学識経験者を中心とする専門委員会を設置するというのが言われていますが、それは大臣、そういう方向ですか。

○国務大臣(竹下登君) 今のところまだそういうことは考えておりません。と申しますのは、国会の議論を全部整理してみよう、そうするとおのずから私どもとしても判断がつくではないかということをおもったから、今のところまだ専門委員会を

検討しておるといふ状態にはございせん。部内でもそんなような議論はいたします、率直に言つて。しかし、まだそういうところの検討には入っておりません。

○和田静夫君 厚生大臣、時間がなくなつてきたから私は意見を述べておきますが、社会保障、福祉政策を推進すべき官庁が厚生省である。国がやるべき政策を放棄して地方に負担を転嫁する、そんなことで高齢化社会の福祉を責任を持つて遂行することができたらどうか。これはもう厚生省の責任放棄になりますから、そういう立場をおとりにならぬことをこの機会に強く求めておきます。

要するに、私はあなた方には理屈がないんだと思ふんです。国の財政事情のみということだけが理屈なんです、本当のところを言うと。しかし、国の財政事情ということであれば、五千八百億円の経常経費系統に限定すれば二千六百億円の程度のは工夫すればこれは捻出可能ですよ。そうした努力を国が行わずに地方に負担を転嫁しているというわけですから、高率補助金の補助率引き下げというのは必ずしも言つてそういうことなんです。これはもうせつなくお残りになったので答弁いただきましたんですが、私の持ち時間がなくなつてきましたから、厚生大臣、理屈は何もないんですから六十一年度はもとに戻す方向で三省協議に臨む、そして文部大臣それから農水大臣、同様の立場を堅持してもらう、自治大臣も当然である、こういうふうに強く私は要請をいたしておきます。

ひとつ、ちよつと気にかかる問題だけ詰めておきたいのでありますが、生活保護の二百億円の臨時財政補助についてですが、率直なことを言つたらきのうまでの答弁で言っているところはわかりました。わかりましたが、一言で言えば人数割りで均等に配分するというところに承つておいてよいでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) 単に人数割りでなくして、もちろん保護率が大い少くないということ

は考慮に入れますけれども、その地方公共団体の財政力のことも十分勘案しながら配分しなければならぬと思ひます。

○和田静夫君 ちよつと細かいことで恐縮ですが、例えば交付税交付金の動向と照合してみると、いろいろな手法が生まれてくる感じがするんです。あるいは不交付団体はどうするんだというふうな問題も残るでしょう。簡単にいきますか。

○政府委員(正木善君) 臨時財政調整補助金の趣旨につきましては、ただいま大臣からもお答えがございましたように、また先生御案内のとおりでございます。端的に交付税不交付団体の問題でございすが、これはやはりこの補助金創設の経緯や趣旨にかんがみますと、財政力の脆弱な普通交付税の交付団体を対象とするのが妥当だということに思ひますが、それは申ししても、個別的に見た場合にいろいろの違ひがあると思ひます。個別的に見た影響、それから生活保護制度の円滑適正な運営の確保といった総合的な観点から交付税不交付団体についてどう取り扱うか、これも今後財政当局ともよく協議をしてまいりたいというふうに思つております。

○和田静夫君 不交付団体も検討の中に入るといふことですね。

○政府委員(正木善君) この問題についても十分協議をしてみたいというふうに思つております。

○和田静夫君 財源保障の問題に戻りますが、自治大臣、建設地方債の調整債二千億の元利償還費ですが、これは八〇%でなくて一〇〇%基準財政需要額に算入すべきであると私は思つていますけれども、それはそれでいいわけですね、大臣。

○国務大臣(古屋孝君) 経常経費の千六百億の分につきましては一〇〇%見る。それから三千二百億のうち二千億は半分を交付税で国から入れても、あとの半分は交付税措置といひますか、普通の措置をする。それからあとの一千二百億、これは起債で八割は国が持ちます。最初は千六百億と千二百億につきましていろいろ検討をしたの

でありすが、千六百億については交付税で全部見ます。それから千二百億につきましては八〇%ということと検討をして、そういう線を進めたいと思つております。

○和田静夫君 交付税交付金にゆだねる部分が多いわけですが、不交付団体分どうするのか。また、交付税の総枠は三税の三二%ですから、新たに基準財政需要額に算入する部分がふえるだけ既存部分にしが寄るわけですね。そうすると交付税総枠というものは問題に当然なつてきますね。総枠問題というのは、これは自治大臣、大蔵大臣の間に何か合意がありますか。

○政府委員(土田榮作君) 先ほどの大臣の御答弁をちよつと敷衍して説明させていただきますと、まず国庫補助負担率がカットされましたことに伴ひまして地方負担がふえる分、この起債が二千億でございます。この元利償還につきましては一〇〇%算入するというにいたしております。それから二千八百億のいわば財源不足対策債ということになりますけれども、この二千八百億の財源不足対策債のうち経常経費のカットに伴ひます分が千六百億ありますので、こちらの方については考え方としては一〇〇%にする。それから残りの千二百億については考え方としては八〇%にするという考え方で対応したいというふうに考えております。いずれも六十一年度以降元利償還が始まりますので、その時点において決定していただくということでございます。

それからこれらのものを含めました財源対策がどうなるかという問題でございますけれども、今回の補助率のカットに伴ひます地方負担の増のうち、委員御案内と思ひますけれども、経常経費系統の一千億につきましては暫定的に昭和六十六年度以降の地方交付税に加算する。それから投資的経費のうちの国の補助金カット二千億のうち半分は相当する額の一千億の元利償還については昭和六十一年度以降の地方交付税の総額に加算するということ、この二つにつきましては、経常経費の一千億というのはやペンディングでござい

ますけれども、この二つの系統は一応三二%の外で処理できるものというふうに考えております。残りのものにつきましては、昭和六十一年度以降の地方財政計画の中で勝負ということになりますけれども、これについても地方財政計画では穴をあけない、収支均衡した形でやりますので、地方財政計画総額の確保の場というものを通じて地方財源対策をやつてまいると、こういうことでございます。

○和田静夫君 最後ですが、法人税について大臣に少し伺つておきたいんですが、中曽根総理は一方で所得税減税というムードを冷やして、他方では法人税減税は強調するというビヘービアをおとりになつてゐるようですが、これは大蔵大臣、少なくとも六十一年度については一・三%上乗せ分というののままですね、これは。

○国務大臣(竹下登君) 主税局が来ておりませんので、今秘書官から私の記憶を呼び戻して見ますと、期限は確かに切れるはずでございます。したがって六十一年度税制の中でこれは検討する課題だというふうに申し上げて今日まで来ております。

○和田静夫君 いえ、実は大蔵大臣がどこかで講演なされて、六十一年度については一・三%というのはそのままだという講演を速記で読んだものですから、期限が来てもなるほど大蔵大臣のお考えはそういうことだろうと思つて今確認を実は求めたわけでありまして、今御答弁にはなれませんが。

○国務大臣(竹下登君) ちょっと記憶してありませんが、ずっと衆参両院の税制の議論を通じてきたに、その特点で考えるという答弁をしておりますが、よく講演に出かけますので、まあでたらめを言つたわけじゃございませんが、あるいは間違つてそういうことを言つたことがあるかもしれせん。

○和田静夫君 いや、私は、間違つていないし、そのことはそれでいいんだろと思うんですが、ね、お続けになることが。

さらに、主税局はお見えになつていませんというところですが、退職給与引当金はどうかされる何かおつちあります。

○国務大臣(竹下登君) これも引き続き検討の課題の中に残つておるといふ理解の仕方でありまして、これは。

○和田静夫君 大蔵大臣、中曽根総理と財政当局が減税論議を抑えているという報道が一斉になされ出しました。これは国会での約束があつて、それとして政府も減税に努力すると委員会その他で公約されている問題でありますし、中曽根総理は私にも、官房長官、しっかり公約されているんです、これは。

それがきのうぐらゐから消され出したというのは不思議でしようがないんですが、これが事実とするならば公約に背反するものであります。しかも、きょうから総理がお見えにならぬということを見越してこういうことが出てくるというんじやとでもなつたものじゃないと思つてゐるのではありませんが、十三日の竹下・藤波会談で何か合意がこれらを裏づけるものとしてあつたんですか。

○国務大臣(竹下登君) 十三日というのは、東京証券取引所で開館式でございますが、ありません。それでインドのお客さんがインドの国情からしまして来れなくなつて十分ほど時間があきまして、それで本委員会に立ち寄る間に十分間、官房長官室へ私が訪ねて行つたわけですよ。そのときに決してそういう問題を議論したわけじゃございませんが、かねて私なりに本委員会でも申し上げたことがございますけれども、今三つの問題がある。

一つは、正確にこの国会の議論を伝えて税調で抜本議論をするという問題がある。もう一つは、与野党の幹事長・書記長会談でいわば継続して税問題を論議する問題がある。それからもう一つは、内閣拡大についての対外経済諮問委員会の答申にこの税の問題が書かれておる。この三つをどういうふうな手順で進めていくかということとは、私自身非常に関心のある問題であります。

総理がかねて申し上げておられますのは、やりたという願望、気持ちには持つておる、減税をしたという。が、赤字公債でやるわけにはいかぬ。したがつて、税制の抜本的な審議にそれはゆだねなきゃならぬだろうと。が、一方、各党間の申し合わせの作業が進んでおることは知つておるし、その結論は尊重しなきゃならぬというふうな整理して申し上げておられますので、急に水をぶっかけてトーンを冷やそうというふうな愚かなことは考へませんよ。

○和田静夫君 では、これで終わりますが、大蔵大臣、せめて六十一年度に向けて所得税減税の実施に努力するということをやはりここでは最後に明言されるべきだと思ひますが、いかがでしよう。

○国務大臣(竹下登君) この問題は、今の三つの組み合わせがございまして、税の当局者としての私がそれを明言するという立場には残念ながら今のところないではないか。総理としていろいろな関係がそういう意向を持つておるといふことは明らかになつておるわけでありまして、税の組み立て自体をこころはやらなきゃならぬわけでございますので、それを申し上げる環境には残念ながらないということでは御容赦をいただきたいと思ひます。

○和田静夫君 官房長官、中曽根総理を代理してどうですか、今のこと。

○国務大臣(藤波孝生君) 減税をしたいと総理は思つておられますし、たびたび予算委員会あるいはその後の補助金特別委員会等でも御質問に答えてきておるところでございます。

ただ、大蔵大臣から今お答えがございましたように、今後の税制のいろいろな見直しの中でそのことをどう位置づけていくかというふうな問題がございまして、その部分だけばつと出してしまうと一言葉が一人歩きするのではないかと申すに思ひます。そういう意味では、総合的に考えましてこれからやはり減税に向かつて希望もし、努力もしていきたいという気持ちを持つておるとは事実でございます。広い立場でそのことを御理解をいただきたいと、こう思う次第でございます。

○近藤忠孝君 この法案の対象となつております生活保護などの仕事は、既に論じられておりますように、憲法の規定に基づく国の最重要の責務であります。その点の指摘に対して、政府の方は今回の措置では自治体への影響や市民生活への影響はないという答弁を繰り返してまいつたけれども、果たしてそうかということ具体的に指摘をしたいと思ふのであります。

厚生省の資料で、都道府県別の削減カットによる影響額が東京の百六十六億円を最高に福岡、大阪と続いております。今回私は新潟県下の状況を調査してまいつたわけで、それに基づいて質問をしたいと思ふのであります。

まず、新潟県の一割カットの生活保護費への影響額は十五億一千六百万円でございます。このうち新潟市だけをとつてみますと、一割カット影響額は四億九千四百七十一万円、市の持ち出し分が四億五千六百二十二万円、残りは県の負担。額が大したことないではないかというのとはこれは間違ひであります。実際現場では大変な事態が起きております。これは厚生省が昭和五十六年に出した「生活保護の適正実施の推進について」という通達が出た後、生活保護の受給制限あるいは被保護世帯への締めつけがいろいろな形で強まつておるわけです。

そこで厚生大臣に伺ひますが、そういう現場の生活保護行政の実態、あちこち行き過ぎが出ておると思ふんですが、そういう状況については調査してあります。

○政府委員(正木善君) 生活保護は申すまでもなく国民の生存権の保障の最後よりどころであるというところで、これについては漏れがあつてはならないと同時に乱れもあつてはならないというところで、これは国の機関委任事務として県あるいは市の福祉事務所が実施しておるわけでございまして、生活保護の実施状況につきましては直接私ども

もが監査指導に当たり、また県を通じまして随時的に把握をしておるつもりでございます。

○近藤忠孝君 余計に取ってしまふことを心配する余り、実際救済すべき人を救済してないという事例が実際に起っているんじゃないかと思うんです。これは新潟県の事例でありますけれども、特に郡部が問題だと思ふんです。これは県の生活保護関係の予算であります。世帯数で八〇、人員で二・四〇、それぞれ大幅に減っております。都市部は人口の集中などから絶対数が多くなる傾向があるかもしれませんが、しかし県が直接実施している町村部の生活保護世帯数、人員の大幅減少、これは別の理由があるんじゃないか、こう思ふんです。

そこで厚生省にお伺いしますが、昭和五十五年から六十年までの新潟県の予算です。当初予算額、それから決算額。これは決算額が減っております。相対的の予算の使い残しがあるんですが、この状況はつかんでおられますか。

○政府委員(正木壽君) この点につきましては、昨日先生の方からお話ございました。新潟県に照会をいたしましたわけですが、当初予算額と決算額でございます。五十五年当初予算額が、これは県分でございますから市分を除くわけでございます。新潟県分で当初予算四十五億五千万円、決算が三十九億四千三百万円。五十六年度が当初予算四十九億四千六百万円、決算三十九億九千二百万円。五十七年度、当初予算五十四億一千万円、決算四十億三千六百万円。五十八年度、当初予算五十四億四千百万円、決算四十一億三千万円。五十九年度、当初予算五十四億四千百万円、決算額は見込みでございますが、四十一億八百万円。六十年年度、当初予算五十四億四千百万円。以上でございます。

○近藤忠孝君 これは各年度で見ますと相当の予算の使い残しであります。五十五年度が一・三・三〇、五十六年が一・九・三〇、五十七年が二・五・八〇、五十八年が二・四・一〇、五十九年に至ってはこれは四四・四〇です。となると、農村部が

裕福で生活保護対象が減っているのかどうなのかですね。減っておればそれは大変結構なことではいいんですが、果たしてそういう状況なのか。これは国民の常識にも反するわけなんです。

そこで厚生大臣、こういう現象はその背景にどういう事実があるのか。このことは新潟県です。けれども、全国に大変共通する面があると思うんです。こういう実態はこれは異常です。これをどう認識し、どう対応するのか、まず認識をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(正木壽君) ただいまの新潟県の予算と決算の額を述べよということでもそのまま申し上げたわけでございますが、決算ベースで見たいいただきますと大体五十五年から五十九年度まで横ばい、やや微増程度の保護費予算になっております。問題は、当初予算に比較いたしまして十数億の残を出しておるということでございますが、これも県の方を通じて調べたわけですが、新潟県の場合、五十八年度、五十九年度ともに当初予算では五十四億を計上しておりますが、その後補正で減をいたしておるわけでございます。要するに当初予算の組み方の問題でございます。

生活保護の予算は被保護人員と単価の見込みによつて算定されるわけでありまして、各県が独自の予算編成方針のもとに編成されるわけでございますが、私も私も見まして、この当初予算というのはやはり生活保護の性格上余裕を持って予算を組むというところは必要だと思ひますが、従来の傾向から見ると、少し余裕を持ち過ぎていると言つては如何でございますか。の感じもしないわけではございませんが、生活保護というのは最低生活の保障というところで、予算によつて制約をされるという筋合いのものではないので、その点は先生十分御理解を賜りたいと思ひます。

ふえていります。そこが問題だと思ふんです。しかも使ひ残しがどんどんふえてきたのは、先ほど指摘をした適正実施推進の通達が出た後これが顕著になっていります。となりまして、意識的な切り捨てあるいは却下あるいは保護打ち切り、そういうことが系統的に行われている結果ではないのか。その点どうですか。

○政府委員(正木壽君) 生活保護の実施につきましては漏れがあつてもならないと同時にむだになつてはならない、要するに適正な実施が図られなければならないということでございます。そこで、予算的に余裕があるからいゆる乱給が行われるということも避けなければなりませんし、それから仮に予算が不足すれば補正予算を組んででも適正な実施を行うということ、これが生活保護の真髄であると思ひます。そういう意味合いから国も指導しておりますし、県も市も同じような気持ちで実施に当たっているというふうに思つております。

ところで、五十六年の十一月に「生活保護の適正実施の推進について」という通知を出しまして、それ以後どうも締めつけが厳しい結果ではないかと、こういうことを先生おっしゃつておられますが、五十六年の十一月、これは実はそのころ、非常に残念な事例でございますが、いわゆる暴力団関係者の事例等が出まして、生活保護の乱れについて国民的な批判を招いたわけでございます。乱れがあつてはならないということでその辺はきちんとしていただかなければならないところで、特に五十六年十一月の通知、私も百二十三号通知と言つておりますが、やはり何と云つても生活保護の適正な実施を行うためには要保護者の資産、収入の状況を的確に把握するというのがまず第一でございます。そういう意味合いから資産、収入の状況についての詳細な申告書を出してもらうと。それから場合によつて関係先に照会するということがある。その場合についての同意書を提出してもらふということ、こういう実施要領をつくりまして実施をするということで、これはい

わばこの五十六年をまつまでもなく、適正な実施を従来から図つておるものをさらに念を入れてやつておるということで、現在生活保護の先生言われますような状況というものがこの五十六年十一月を契機として締めつけが厳しくなつたとか、そういうことは私も私も考へておりませんし、またそういうことはないというふうに思つておるわけでございます。

○近藤忠孝君 暴力団とか悪質な不正受給者に対してきつちりと対処する、これは当然のことだし、それはもつともと厳しくやるべきだと思うんです。ただ問題は、そのことがごく通常の生活保護者に対して大変きつた当たつていらないか、乱れを防ぐためにその辺が全面的に及んでいらないかという苦情が現に來ておるんです。その苦情を聞いておつて、そして先ほどの予算と決算の状況ですね、これを見ますと、やはり苦情が実際本当だったんじゃないかということを考へざるを得ないんです。現に我が方が聞いている苦情は、例えば申請を取り下げないとかそれからも受給は辞退しないとか、そういうようなことが現に実際行われていります。実際保護が必要で本当に大変だと思ふような人のところにも現に行つて、それが本当に精神的にも実態の上でも深刻な状況になっているというところで、三事実を引用したいと思ひますので、厚生大臣、これをお聞きになつてそれについての所見をお伺いしたいと思ひます。

これはやはり新潟の例ですが、亭主がサラ金倒産で、その関係で大変ひどい目に遭つて離婚して、そして郷里に帰つて内職をやつておつたわけですね。で、まあもちろん生活保護を受けておつた。そうしますと、内職じゃ金が安いから勤めなさいということ、ケースワーカーから言われて今度はパートになる。そうすると、今度はまた来まして、パートでは安いからさらに正社員になりなさいということ、だんだん一生懸命仕事をしようになるんです。ただ一面、体が弱いので休まざるを得ない。当然法定最低生活費は、まあ低い

わけですから生活保護の対象になっています。それに対して、ケースワーカーが来るたびに生活保護を辞退しろと、こう言われるので病気になるってしまった。それで我が党の地方議員の方にそういう相談がありまして、地方議員が立ち会ってどうか聞きまして、いや、努力してみたらどうですかと言ったにすぎないことを言うんです。が、実際は他の人がいなければそういうことが起きるわけなんです。

これは一つの例ですが、もう一つは、常識的に見て当然保護対象になってしかるべきだというのが、形式的な面にひっかかってなかなかこれが保護にならない。で、三回申請して三回とも棄却されたという例があるんですね。最初は、これは適正実施の推進の中の基準になっていますが、資産をよく見ないと、この人は働けないんだけれども田畑があるわけなんです。そうすると田畑があるからだめだ。そのうち、生命保険が七十万円ばかり残っているから、それを解約して使ってしまったからでなければ対象にしないということでも却下の決定が来る。で、第二回目、大変なことでまた申請したんですが、これも今言った七十万円です。ね、生命保険の七十万円を全部使って、それでもやっていたらなくなったのでまた申請したら、今度は農協に愛妻貯金があると、愛妻貯金です。ね、これでだめだと言ったんですね、わずか十九万。ついでにかりと愛妻貯金なんかしてしまつたためにこれは却下と。で、三回目は、今度は田んぼを売れば百八十三万円の収入が見込まれると、だからだめと言う。この人の場合には、いろんな将来の悲劇から一度自殺も図つたような人です。から、とても田んぼなんか売れる状況じゃない。そういうようなことが現実起きておるんです。ですから、改めて大臣にお伺いしますけれども、実際影響はないと言ひ、そういうたひどいこととはしないと言ひながら、現にこういう事態が起きており、苦情が起きておると。この事態に対して大臣としてはどのようにお考えになりますか。

○政府委員(正木繁君) 個別、具体的な問題につ

いてのお話でございましたので私もからちよつと答弁させていただきますが、具体的な事案についてはそのものは承知しておりませんが、しばしばそれに類似した事例が国会でも御議論されたわけでございます。

まず第一点のケースワーカーの指導の面でございますが、ケースワーカーは保護の要否を判定するために資産、収入の調査を行うと同時に、被保護者についての自立更生の指導をするわけでございます。要するに、できるだけ早く自立して生活保護から脱却していくことが本来に御本人のためにも幸せであるという面での指導をするということとは事実でございます。そういうこととで、しかしながら生活保護の受給というのほちろん御本人の請求権というのがあるわけでありまして、その点はケースワーカーと十分話し合ひ、それから御自分の状況というものを十分話し合ひ、それから適正な保護の実施が図られるようにということが肝要だというふうに思ふわけでございます。

いろいろ先生が例を出されましたが、生活保護の場合にはまず他方、他施策を活用し、そしてまた御本人の資産能力その他あらゆるものを活用してなおかつ最低生活の維持ができないという場合に公的扶助たる生活保護が行われるわけでございます。したがって、例えば生命保険であるとかあるいはいろいろな形の資産の保有というものがあれば、それをどうするかという問題がまず出てくるわけでございます。

長くなって恐縮ですが、例えて申しますと、生命保険なんかで申しますと、生命保険の場合には解約すると普通の預金よりも不利になるという場合があるんです。むしろそれはしばらく置いておいて、そして戻つたところで六十三条による費用返還というふうな形で行つておるわけでございます。また、収入だけじゃなくて資産につきましても、これはいろいろな他世帯とのバランスから見まして、また最低生活を維持するために必

要なものであるのか、普通の生活をするために必要であるのか、それを超えるようなものであればその資産の活用というものをまず図るというふうなことで生活保護の実施が行われる。こういった生活保護の基本的な性格については十分御理解をいただきたいと思ひますし、さればとて病氣の方に對してただ単に就労するようにといったような指導をすることは適切なやり方ではない。やはりお医者さんのいろいろな意見を聞かなきゃならぬ。

それから先ほど先生からお話ありましたように、内職よりもパート、パートよりも常勤。これはやはり一般的に見ますと内職よりもパート、パートよりも常勤の方が収入が高いわけですから、そういうチャンスがあれば、それからまた御本人に向いておればできるだけそういったような指導をしていく。これもやはりケースワーカーの自立更生指導の手法としては決して間違つていないというふうに思ふわけでございます。

○近藤忠孝君 過ぎたるは及ばざるがごとしと言つて、それは一生懸命そういう点で自立のためにやつたと言ふけれども、個々の例を見ればそういうふうに行き過ぎになつて本人は病氣にまでなつてしまふという例もやはりあるわけですから、その辺ではもっとも細かい指導をさせるべきだと思ふんです。

そこで、さらにたくさんあるんですが、これも形式的に見れば、例えば農協への出資金がまだある。すると、それがあればやっぱりだめだということですね。ということは、農協を退会してこいと。農村部に住んでおれば、例え農作業をしていなくたって農協をやめればそれは村八分になつてしまふのです。そこでやはり要求されているというふうな事例です。

そこで大臣、何も事実に対する答弁でなくていいので、私の指摘したそういう実態について大臣の所見を伺いたいと思ふんです。

○國務大臣(増岡博之君) 生活保護者といえども国民の貴重な税金をお預かりし、それを使つてお

るわけでございますから、厳正な基準を設け、それを守つていただくことは当然のことだと思ひます。しかし、必要な人が必要な保護を受けられないということとは、これはまた法の趣旨に照らしましてもいけないことでございますので、その間の運用につきまして、これまでもケースワーカーにいろいろ注意をしていただいておりますところでございますけれども、今後ともそのような姿勢で臨みたいと思ひます。

○近藤忠孝君 ところで、ちよつと話が変わりますが、国税庁に答弁願ひたいのですが、標準生計費という一つの数字があります。これは各税務署あるいは局管内で使われているものですが、その大阪と新潟と金沢の額、標準の四人世帯、そしてこれが実際税務の現場ではどのように使われておるのか、まず御答弁いただきたいと思ふんです。

○政府委員(宮尾一朗君) お答えをいたします。国税庁では、毎年一般の商売をしておられる方につかまして申告納税という形で所得税を納めていただいているわけですが、その納税額を御自身でチェックしていただく一つの目安といたしまして、総務庁統計局が行つております家計調査年報に基づきます数字をいろいろと使わしていただいで、これによつていわば生計費の面から納税者御自身の所得をチェックしていただきたいというお願いをしているわけでございます。各国税局によりまして若干データの使い方に差はございますが、もとはすべて総務庁統計局の家計調査年報に基づくデータでございます。

大阪国税局で使つておりますのは昭和五十八年の全国の全世帯の標準生計費でございます。世帯人員別のデータがございますので、それを使ひしていただいております。それから関東信越国税局の中では、新潟県下の税務署で使ひしていただいておりますのは、新潟市におきます一世帯当たりの標準生計費の金額でございます。それから金沢国税局では五十八年の全国の個人の御商売されておられる方、そういう方の世帯の一ヵ月平均の標準世帯生計費を先ほどのデータから出しまし

で、それを一つの目安として申告内容の御点検をお願いしたい、このようにしております。

○近藤忠孝君 これを見てみますと、大阪と新潟を比べてみますと大阪が四人世帯で三百二十万、それから新潟が三百二十八万、これは昨年の予算委員会でも指摘したんですが、現場ではこれより低い所得では生活できるのかという点で、実質的に税務署の方から言われて事実上修正に及びせられる場合がある。そんなことに使われておるという面もあるんですが、きょうはそれは聞いませぬ。

これはむしろ厚生省にお伺いしたいのですが、大阪よりも新潟の方が生活費がかかっておる。それで実際の現場では今言ったようなことが言われているわけですね。となれば、生活保護の級地が大阪が一級、新潟など、これは大体日本海各都市みんな二級以下です。税金を取る方は高い水準でもっと入るはずだと、こういうぐあいになっておいて、今度福祉で払う方はおまのところが二級だと、田舎だから二級だと、これはちょっと不合理じゃないかと思うんです。そこで厚生省、それから大蔵大臣もちょっとお答えをいただきたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(正木肇君) ただいまの標準生計費でございますが、これはただいま国税庁からもお話のありましたように、税務行政を実施する一つのメルクマールといえますか、尺度として設けられておるというふうな理解をしておるわけでございますが、生活保護基準につきましては、その性格、目的、算定方法、当然のことながら標準生計費とは違っておるわけでございます。申すまでもなく、生活保護上は現在二十三区それから十大大都市並びにそれに準ずる市を一級地とし、いわゆる中都市を二級地とし、その他の市町村を三級地と三分類しておるわけでございますが、それぞれ地域の最低生活需要に即して設けられておるわけでございます。その観点からしましてやはり標準生計費とは別な見方がされてしかるべきだろうというふうに思っております。

○近藤忠孝君 別な見方はしましても、税金を納めるあるいは保護を受ける、これはやはり同じところに住んでいる人間ですよ。それが税金を取られる方はどうも日本海側なり中都市以下は損をして、損というか、新潟なんかの場合には大阪より高いんだから、生活保護の方ではまたこれ損をする。これはちょっとやはり不合理だと思うんです。

そこでもう一度厚生省にお伺いしますが、厚生省の目から見たらこの標準生計費というのは余り実際に合わないということなんですか、厚生省がそれを採用しないとなると、その点はどうですか。

○政府委員(正木肇君) 私どもの理解としては、この標準生計費は税務行政の一つの目安というか、尺度として総務庁の家計調査をもとにしてつくられておる。大きな大阪管区とか、管区と申しますか地区と申しますか、それから北陸の地区とか、大きなくくりを国税局単位に設けまして、一つの尺度として設けられておるというわけで、それ自体意味合いはもちろん持つておると思います。ただ、生活保護の場合の最低生活基準というのは、先ほど来申しますように、対象者が資産その他いろいろなものを活用して、そして最低生活に必要な基準は何だということとをそれぞれ地域あるいは年齢、性別——性別は今度男女格差の解消がされたわけでございますから、性別は抜きませんが、年齢とか地域別とかそれぞれの需要に応じた最低生活基準というものを設けておる。これが最低生活費であり、それからそれについて地域的に見ていくのかというのが級地区分であるわけでございます。

○近藤忠孝君 まさにいろいろな言い方はあるでしょうけれども、ただ、実際にそこに生活しておることは変わりないんですよ。それが特に二級地になつておるところ、実際の標準生計費では大阪より高くて、そういう意味じゃ余計税金を払いなさい、こういう対象になつておりながら、今度は保護をもう段階では別の基準で低くなつちゃう。

う。国民の目から見たら納得できないんです。厚生省から見たら、これは厚生省の立場だ、大蔵省は大蔵省の立場だと、縦割りでそう言っているでしょうけれども、その対象になる国民から見ますと納得できないんですが、どうですか、大蔵大臣。

○政府委員(富尾一郎君) 一言先ほどの御答弁に補足させていただきます。先ほど私が、私もが標準生計費と申し上げておりますのは、先ほど申し上げた総務庁統計局の方で一般の家計の消費支出の内容を調査をいたした数字でございます。これは私も標準生計費とややおこがましく申し上げておりますが、そういう調査に基づいた一般的な平均値でございます。これはあくまでも、納税をいたします際に所得の金額を計算いたしますが、その所得でいけば生活しているわけでございます。で、所得金額を計算していただく裏として、チェックをするデータとしての生計費を納税者の方々に御検討いただきたいということでございます。で、この総務庁の調査に基づきます生計費が即課税に結びついておるとか、そういうことではないということだけ念のために補足をさせていただきます。

○近藤忠孝君 一応のメルクマールの程度で、それをもとに課税したらそれは大変な話ですよ。それは実際は全然違ふんですから大変な話です。が、しかし一応メルクマールにしろ正式に使用して、こうやって計算しないか、こう言っているんですからこれは正式の数字なんですよ。私が言っているのは、国民の納得という面からいまして、税金を取る、これはやはり消費に着眼しておることは間違いないんですよ。それが、しかし生活保護では今度は低い、この辺がどうも納得できない。となれば数字に間違いがあるのか、大阪と新潟の例を比較しましたけれども、新潟の方が高いというこの数字に間違いがあるのかということにもこれなかなかなないんですが、それらも含めてどうですか。

○政府委員(富尾一郎君) 先ほどの総務庁の家計調査の数字につきましては、私もが御答える立場にございませぬ。ただ、私もいろいろな中でこれを使わせていただいておりますので、どういうデータがあつてそれをどのように使ったかという意味でお答えをさせていただきます。先ほど先生御指摘のように、全国の四人世帯の標準生計費を申し上げておるわけですが、これが大阪市の場合は年額で二百九十万円ほどでございます。それから新潟市が三百二十八万円ほどでございます。それから金沢市が三百二十万円ほど、このように総務庁の統計上はデータとして出されておる、公表されております。

○近藤忠孝君 いつまでたっても大臣の答弁がないのでこれ打ち切りますけれども、金沢の場合は若干低いけれども、これは一般の平均ではなくて自営業者中心の統計のようです。ですから、もう少しこれは金沢でも大阪並みぐらいにもっと高くしては同じぐらいになるんじゃないか、しかし生活保護の面は違ふ、納得できないということを重ねて申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次は保育料の問題ですが、これも今回の一律カットによって総額三百八十億円が削減されて地方への負担、そして実際にこれは保育料に影響があります。これも新潟の具体的な調査の結果ですが、今度の補助金削減によって保育措置費は六十年年度事業費で県費、市費の持ち出しが約七千八百万円になって、これがやはり具体的に影響が出ておるんです。どういうぐあいに影響が出ておるか申しますと、新潟の場合は五十八年それから五十九年にかけて市が八千三百四十四円を増額したおかげで保育料の引き下げが実施されたんです。そして三歳児未満で四万七千七百円が三万九千円に下がったわけですね。現に今、定員割れとかいろいろ言われていますけれども、保育料を下げれば具体的に入所児はふえるんです。それだけやはり要望はあるんですね。その結果百四名ふえたという、こういう実態があります。市の方は昭和六十

年度も保育料は据え置く、そういう約束をしてお
ったんですが、今回の一割カットによって七千八
百万円の新たな市費持ち出しが出来ましてこれはど
うしても据え置かざるを得ない、平均で二・九割の
保育料値上げになりました。これはいろいろな計
算がありましても、最も不合理な例の場合
は、父母の負担額が月に五千九百円値上げになる
という、こういう状況なんですね。

そこで大臣、地方へ迷惑かけない、ましてや市
民生活に影響ない、こう言っておたけれども、
現実にはこのように一割カットの結果据え置きがで
きないで保育料値上げ、こうなっておるんでは
ね。この事態に対して、それでも市民には影響な
い、こうおっしゃるのかどうか、その点どうでし
ようか。

○政府委員(小島弘仲君) 先生お示しのように、
新潟市が五十九年度は引き下げて六十年度は二・
九割の引き上げをしておることは事実でございます
。これは引き下げの経緯についてはいろいろな
関係団体の要望等もあつたようでございますが、
六十年度は引き上げておりましたが、これは補助金
カットということではなくて、むしろ保育単価が
上がっております。全国的に大体四割未満ぐらい
の、三割から四割ぐらいの引き上げが行われてい
る例が多かると思ひますが、新潟もその保育単
価の引き上げ分に対応しての引き上げというふう
に理解しておりますので、カット分の影響という
ようなものではなからう、保育単価そのものが人
件費のアップ等によりまして上がつてきておりま
すので、その見合いのこういう措置であらうと考
えております。

○近藤忠孝君 新潟の場合は六十年度も保育料は
据え置くという事は、今指摘したようないろいろ
な問題も考慮して、その上で据え置きます、そ
ういう約束をしておたのが、一割カットによつ
て七千八百万円の負担増、これでどうしてもでき
なくなつてしまつたというふうな経過なんでし
て、決してそれは影響ないというのじゃなくて、
これがカットにならなければその程度の負担増ぐ

らいできたはずなんです。それは当然予測できる
から約束しておたのに、できなくなつた、これ
はもう明らかに今回の一割カットの影響なんです
が、こういう事実を前にして、これでも影響がな
いと、こう言い張るとすれば、やはり事実をよく
調査してもし影響があればないようにするとい
う、そういう措置をとるべきだと思うんですが、
大蔵大臣でも厚生大臣でも結構ですが、お答えい
ただきたいと思ふんです。

○政府委員(小島弘仲君) 先生お示しのような、
新潟市がそういう意思表示をした、約束をしたと
いう事実はまだつかんでおりませんので、なおそ
の辺については詳細調査してみたいと思ひます。
ただ一割カット、十分の八が十分の七になつてお
りますが、直接保育料の補助金という形でいくも
のは少なくつておりますけれども、必要な財源
は地方交付税の算定基礎に入れる等の措置によつ
て措置されておりますので、特別の富裕団体を別
にすれば、これによる財政影響というものはまず
一般的には出てこないだろうと考えております。
現に、今まで把握しておる限りでもその引き上げ
は例年並みの引き上げということでございします
ので、その影響はあるとは考えておりません。

○近藤忠孝君 一般には影響はないというのは
いはずだということで、私が今指摘をしたよう
に、具体的に保育料の値上げに對しておつて因果
関係があるんですから、そういう点ではどうで
すか、こういう事態は調査をし、もし実際影響が出
ているとなれば影響が出ないような措置はとりま
すか、御答弁いただきたい。

○政府委員(小島弘仲君) 保育料の、御父兄と申
しますか、本人から拠出願つております徴収基準
につきましては、所得階級別にきめ細かに徴
収基準を定めまして、それによつて保育者が預け
ることが決して困難にならないような配慮をして
おります。ただ、これも一般財源と申しますか、
税金を財源とする措置でございしますので、やはり
いろいろな観点から適正な御負担をお願いするとい
う形で国の補助金としては徴収基準を定めてお

ります。ただ、それにつきましていろいろな地方
公共団体、市町村の御判断で、特別に地方単独事
業という形でその軽減措置を図られてゐる市町村
が多いことも事実でございます。ただ、それはい
ろいろな施策との兼ね合いとかなかなかやはり絶
えず見直されてゐるものだと思いますので、国の
徴収基準を上回つて徴収するという事例はまず絶
対あり得ないものでございします。それにどれだけ
市町村が単独事業を積み足すかということはい
ろいろな御判断で、それぞれの行政需要あるいは
福祉の他の施策の兼ね合いもございしますし、
一概にその徴収金にかかわるいわば市町村の補助
金というものが減つたからといって、一割カット
の影響だということに即断することは困難であら
うと考えております。

○近藤忠孝君 今の例は、補助が減つたんじやな
くて、補助をふやしたんだけれどもそれでもなお
かつ値上げせざるを得ない、こういう事例なん
です。それから、そういう事例をよく調べて、実態をよく
調査して、市民生活に影響がないかということ
でなくてあればあつたで対応する、そうであつて
しかるべきだと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(小島弘仲君) いずれにいたしまして
も、国の示しております徴収基準につきましては
は、保育所に預けて生活が困難になつたり、また
は高いために保育所に預けられないという事態の
ないよう配慮して適正な額を定めておりますの
で、仮に市町村の単独事業による補助金がなくな
つてもそれによつて保育の目的が達せられないとい
うような事態はないと考えております。現に補
助金があればそれだけ現実の、一般の保育所に預
けておられる方々の負担が減るわけでござい
ますので、それは負担が軽くなるということとは家計上
足しになつてゐると思ひますが、国の徴収基準は
決して無理な数字でなくて適正な数字だと考えて
おりますので、国どおりの徴収をしていただいた
ところで市民生活に影響が出て一般の生活が困難
になるというふうな事態は生じないものと考えて
おります。

○近藤忠孝君 時間がないので次に進みます。
今まで指摘してきた補助金の問題は、これは憲
法上の要請である、そして元来国の仕事である問
題についてなんです。それについて今指摘した
ように現場では厳格かつ場合によつては大変冷た
いと思ふような状況が現に起きてゐるわけ
なんです。こういう措置をとる前に、大蔵大臣に
伺いたたいのは、もっと検討し見直すべき補助金の
分野があるんじゃないか。それは今言つたような
憲法上の国の責務の分野じゃなくて、政策的に国
が企業等に援助をしてゐる補助金の分野、こうい
う分野について特に厳格な点検を行つてきたのか
どうか、この点まず端的にお答えいただきたいと
思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) 財政改革、されば一般歳
出の四割に当たる補助金、こういうところから見
てまいりますとそれは例外はない。今、近藤さん
おっしゃるの、憲法二十五条から引いてきた措
置ではないかと。しかし、厳密に言いますとその
負担割合が憲法で規定されておるわけじゃござい
ませんよ。その責任の所在を明らかにしておる
ということであらうと私は思つております。だか
ら、それと場合によつては法律に基づかざる奨励
的補助金というふうなものを一概に對等に置いて
議論するということとはなかなか難しい問題であ
ります。それぞれの補助金は随分削減、縮減してま
いりましたものの、残つておりますのはそれなり
のやはり社会的必要性があつて残つておるわけ
でございますから、それを同列に論ずることは必ず
しも適當ではないというふうに考えます。

○近藤忠孝君 同列でなくても結構なんです。
も、具体的に中身に入つてみたいと思ふんです。
そこで、二つの制度について、まずその制度の
趣旨をお伺いしたいと思ふんです。一つは、農用
地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づいて公
害の防止に関する事業が行われ、それに対する国
の財政特例がありますね、この制度の趣旨。それ
からこれは通産大臣に質問しますが、民間企業に
対する研究開発助成などの補助金について収益納

付制度があります。この制度を設けている趣旨。それぞれお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員（井上喜一君） お答えいたします。

公害防除特別土地改良事業につきましては、現に土壌が汚染されているという状況でございますので、そういう公害を受けた農用地を改良していくということとあわせて、国民の健康と生活環境の保全に資すると、こういうことで事業を実施しているわけでございます。

○国務大臣（村田敬次郎君） 近藤委員にお答え申し上げます。

通産省は、かねてから相当の収益が見込まれる事業に対する補助金であつて、その交付の目的に照らし適切と考えられる場合においては収益納付制度を設けるように努めておるとのことでございます。現在、例えば民間輸送機関開発補助金でありますとか、あるいは新鉱床探査費補助金でありますとか、工業技術院、資源エネルギー庁あるいは中小企業庁等の補助金十種類について収益納付制度を設けておるところでございます。

○近藤忠孝君 最初に、汚染土壌復元問題について伺ひます。

公害に関する問題で環境庁長官にまず質問いたしますが、こういう公害対策の実施に当たってはPPP、いわゆる汚染者負担の原則にのっとりて行うことが必要だと思ひますが、それについての見解。特にこの関係でお伺ひしたいのは、結局国から補助金が行くわけですから、国庫からの援助が政策的にももちろん必要だと思ひます。しかし、その範囲とか補助率、こういうものについては不要、不当な支出、特にこの場合には加害企業に特に利益になるようなそういうような支出であつてはならないと、こう考えますが、長官の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣（石本茂君） お答えいたします。

このことにつきましては、もう先生十分御承知いただいているところでございますが、事業活動によって生じた公害を防止するためには、国また

は地方公共団体が事業を実施する場合は、公害の原因事業者が応分の費用を担当することとするのが公害対策基本法の定めるところでございます。これを受けておまして、公害防止事業費事業者負担法が定められておまして、公害防止事業につきましては本法に基づいて原因者負担が行われているところでございます。

○近藤忠孝君 私はこの事業が本場に被害住民の立場に立つて速やかにしかも完全に実現されるべきだと思ひ、国もその立場で全力を挙げるべきだと思ひます。

ただ問題は、具体的にこれを神通川流域に限って見ますと、この対象地域は千五百ヘクタールの汚染農地がありますが、第一次が九十六ヘクタール、ことしから始まる第二次が四百五十ヘクタール、合わせても全体の三六％しかまだ進んでおりません。あと九百五十ヘクタール以上残つて、いつ完成するのか住民は大変不安に思つておるんです。今までの第一次には約十一億円余、第二次については六十六億円の公費が投じられてまいったんですが、これだけの金をつぎ込んでても対象範囲が、こういう實際行われた地域がこの程度。問題は、どんな国庫からの補助金はふえてくるんだけれども、企業負担分が年々大減減つてきているんですね、これは全体的に。特に神通川流域では極めて低い状況です。

全体の事業費とそれから企業負担割合、これは先ほど農水省から資料をいただいたのでこちらで言つてまいります。四十六年から始まつて年々ふえてまいりまして、五十九年には五十七億になつていますが、そのうち企業負担額が十八億、国庫補助額二十五億、そのほかにこれは地方負担分もあります。四十七年からの企業負担割合を見てみますと、四十七年には六六％、四十八年には七九％、四十九年には六二％であつたのが、五十一年から二八％。ずっと二八％が続いて、五十五年にまあ批判も強くなつて三二％、五十八年三四、五十九年三二％、三二％というのがもうほぼ固まつてきておるんですね。

ここで大臣にぜひお聞きいただきたいのは、こういうことはその分公費からの支出、国の補助率は大変高いですから、企業負担が低ければそれだけ国の補助金が出ていくんです。これは先ほど環境庁長官からも御答弁いただいたけれども、やはり本場に企業の汚染に対する負担をしつかり見てそれに對して決めていくべきだと、こう思ふんです。実際はそうなつておりません。神通川流域では昨年から三三％、ことしは三九・三九％で、三九・三九％というのはいまだに我々から見れば異常に低いんですよ。企業の方は、本場は第一次に對する批判が強かつたものだから、もつと企業負担は高くなつておつたのが三九・三九％に済んだものだから文字どおりサンキュー、サンキューと言つておるようなものです。そこで御聞きしたいのは、このように負担割合がずっと年々低くなつてきたその理由は一体何なのか、まず御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員（山崎圭君） 御指摘のように、事業者の負担割合が年々むしろ低下しているというように御指摘でございますが、これは先生十分御存じのことでございますが、公害防止事業費事業者負担法、これに基づきまして事業を実施する地方公共団体、この神通川について言えば富山県でございますが、要するに、このケースにおきましては三井金属鉱業がやつてまいりました事業活動、それによる汚染の寄与度といふんです、そういうものなりあるいは地域の特性なり、それから公害の原因物質が蓄積された期間なりとか、こういうものを総合的に検討しまして客観的に決定する、こういう仕組みになつておるわけでございます。

したがいまして、総合的に言えば原因企業がその企業の汚染の程度、これに應じまして費用負担割合というものが決定されるわけでございます。それからその対象事業の種類によつても違いますし、それからその地域におけるさまざまなあり方によつても随分と違つてございまして、それが例には最近では、先生御指摘のようなことをおっしゃつておられますけれども、最近でも八割程度

の負担をさせたような事業もございまして、また当初においても二〇％台程度の負担でしかなかった、こういうようなこともありまして、いわばまちまちなのでございまして、つまり農用地の問題については先生の御指摘のようなことが当てはまるかもしれないけれども、それはまたまたもうなつたということにすぎない、こういうふうな理解をしておるわけでございます。

○近藤忠孝君 最近の事例では、恐らく群馬県安中の場合だと思ひます。この場合には東邦亜鉛の負担は七五％です。これは当然なんです。よ。もともと何もなかったところに東邦亜鉛が来て、そして東邦亜鉛からどんどん公害が出て農地がだめになつて、その農地をまた買収して企業がふえてくる。大きくなつた企業からさらにまた汚染がいつてそして今日に至つた。何もないうちに企業が来たんだから、これはもう私に言わせれば七五％でも少ないくらいだと思ひます。

それで問題は、神通川流域で言いますと、今度の第二次の場合は三井金属による汚染が五九％、不存企業によるものが四・九五％、自然汚染が二五・九六％、その結果、三井金属の汚染割合が五九％ありながらも実際の負担は三九・三九％、こういう状況ですが、問題はここにある自然汚染とか不存企業による汚染というものが考慮されたと思ひます。

そこで、この考え方を聞きするんですが、自然汚染では例えばイタイイタイ病は発生しないと思ひます。それがどうか、まず一つ。発生しなければ復元事業をする必要はないんですから、自然汚染の状況ならば何もする仕事はない。したがって国から金を出す必要はないんです。竹下さん、一体なぜ自然汚染について国から金を出すのか。きょうのこの議論は単に一事業の問題だけじゃない。片や生活保護、福祉に對して大変厳しく見直していく。実際は本場に現場では厳しくなつていきます。それで本場に一割カットまでせざるを得ない。憲法上の仕事に對してそうやっていくんですから、政策的な問題について、客観的に

言いまして元来自然汚染に対してはほうっておけば何もそんな事業をする必要ないんだから。しかし、それに対しては国があるいは地方が金を出す。これは補助金に対する見直しの基本的な視点だと思ふんです。先ほど竹下さんは同列には論じられないと言ったけれども、同列でなくともいいんです。こういう政策的な補助金について、しかも自然汚染に対しては国が補助金を出すのか、地方が。この点について、これは国民がわかりやすいように、片方で生活保護を削られて人々がわかりやすいように御答弁いただきたいと思ふんです。

○政府委員(山崎圭君) これは法律の仕組み自身でも十分先生御案内のとおりだと思ふわけでございますが、事業者の事業活動によりましてその原因となる何らかの悪い影響が出てくる、それにつきまして全額負担せざるという仕組みになっていて、その公害防止事業をさせる、その場合にその公害についてその原因となる認められる程度に、その程度に応じた額だと、こういうふうな法律上明定されておりますので、よって例えば自然汚染、カドミウムというふうなものは企業活動以外のものでも自然にある、そういうものでございまして、その部分は当然この事業者負担の対象から除く、これはむしろ自然に私どもそういうふうな考えでおるわけでございまして。

なお、自然に賦存しているカドミウムによって人体に影響があったというふうなことは、今までのところは少なくともそういうものはございませぬ。

○近藤忠孝君 今の議論は環境特別委員会ではやればいいんです。これは補助金特別委員会から補助金を見直しますよね、そうでしょう。今地方に一律一割もカットしちゃおうというふうなときに、ほかの補助金がこのままでいいのかどうかという場合に聞いたので、あれは制度の問題ですか。となれば、今のそういう制度のあり方ではないのかどうか。自然汚染という、元来あるし、また

元来それだったらば復元事業をやる必要はない。また自然に重金属は存在するんですから、仮にやったらしてもまた自然にはかからず土を持ってくればまたあるんですよ。こんなむだなことには国の金、税金は元来使う必要がないのではないのか。それなのになぜこの制度では補助金を出すことになつてくるのか、これが私の質問の趣旨なんです。だから環境庁はあれ以上答弁できません。これはむしろ財政当局から、なぜ自然汚染分についてまで国が金を出さなきゃいかぬのか、これについての答弁をいただきたいんです。

○国務大臣(竹下登君) 比較して論ずるということではなくして、補助金一般についての対応の仕方を申し述べますならば、これは十四兆もある、そうならばその中で私どもは聖域を設けることなく、それに一つ一つ対応していくわけでありまして。その結果、なお制度、施策の根拠にさかのぼった問題として、今度のいわゆる一括法で御審議いただいたものがあるわけであります。したがって、これはひど過ぎるがそのものは甘過ぎるとかいうのは、これは第三者によってそれぞれ見解を異にするところでございましょう。だから制度、施策の根拠にさかのぼってなおあらゆる補助金の見直しをやっていくという姿勢は今後も持ち続けるわけであります。現状でこれとこれを同一の舞台に乗せて議論するということは、それは防衛費をやめてこちへ持ってきたらどうだという議論と大体同じような議論じゃないか、こんな印象で聞かしていただきました。

○近藤忠孝君 問題をすり違えちゃいけないと思ふんです。軍事費じゃなくて補助金でしょう、同じ補助金。やはり必要な補助金には私は大いに出すべきだと思ふんです。この農地復元事業につきまして私は必要の公費の負担があつてもいいと思ふんです。一定の程度について、例えば原因者がわからぬとかいろいろありますよね、そういう面について出すのは大いに結構なこと。そしてそのことによって事業を進めるといふんですが、ただ今全般的な補助金の見直しが起き、そしてこ

のような法案が出てくるそのときに、今私が指摘したような自然汚染について、なぜ公費から、しかも多額の、先ほど指摘したように、もう国と地方を合わせれば六八%負担するわけですから、その出す根拠、これが明確でなければいけないじゃないか。私は何もこれは環境庁だけ、大蔵省だけでなくともよろしい、これは農水省でも結構ですよ、通産省でもいいですよ。どこでも結構だからこれだけ省庁そろっているんだからどこか一つ、とにかく自然汚染についてなぜ補助金を出す合理的な根拠があるのか。これだけか明らかにしてください。明らかにしなきゃ国民は納得できませんよ、こんなもの。片方でこんなに削るんだから。その答弁を求めているんです。

○政府委員(平澤貞昭君) 財政当局の立場からでございますが、制度の仕組みといたしまして、先ほど来お話がございましたように公害防止事業費事業者負担法というのがございまして。その第四条で、「費用を負担せざるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となる認められる程度に應じた額とする。」というふうに法律で規定されているわけでございまして。したがって、これを念頭におきまして、第六条でいわれる費用負担をどうさせるかというのを決めるわけでございしますが、その場合に審議会に諮ることになっておりまして、第二十条にございしますけれども、都道府県公害対策審議会というところでこれを決めることになっておりますから、そういうところで決まったもの、それは公平な立場でお決めいただいていると思うわけでございまして。その残りにつきましてそれで国と地方がどう負担するかという仕組みになっておるわけでございまして。そういう中で、我々としては制度に従って財政負担を行っているということでございます。

○近藤忠孝君 制度の問題になりましたから、本当はもっとその問題を指摘したいんだけれども、制度となれば、県が決めてきた、だから中身はどうも不合理だと思ふけれどもしょうがない、国の

負担分を出そうと、こんな制度はほかにありますか。まあ若干あるそうです、若干。しかし例外中の例外で、大体今問題は、地方に対して補助金を出す、その機会に国が口を出し過ぎるんじゃないか、地方への介入じゃないか、これが言われていることです。ところが今度の場合には県が決めてきた、あと今私が指摘したような自然汚染分、全く私は根拠は何もないし、何も今だれも説明できないんです、これだけ人がおりながら。しかしそれについて出してしまふ。こんな制度が実際あるのかどうか。

そこで、時間が来ましたので会計検査院、見えていると思ふんですけれども、こういう問題につきましては、こういうのがほかにあるのかどうかという、私は極めて異例だと思ふんですが、そういう制度の問題。そしてもう一つは、こういう問題については会計検査院としても重大な関心を寄せて対応すべきだと思ふんだけれどもその点どうかと、この点をお聞きして、あと質問通告しておりますけれども、時間が来ましたので、おつてもらって大変申しわけないけれども、これで失礼したいと思ひます。

○説明員(正田周朗君) お答え申し上げます。農林水産省が行っております国庫補助事業につきましては、毎年度私どもも重要な検査項目だということ、その計画実施及び経理につきまして検査を実施しているところでございます。

公害防除特別土地改良事業におきましては、ただいま先生が御指摘になりましたように、事業費総額の一部につきまして事業者の費用負担が含まれておりますという特異性がございまして、この事業者の負担割合に際しましては国庫補助金の額が異なつてまい、こういうような関係にございまして、この負担割合につきましては特に関心を持って検査に当たつてまいりましたところであります。

本件公害防除特別土地改良事業につきましては、今後とも引き続き実施されるものでございまして、事業者の費用負担割合につきまして、都道

府県の公署対策審議会の審議内容に立ち入ったの検査という点につきましては困難な面もございしますが、先生御指摘の点も踏まえまして、他地区の事業におきまして負担割合の決定状況、こういったものとあわせまして検討を進めてまいりたいと思っております。

○近藤忠孝君 終わります。

○田淵哲也君 まず初めに、自治大臣にお伺いしたいと思ひます。

我が国の国と地方との関係あるいは地方自治制度、こういうものについていろいろの議論もあるわけでありまして、我が国の地方自治制度の問題点というものについてどう考えられておりますか、まずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(古屋亨君) いろいろの観点からこの問題は申し上げた方がいと思うのであります。私は、地方制度のあり方というのにつきましましては、根本的な概念をいたしましては、地域の住民の意思というものが自律的に尊重される、自分らの町は自分らがやるといふような形が一番根本にあるかと思っております。しかし、現在におきましてそれがいろいろの点でゆがめられておまして、本場の地方自治という問題につきましましては財政上の問題、行政上の問題、制度上の問題、いろいろの制約があるわけでございしますが、

〔委員長退席、理事伊江朝雄君着席〕

私もといたしましては、何といたしても財政的には今の補助金カットの問題も、いずれこれは申し上げることがあると思ひますが、その一環でございしますが、地方の制度のあり方につきましましては地方六団体の意見というものを相当私は検討いたしましたし、その意見に基づきましてある程度まで進めていかなければならない。でございまして、例えば補助金のカットという問題から申し上げますと、補助金も地方と国との役割分担、費用負担の割合、そういうことから考えまして、補助金というのは本場に整理合理化を考へるべきものでありまして、これを一律的にカットするようなことは、私は地方の側から見ますと、補助

金の本質といえますか補助金をただ減らして地方に転嫁するだけにすぎないような場合が多いといふふうな考えをお聞かせ願ひたい。

また、そういうような意味において、制度的には現在の地方団体はいろいろの仕事をやっており、また機関委任事務も大変多うございしますが、何といたしても、例えば今の地方自治制度の問題につきましましていろいろ地方行政改革ということもやっておりますが、その場合におきましてもやはり国が地方自治の本來あるべき姿を邪魔していろいろの例えれば必置規制とか国の関与とか、権限移譲とか許可認可の問題、こういうような問題につきましてもやはり私は早急に、今行革審で一部は審査されておつてこの七月ごろに答申が出るように聞いておるのであります。そういうような点も考えていかなければならない。同時に、地方交付税制度というものもありまして、この三二%の問題についてはいろいろ言われておるのでございしますが、やはり地方は三千三百の団体の集合体である、まあ一言に言えばそういうような形でありまして、したがってその構造というのは国の場合と異なつて大変義務的なものが多いし、また国の関与、先ほど申しましたそういうような場面も大変多いのでありますから、こういう問題も解決していかねばならない。

それで結論をいたしましては、やはり心豊かな地域社会をつくるということが一番基本である。私は考えておるのであります。それは国の方においても、あるいは地方自身の場合においてもそういうことを頭に置いて努力しなければならぬ。そういうことを邪魔になつていふようなものにつきましましては、私もはたしてこれを排除するように努めていかなければならぬ。一面から見た地方団体の問題点でございしますが、そういうような点が基本的には私も考えておるところでござい

○田淵哲也君 自治大臣の方からいろいろ多岐にわたつて御説明をいただいたわけでありまして、それらの問題点の基本的にあるものは一体何だろう

か。一言で言うならば、財源の面とか権限の面、その他あらゆる面で集権的である、非常に中央集権的色彩が我が国の制度においては強い。それからもう一つは、全国非常に画一的な自治制度だ、こういうことが言われておると思ひますが、この点についてはどう考えられますか。

○国務大臣(古屋亨君) お話しのような点は、これからは地方独自の構想に基づくその地域の自律性を発揮して、地方自治を考える場合には画一性とかそういう問題はやはり相当チェックすべき場合、またしなければならぬ。住民が自分らの意思に基づいて地域の発展を図っていくということに基づいていたしまして、画一的な国の施策、そういうようなものは個々の地方団体の特性からいいますと画一的な指導ではどうにもならない、やはり地域、地域の特性を生かして対処していかねければならないという点は、今先生のお話と全く私は同感でございします。

○田淵哲也君 今回の補助金の問題でも、それに至る国と地方あるいは政府内部における大蔵省、自治省の話し合いの経過を見ても、やはり地方の意見というものが十分に反映されにくい仕組みになつておるということが言えると思ひます。第二臨調とかあるいは行革審でも、国の縦割行政をなくし地方分権を推進するためにいろいろ改革案を出しております。しかし、これらの改革案は決して目新しいものではありません。従来から地方六団体あるいは地方制度調査会で繰り返して指摘されたことが指摘されておるのにこれが国政に反映されなかったその原因はどこにあるとお考えになりますか。

○国務大臣(古屋亨君) 根本的には、今お話しのような結論から、結果から見ると地方の意思が必ずしも中央の政治に反映されていまいという点でありまして、私も地方六団体とは緊密に連絡しながらやっておりますが、これは自治省としてそういう意見も聞く、あるいは地方制度調査会というふうなものもあるわけでございまして、そう

いう点においてはいろいろのことが最近新聞等でもこういうふうな改めたらいいじゃないか、社会経済的な面から地方自治の問題がいろいろ言われておりますが、それ等を見ましてもなるほどなと思ひます。今一挙にそこまでは難しいなという点もあるわけでございまして、そういう点につきましては、今後この補助金の問題と相ましまして私は地方制度調査会等において十分つと御審議をいただくように考えております。

○田淵哲也君 地方制度調査会で何回審議して意見を出しても、それが実現されていまいわけですね。そこに問題があるわけですか。

それから私はやはり自治体と国との関係でも少し仕組みを改善すべきではないかという気がするわけですが。現在では、地方自治体の意見が国政に反映するには自治省を通して国政に反映されるといふ場合が非常に多い。それ以外では、地方の自治体の方が国会議員等に陳情に来てそれを通じて反映される。もちろん全国知事会議とかんとかはありますけれども、法律の裏づけを持った地方自治体の意見反映という制度というものはないのであります。

第十七次地方制度調査会、これは昭和五十四年の九月に答申を出しておりますけれども、「都道府県及び市町村の全国的な連合組織は、地方公共団体の利害に關係する法令の制定改廃について国会又は關係行政庁に意見を提出することができ、」そういうようにする。こういうように地方公共団体の意向が国政に適切に反映されるような方途を講ずべきだ、こういう答申が出まして、自治省の方ではこの趣旨を受けて地方自治法の改正等を進めようとしたわけですが、結果としてこれは日の目を見ておりません。実現されなかつたわけでありまして、その経緯について説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(大林勝臣君) 御指摘のとおり、第十七次地方制度調査会におきまして、おっしゃいましたような答申が出ました。これに基づきまして第九十四国会、昭和五十六年だったと存じます

ではないかと思うのですね。例えばヨーロッパなんかは、二院制度のところの上院は地方自治体の代表者で構成するというような例も見られるわけでありまして、我が国の参議院はそういうことではありませぬけれども。したがって、そういう形がいかどうかは別にしまして、何らかのそういうものがないと、国と地方は車の両輪だなどと言つてもやはり意思疎通を欠くことになるのではないかという気がするわけであります。したがって、もう既に自治体の少なくとも全国的な連合組織が、いつも自治省が代弁するのじゃなくて、直接国政に意見を表明し得る道を講ずべきではないかと思うのであります。

御承知のように、社会経済国民会議はこの点について次のことを提唱しております。まず第一は、地方六団体の権限を強化して、法案の審議準

ひとつ私もこの問題は前向きに慎重に検討してやりたいと思つております。

○田淵省也君　それとあわせて、自治体行財政委員会というものをつくつて、地方六団体の代表、政府の代表、それに学識経験者の三者で構成をして、中央行政にかかわる制度改革、重要施策、予算編成、地方財政計画、こういうものの企画、調整、勧告、そういうものを行うようにしたらどうか、あるいは自治体に重大な影響を及ぼす中央官庁の政策については事前協議をするというようなことをも提言しておるわけであります。もちろん、これは自治大臣だけがかわり合いがあるわけではありません。特に財政当局の責任者である大蔵大臣にも非常に関係の深い提言だと思ひますので、大蔵大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。

五十七年度の歳出の純計決算額は國が二十九兆七千九百十四億圓、地方は五十一兆一千三百三十三億圓、約二倍近い仕事を地方がやっておるわけであります。ところが税収は國税が三十二兆七十三億、地方税が十八兆六千二百八十六億、比率で言へば六二・七％と三七・三％というふうな比率になっております。これは自治体の歳出の中で地方税で賄へる分は約三分の一にすぎない。あとは地方交付税と國庫補助金で補てんされておるわけであります。言うならば、國民から吸ひ上げた税金は國のほうにたくさん吸ひ上げて、それを交付税あるいは補助金という格好で地方へ還元する、この迂回的な制度というものがある、これはこの補助金の制度だけでもなく、機関委任事務とか許認可行政、必置規制、こういうものが現在の地方自治といふものに大きなひずみをもたらしておるのではない。同時に、これが利益誘導政治を生む土壌にもなる。また、この迂回する経路においていわゆる各省庁の組織や人員が吸ひついて膨大な不均衡だと非効率を生んでおる。みんながみんな必要とないと言ひまけんけれども、そういうものを生ずる一つの要素になっておる。さらに、中央官庁の縦割り行政が地方自治体に持ち込まれて自治行政の総合性、自主性を損なつておる。こういうこと

の弊害といふことも言われておるわけであり、
す。陳情といふものを減らす、もうちよつと合理
的にやる最良の策はやはり自治体に財政自主権を
確立することである。この意見はいわゆる自治体
の首長あるいは地方議会の議長の約七割の人がこ
ういう意見を言っておるわけにあります。
現在、行政改革も政府は非常に力を入れて取り
組まれておるわけでありますけれども、国の一般
歳出の四四％が補助金である。しかもその補助金
の八割が国から地方自治体へおろされるものであ
る。だから私は、この国と地方の關係の改善なく
して本当に行政改革も成果が上がらないのではな
いかという気がするわけですけれども、総務庁長
官はこの点はどうお考えですか。
○國務大臣(後藤田正晴君) 先ほど來の質疑応答
を承つておりまして、私はやはり中央政府と地方

政府の相互信頼関係というものが基本にならなければいけない、こう思っているんです。それで御提言の中に、もう少し地方団体の意見というのは国政の上に反映させるようにすべきでないかという点については私はいささかも異論はございません。しかしながら、お読みになっておる社会経済国民会議ですか、読ましてもらいました。なるほど地方自治という観点に立てばこれは私一つの御提言だと思ふけれども、全部が全部遺憾ながら賛成はできません。

なぜこうなったのかということを考えますと、御案内のように地方自治というのは国政民主化の基盤であるということで、憲法の第八章で九十二条から四九条まで設けたわけですね。これは私は非常にいいことだと思ふんです。それに従って戦後の自治制度というものはまるっきり戦前とは違った制度になった。しかし、遺憾ながらこれは占領時代の産物であったということからくる、中央政府として地方に一体これはどうなるんだらうという不信感があったと思ふますね。ところが、地方の方はどうだったかというと、今度は逆に何でもかんでも地方は中央に依存する、まさにこの陳情行政は私はその一つだと思ふますね。こういったような関係が背景にありますからね。

それともう一つ、私は日本の地方自治を考える場合に、田淵さんおっしゃるやうに外国と比べまして、それでこれはおかしいではないか、こういう御議論もあらうかと思ふます。しかし、日本の場合には私は日本流に非常に効率的な制度ができていると思ふんです。それは改革すべき点は幾らでもあります。あるが、仕組みとしては、国の仕事はあくまでも末端まで国の機関が全部やる、地方自治は地方自治で自分のことはやる、こういうような仕組みには日本はなっていない。これは私は日本の知恵だらうと思ふんです。やはり地方団体の長に委任するなりあるいは地方団体に委任するなりすることによって、その間の縦割りで二本立てでいくことに対する調和が私は図ら

れておると思ふんです。

そこで、この調和をどのようにして生かせば一番納税者の負担が軽くて国全体の行政を進めることができるのか、こういう観点で私は是正すべきは是正したらよろう。ところが先ほど来御質問のように、財政の自主権、つまり財政的にある程度独立していきなさいけない、これはよくわかるんです。わかれますが、いかんせん日本の国は外国と違う。外国はともかく地方団体が先にできておったわけですから。そこで、地方がどんなに小さい団体であってもそれなりの特色がある行政をやっておる。日本は住民のニーズというものは、隣村で公民館を建てればおれの村も建てるんだと、何もかも全く全国一律になっておる。ところがその財政の基盤はどうなっているかといえ

おける民主主義の定着度とか、そういう問題もあったと思ふんです。しかし、現在では地方の行政能力もかなり水準が上がってきておる。それから民主主義というものも定着してきておる。そういうことを踏まえてもう少し地方に自主性を持たせよう方で改革を進めたらどうか、そういうことだと思ふんです。

は町村の一部におきましてはニューメディアとかいろいろそういうことも自分で考えざるを得ないというやうな状況で、そういうのを各地の点といえますか、線じゃなくて点という意味で申し上げておるんですが、実際に行っているところも相当ございます。私も、やはり高度情報化社会といふのは、もう非常に急速に日本の高齢化社会と一緒にそういう時代が来ているわけでございますから、自治省としても、こういうニューメディアあるいはそういうやうな方向につきまして高度情報化社会を育成しつつも、これはとめるわけにもいきませんので、進んでいる情勢に対処しまして地域におけるいろいろな新しい方策というものをぜひ助長していくような私は抜いた方が大切ではなからうかというふうに考えております。

三二

こういふやうなことが背景にありますから、そこらは日本の実態をよく踏まえた上で私は地方自治は非常に重要だと思つておる。しかし、それなりのやはり考え方に立つし、同時に政府は地方行政をいろいろな面で拘束し過ぎております。そこらにメスをどう入れていくかということがこれからの本當の意味での国政全体を効率的に運営をする道だらうと、私自身はさように考えているわけでございます。

○田淵哲也君 もちろん我が国には我が国の経緯や歴史もあるし、また特性というものもあるわけや外国と同じようにはいかない、それはもうおっしゃるのとおりだと思ふんです。ただ、現在問題になっておる点は、やはり今の行政が国、地方を通じて本當に効率的に行われておるかどうかという面があらうかと思ふます。それと、おっしゃるやうに、地方の行政能力とあるいは地方自治体に

○田淵哲也君 それからもう一つ大事なことは、やはり高度情報化社会を迎えつつあることだといふことも指摘されておるわけでありまして。この高度情報化社会の進展が地方自治にどういう影響を与えるか、これも見方はいろいろ分かれております。中央集権がますます進むのではないかと見方もあれば、逆に地方分権が確立されるという見方もあるわけですが、この点について自治大臣はどのような見解を持っておられますか。

○国務大臣(古屋亨君) これは大体今私どもがいろいろ考えておりますが、現実には地方の市また

○田淵哲也君 私はいくつかの議論として、考え方については田淵さんの考え方いささかも反対する点はないと思ふます。問題はそれをどのように具体化していくのかと、その具体的手段、方法については先ほど私が申し上げたやうな立場に立つて慎重なる検討をしないといけないのではないかと、私はさように考えます。

○田淵哲也君 私はいくつかの議論として、考え方については田淵さんの考え方いささかも反対する点はないと思ふます。問題はそれをどのように具体化していくのかと、その具体的手段、方法については先ほど私が申し上げたやうな立場に立つて慎重なる検討をしないといけないのではないかと、私はさように考えます。

○田淵哲也君 私はいくつかの議論として、考え方については田淵さんの考え方いささかも反対する点はないと思ふます。問題はそれをどのように具体化していくのかと、その具体的手段、方法については先ほど私が申し上げたやうな立場に立つて慎重なる検討をしないといけないのではないかと、私はさように考えます。

○田淵哲也君 私はいくつかの議論として、考え方については田淵さんの考え方いささかも反対する点はないと思ふます。問題はそれをどのように具体化していくのかと、その具体的手段、方法については先ほど私が申し上げたやうな立場に立つて慎重なる検討をしないといけないのではないかと、私はさように考えます。

お話がありました新憲法第八章、そうしてそれに基つてところの、幾らかGHQの間接統治下にあったという感じはいたしますもの、地方自治というものの発展が図られていき、そして平衡交付金制度それから交付税制度というような変化を遂げたとき、私もそのころちょうど地方議会におりました、だんだんよくなるなという感じを素直に持つておりました。

しかし、しよせん問題は税源配分の問題になつてまいりますと、これだけ税源の集中しております地方と、例えば東京都内で収納される国税の還付倍率がたしか一〇%を下回つて九・何%だったと思ひますが、少し古い資料になります。私の島根県が四四〇、それから沖繩が四三〇と、まあ随分差があるものだと思つて情けなくなつたことがございしますが、その間にそういう状態の中で、いわゆる適正な税源配分というのはいりやないかなと、こういう考え方を基本的には持つております。したがつて、そういう自主財源というものをどうするかということになりましたならば、その税源配分から補助制度のあり方から交付税制度のあり方から譲与税その他ございしますが、全体をひくるめて考えてみなきゃならぬ課題である。しかし、一刀両断の妙案というふうなものは私は非常に難しい問題であるというふうに考えます。

そこへもう一つ議論が進展してきておりますのが、公共事業等においていわゆる陳情政治等の弊害を幾らかでも直すために第二交付税的な発想というものが一つ提言されております。これに対しては、一つの物の考え方としていろいろな勉強が行われて今日に至つておりますが、さてそれをどう組み合わせていくかということになりますならば、国全体の治山治水計画とかあるいは道路計画とか、そういうようなことの一元性と整合性の中にこれを位置づけてまいりますならば、これも現実問題として、なかなかそれを第二交付税的な考え方方で適用することは難しいということから勉強

倒れに終わつておるといふのが現実であろうというふうに考えるわけであります。

要は、我々自身の自治体に対するいわゆる対応する姿勢、物の考え方、それがやはり主体になつて対応するべき問題であつて、いわば自主財源というものを可能な限り与えていく、あるいは補助金等の同化定着したものも自主財源の中へ組み入れるとか、いろいろな工夫はしていきませんが、一挙に税源配分というものを考え直して、これだけの税源の所在がアンバランスである国内において均一的に近い形の自主財源の配分をするといふことは結局は議論倒れに終わる場合が多いと、素直なそんな感じを持つております。

○国務大臣(後藤田正晴君) 御質問の御趣旨は、高度情報化社会を迎えていよいよ中央集権になるんじゃないか、だから今からそれに備へた意味において地方分権の立場に立つて対応を考えるべきじゃないか、こういう御意見ですが、これは今の確な御答弁はいたしかねるんです。というのは、中央の役所は中央の役所なりに、高度情報技術の発達に对应しながらそれぞれの立場でみんなどうすれば経費の節減ができるのかと、効率化できるのかということとを今ようよく着手したばかりな感じがする。それと同時に地方団体は、先ほど自治大臣がおっしゃつたように、地方団体それぞれこれは三千三百ありますからいろいろな格差がありますけれども、それに取らるかろうとしております。これが先行きどうなるんだらうということについて今にわかに私はここで的確な答えはいたしかねるわけでございますが、いずれにせよ現在の国と地方の関係といふことを考えた場合に、率直に少しやはり中央政府の縛り方がきつ過ぎると、これは、これはやはり中央の各省のお役人の方々も意識の改革をしてもらわなきゃならぬ、私はさううに考えているわけでございます。しかし同時に、地方も考えてもらわなきゃならぬ点が幾らでもあるんです。それはつけ加えさせていただきます。

○田淵哲也君 次に、行政改革の問題について若干御質問したいと思ひます。先ほど同僚議員の質問の中で総務庁長官は、行革審は行革の道程はなお五合目という評価をしたけれども、とてもそんなものじゃない、まだまだやらなければならぬ、私はその御意向を聞いて非常に心強く思つておるわけでありまして、今後の行革のタイムスケジュールは一体どうなるのか。今国会に上程されておる共済年金の改正の問題、あるいは秋に予定されておる国鉄の改革の問題、さらには機関委任事務の整理合理化などが今のところスケジュールに上がつておるわけでありまして、それ以降の行革のスケジュールは一体どうなるのか、大まかな点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(古橋源六郎君) 今後の行政改革の大まかな方向といふ御質問でございますけれども、今まで私どもがいたしましては、臨調答申を受けてまして、あるいは行革審から答申を受けて着実にその都度閣議決定をいたしましてその推進方策を決めてまいつたところでございまして、今後の課題といたしましては、まず第一に、この七月に国鉄の抜本的再建という大変大きな問題がございまして、それから第二番目に、今問題となつておりますけれども、地方行革の推進ということも今後実施いたしまして、特に機関委任事務の整理でございまして、これは許認可権限の地方への移譲という問題が六十一年の七月に行革審から出てまいります。これに對します対処方針というものを決めてそれを着実に実施していくということが二番目に大きな問題でございまして、さらに、今行革審で議論しておりますけれども、規制行政に對する緩和、国がいろいろ民間の事業に對しまして規制をいたしておりますけれども、これも七月に行革審から意見が出てまいります。これに對します対処方針ということもまた決めていかなければなりません。さらにまた、行革審において現在内閣の総合調整機能の強化という問題について御議論をいただいております。その場合にいろいろな

千御質問したいと思ひます。先ほど同僚議員の質問の中で総務庁長官は、行革審は行革の道程はなお五合目という評価をしたけれども、とてもそんなものじゃない、まだまだやらなければならぬ、私はその御意向を聞いて非常に心強く思つておるわけでありまして、今後の行革のタイムスケジュールは一体どうなるのか。今国会に上程されておる共済年金の改正の問題、あるいは秋に予定されておる国鉄の改革の問題、さらには機関委任事務の整理合理化などが今のところスケジュールに上がつておるわけでありまして、それ以降の行革のスケジュールは一体どうなるのか、大まかな点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

国の緊急処理の問題も含めまして内閣の総合調整機能の強化というものを図る。それからさらに科学技術行政、こういうものに対する総合調整の問題も今行革審で御検討いただいておりますけれども、私どもとしては今後それの確に對処していくという問題がございまして、今後これらの行革審等からの意見が出てまいりますれば、それを私どもとして慎重に検討いたしまして、今までやっております機構の改革であるとかあるいは定員の削減ということを含めまして検討をしてまいりたい、こういうところでございまして。

○田淵哲也君 行革審の任期は来年度の三月までということになつておるわけでありまして、三月になつて行革審がなくなりまして、臨調答申の実施状況を公的に監視する機構もなくなつてしまふ。それまでに行革は全部あらましましできるのかどうか、できない場合はどうするのか。この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 御承知のように、来年の六月でこの行革審の任期は終わるわけでございますが、今後の審議のスケジュールは今古橋局長からお答えしたとおりでございまして、来年の六月以降どうするかということとは、これは私としてはやはり慎重な検討課題であると、そういうような考え方を今持つておまして、今たちまちどうするということとは考えておりません。いずれにせよ、当面しておる問題を何とか解決したいということ、最大の努力をいたしたい、かように考えております。

○田淵哲也君 それから先ほど中央省庁の調整機能といふこともちよつとお答えの中にありましたけれども、この中央省庁について臨調が答申した事項でまだ未実施のものがあるわけでありまして、国土庁と北海道開発庁、沖縄開発庁、これの統合といふことはいつ実施するのか。それから総合企画会議といふものが言われておりますけれども、これはいつできるのか。さらに、地方機

で財務局など地方支分部局のブロック単位機関のハブロック化というのはいつ実現するのか。この見通しをお聞きしたいと思います。

○政府委員(古橋源六郎君) まず第一の点の中央省庁の統廃合の問題でございまして、国土庁と北海道開発庁、沖縄開発庁の統合という問題がございまして。この問題につきましては、五十八年五月の新行革大綱におきまして、国土開発行政関係三省庁の連絡会議というものが設置されまして、よくお互いに三省庁で話し合いをしるという臨調答申の趣旨を実質的に果たすために、その会議をつくりまして協議が進められているところでございまして。しかし、実際に具体的にそれを今後本当に統合するののかという話になりますと、この三省庁で持つております各機関の地域におきましていろいろな特殊性もございまして、今後各方面の意見を伺いながら検討を進めてまいりたいという状態でございます。

第二番目に御指摘のございました総合企画会議という問題でございます。臨調答申のこれは最終答申でございまして、総合調整機能の強化対策の一環といたしまして、政府の各種の計画の調整を担保するため、総合企画会議の設置を提言してございまして、今委員御指摘のとおりでございます。この問題につきましては、五十八年五月の新行革大綱におきまして臨調答申の趣旨に沿って「政府部内における総合企画機能を整備する観点から、経済計画、国土計画等各種行政計画の立案に当たって関係機関相互の連携を密にする」ということを決めまして、その調整の円滑化を図るものとしてございまして、もし必要があるならば関係審議会の会長等にお集まりをいただきまして懇談の場を設けよう、こういうことで政府の対処方針を決めているところでございまして。しかし、今まで開いたことはございません。

その次は第三番目の全国ハブロック制に統一するという点での対処方針でございますけれども、今まで臨調答申におきましては各種の答申がなされております。まず、「防衛施設庁の名古屋防衛

施設局と大阪防衛施設局とを統合する。大蔵省の北陸財務局と隣接財務局とを統合する。運輸省の近畿海運局と神戸海運局とを統合する。運輸省の新潟海運局と隣接海運局とを統合する。郵政省の信越電波監理局及び北陸電波監理局と隣接電波監理局とを統合する。労働省公共企業体労働委員会労働委員会の沖縄地方調停委員会及び事務局沖縄支局と九州地方調停委員会及び事務局九州支局とを統合する。」という御提言をいただいております。

私も今まで五十九年度におきまして、運輸省の九陸海運局と九海海運局を統合いたしまして九つの地方運輸局をつくりました。その際、神戸海運局を近畿海運局に統合いたしております。それから労働省の公共企業体労働委員会事務局沖縄支局は九州支局に統合いたしております。六十年度におきましても名古屋防衛施設局を大阪防衛施設局に統合いたすこととしております。それ以外のまだ残っておりますのが大蔵省の北陸財務局と隣接財務局を統合するということ、郵政省の信越電波監理局及び北陸電波監理局と隣接電波監理局とを統合するというのが残っておりますが、これにつきましては五十九年行革大綱におきまして昭和六十年年度末を目途に具体的結論を得るということで現在検討中でございます。

○田淵哲也君 さらに臨調の最終答申の中に地方改革の中長期的課題というのがあります。現在の内閣制度及び一府十二省体制、こういうものの改革を要する可能性をはらんだ行政課題も出現しつつある。つまり、中長期に見たら今の一府十二省体制を考えた直する必要も出てくるだろうということも言っております。七つの機構というものを例に挙げておられるわけでありまして、もちろんその中に徴税機構ということもあるわけでありまして、けれども、この問題についてはどのように手をつけていくのか、またどれぐらいの期間でこれを検討していくのか、この点についての見通しをお伺いしたいと思います。

○政府委員(古橋源六郎君) 最初に事務当局の意

見を申し上げたいと思いますが、中央省庁の統廃合というものは行政改革の重要な柱であるというふうにも私も認識をいたしております。ただ、お尋ねの臨調最終答申で指摘しております徴税機構等七点の行政機構の改革という問題は、答申で中長期的な課題として今後検討すべきであるというところでございます。私も、私どもは今後の周囲の状況の推移を見て検討を進めてまいりたい。そして今後その周囲の状況というものがその機が熟せばそれをやってまいりたい、こういうふうに考えております。

ただ、七点の機構の中におきましては、総合安全保障に関する機構というような問題、こういう問題につきましては今行革審でも御検討いただいております。科学技術行政機構の問題についても今行革審で御検討いただいております。あるいは将来、文化行政機構というような問題も出ておきますけれども、これももし臨調答申の方で御議論があればこういう問題も出てくると思っております。こういうふうな世の中がいろいろとこういう問題をめぐって議論がされておりますので、そういうような状況等の推移を見ながら私も、そういう機が熟すればそれを検討してまいりたい、こういう状況でございます。したがって、いつごろまでにやるかというふうな御質問につきましては、現在のところお答えできる段階ではない、こういうことでございます。

○田淵哲也君 この中の徴税機構という問題は、これは大蔵省、自治省並びに地方公共団体というものに関連するわけでありまして、「国税及び地方税の徴収事務の総合化・効率化のための徴税機構の在り方を検討する」、もちろん中長期的な問題でありますけれども、私は先ほど申しました地方、国の財源のあり方ということに密接な関係を持つてくる問題だと思っております。もちろん具体的なことを言える段階ではないと思っておりますけれども、大蔵大臣の構想というものがありませんら聞かしていただきたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) この問題に關しましては絶えず御指摘のあるところでございまして。臨調の第二部会の報告におきましても「国税、地方税の徴収事務の総合化、効率化のための徴税機構の在り方を検討する」ということが言われたわけでございまして。それから第五次答申においても指摘がございまして。これもまた「効率化のための徴税機構の在り方を検討する」ということではございまして、同じ文章が引き続き使われておるところでございます。したがって、この問題につきましては、これは確かに国税といふ地方税といふ、結局は同じ納税者の負担に帰するものであることとございまして、行財政の効率化、納税者の事務負担の軽減等の観点からは検討に値すべき問題であるといふことはだれしも感ずることでございます。

ただ、いわゆる国と地方とのあり方、その関係の面からいろいろ問題が指摘されておりますので、答申でも検討すべき点となつておりますが、我々も今後幅広く勉強してまいりたい課題だといふふうに思つております。しかし、その精神に少しも沿わないうかぬといふことから、いわゆる効率化を図るという面からいたしまして、国と地方団体の間の税務行政の運営上の協力関係、この拡充強化を今日まで進めてきておるところでございます。いろいろな意味におきましての協力関係、私どもの方にとりましても大変効率化に資することでありまして、事務次官通達等が出ておりますが、現実問題としてその効率化といふ情報提供をも含めたお互いの協力関係を一層強化していくべき課題であるという認識を持っております。

○田淵哲也君 次に、補助金の使い方の問題というところで、あるいは縦割り行政という問題ということでお伺いをしたいと思います。複合施設です、多目的複合施設の問題です。これは最近、一カ所にまとめて複合施設をつくった方がいいというふうなことで進んでおられるわけでありまして、まず土地が有効に利用できる、共通部分を共同利

たわけでございますが、救護法のもとにおきまして、戦後間もなくの事情にかんがみまして、全額国の負担で生活保護が行われた一時期がございます。

その後、これもGHQの示唆のもとに旧生活保護法が昭和二十一年十月に実施をされまして、ここで国が八割の負担、都道府県が十分の一、市町村が十分の一ということになりました。その後、昭和二十五年に新生活保護法ができて、同じく負担割合につきましては国が十分の八、都道府県が十分の一、市町村が十分の一ということになったわけですが、その後昭和二十六年に社会福祉事業法が制定をいたしまして、ここで福祉事務所制度ができると、福祉事務所の設置主体は都道府県または市、町村も任意に実施できることになっておりますが、原則として県または市ということになって、したがって負担割合につきましては国が十分の八、県または市が十分の二ということと今日に至っております。

○上野雄文君 それで戦後の制度としては、とりわけ二十五年、二十六年の改正以降は、これは地方自治体に対する機関委任の事務であるというふうに確認できますね。

○政府委員(正木肇君) おっしゃるとおり、生活保護法は国の最終的責任のもとに機関委任事務として実施をされておるわけでございます。

○上野雄文君 それで昭和二十五年に現行生活保護法ができてから、その当時の課長が解説をした本があるんですね。それを読ませてもらいますと、国と県や市の負担の問題については、「この事務処理の適否が地方公共団体の財政に影響を及ぼすようにしておく方がその取扱いを慎重ならしめ、濫費が自己抑制される点において効果的である」と、こういう立場から地方自治体の二割の負担というのを決めたんだという趣旨が述べられてい

るんですね。

実は私、今度の一括削減の問題を考える場合に、いろいろ政府の言い分を読みましたし、あるいはまたお聞かせも願ったりしたのでありますけれども、昭和二十五年といったら三十五年前です。三十五年前に負担の割合がそういう考え方に立って決められたものを、こういうものも同化定着という政府が使いやすい言葉が当てはまるのではないかな。当てはまると思えば、それを簡単に組みかえをするということ、これは簡単にやるべきことではないのかというところを思ふのでありますけれども、厚生大臣、このことについてどういう所感をお持ちですかね、今回の負担割合を要するということについての心の痛みというものは、厚生省が生活困窮者を救うという立場のお仕事をやりなされておるわけですから、きうからきうにかけても自治大臣から地方自治体の財政が大変厳しいというふうに言われている。そういう困っている人を救う仕事をおやりになっているその所管大臣がこの問題についてどんなふうにとらえておられるのか、どうしても一週心の内を聞いてみたくなったということでお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように生活保護は国が最終的な責任を持っております、またその事務を機関委任しておること、そのとおりでございます。と同時に、従来からその一部を地方公共団体も住民の福祉を守るという立場から負担を

していたので長年を経過したしておるわけでございます。したがっていまは定着しておるわけでございます。すけれども、しかし一般的には補助率等についてはやはり社会経済情勢の推移あるいは政策の緊要性等を踏まえる必要があると思ふわけでござい

ます。生活保護もそういう建前からは例外ではないと思ふわけでございます。しかし、今回の措置につきましましては、私もやはり生活保護の水準が低下することのないようにということが最大の願

いであり願望であつたわけでございますので、最後までいろいろ検討したわけでありますけれども、地方自治体に対しては別途対策が講ぜられるということでございますので、私もこのように負担割合の変更について、特に本年度限り

ということでございますので承諾をいたしましたわけでございます。

○上野雄文君 これは厚生省の政府委員で結構でありますけれども、先ほど私が申し上げた二割負担についての考え方ですね。乱数にならないためにはやはり持たせた方がよろしいんだということについてはそういう考え方を今もお持ちですか。

○政府委員(正木肇君) 生活保護につきましては地方財政法で国と地方公共団体相互の利害に關係ある事務というものが列挙されておるわけですが、生活保護もその一つでございます。大臣のお話にもありましたように、国が最終的責任を持つものであるけれども、生活保護の実施というものは住民福祉の観点から非常に關係の深い仕事であるということ、地方も従来から負担を願つてきておるわけでございます。そこで、これは乱数防止ということがねらいではないので、やはり地方公共団体が住民福祉の観点から機関委任事務として実施をする、実施責任との裏腹との關係において地方においても一部負担を願つて今日に來ているというふうに私もご理解をしておるわけでございます。

○上野雄文君 ざばりお答えにならないでしよ。ただそこで、先ほど来適正化の問題が出ておりましたが、やはり各自治体、この間のいわゆる百二十三号通知、五十六年十一月の通知でありますけれども、この通知が出てからたまたま暴力団といふことが通知の第一番目に挙げられてきておりまして、果たしてそういうような成果を上げることができたのかどうか。この通知以後の我々に知らせることのできる範囲内で結構ですけれども、生活保護法の二十八条の規定によつて保護申請を却下する、そういう件数あるいは通知の二(五)にある刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正事件については、その概要、対応方針を速やかに本職あてに報告しろと、こういう通達の中身でありますけれども、そういうものが一体どのぐらいあつてどういう成

果があつたのかというふうなこともここでお知らせをいただきたいと思ふんです。

○政府委員(正木肇君) 生活保護は最低生活の保障ということで、先生御案内のとおりでございますが、保護の補足性の原則と言つておりますが、保護は生活に困窮する方がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用するということが前提である。また、扶養義務の履行といったことも前提にあるわけでございます。そういうことで、保護の要否を判定するに当たりましては資産の調査それから収入の認定といったことをきちんとやるということが当然のこととして前提になつておるわけでございます。ただいま百二十三号通知をお取り上げになつたわけでございますが、これは五十六年十一月に出したわけでござい

ます。要するに保護の開始時に当たつて詳細な申告書を出してほしい、また關係機関等の調査のための同意書を提出してほしいということ、その五十六年十一月のちよつと前にいろいろ不適正事例というものが、これはもうごくまれな例であつたことは間違いないと思いますが、国民的な批判も招いてきたということで、従来からやつてい

るのをさらに念を入れて実施しようというところの通知を出したわけでございます。

そこで、この五十六年、百二十三号通知が一体どの程度によつて却下とかそういうものがなされたか。その辺の因果關係ははっきり明確にはつかむことはできないわけでございますが、従来からの適正実施という面ではいろいろ不適正ケースにつきましまして監査指導を行い、適切な処置をとつてきております。ちなみに申し上げますと、五十七年度におきましては不正受給件数八百三十三件、不正受給金額が七億九千万円余りでございました。五十八年度におきましては不正受給件数七百八十九件ということで、不正受給金額七億八千万円、これらにつきましましては返還その他所要の措置を講じたところでございます。

○上野雄文君 大上段にかつてこういう通知を出したんですね。出して総額一兆五千億のうちで

当時、今の生活保護法ができたときに、当時の課長はやたらめたらに勝手なことをさせない、濫救という言葉が使われていますが、それをさせない

う、それから自己の不注意による場合にはよく理由を確かめる、そして何度も何度も不注意を繰り返すということのないようにその辺のチェックを

年に一回ぐらいはこれはやらなきゃいかぬわけですよ。ところが無条件でよろしいというのはこれは四年、現品支給後四年を経過している場合はい

す。さつき、できれば都道府県別というようなことも資料の話をしたのでありますけれども、私の手元には参っておりませんが、全国状況につい

てそれを知らせてください。

○政府委員(正木壽君) 生活保護の実施状況、一番端のなメルクマールとして保護率でございすが、全国平均で申しますと千分の十二・二ということになっております。五十九年十二月、昨年末の保護率でございすが、しかし、これは地域によって非常に開きがあるわけでございまして、最高は福岡県の場合には千分の四十四・二になっております。それから愛知県の場合には千分の三・三ということになっております。その原因は一体どこにあるのか、なかなか難しい問題でございすが、地域別の保護率の差というものは、やはりそれぞれの地域の景気の動向とか雇用動向というものが一つ関係すると思ひます。それから人口構成、非常に高齢の方が多いとかあるいは世帯の構成がどうであるとか、それから収入や資産の分布とか都道府県における単独施策の状況、それからさらにはやはりその県における生活保護行政の実施水準というものが微妙に影響しておるといふふうに思ひます。

福岡県の場合が非常に高い保護率になっておりますが、それはやはり石炭産業合理化後の産業構造の転換が必ずしも十分進んでいないというようにもございまして、あるいは労働市場が慢性的な不況状況にあるといったような産業構造的な影響もあると思ひます。それから福岡県を中心とする地域におきましては、若年労働人口が流出して、老人とか障害者等低所得階層が比較的多いというような状況もございまして、一方におきまして、保護率の低い代表的な愛知県等の状況を見てみますと、県下地域において安定した地場産業構造に支えられているとか、有効求人倍率が平均よりも高いとかいったような状況が見られるわけでございすが、やはり保護率の上下というものはいろいろな諸要因が絡み合っているというところは間違いないというふうに思ひます。○上野雄文君 そこでさらに、きのうも触れたわけでありすが、生活保護率を下げるというわけでは厚生省独自の仕事ではできないわけでは

う。この点は、先ほど大蔵大臣は地方議員の経験もありでというお話をされておられましたけれども、やはり自治体にとって地域ごとのいろいろな仕事、事業をセツトするということが必要なんだろうと思ひます。そういう面での今回の措置と同時に進行されていることについて、きのうは厚生大臣から聞いたわけですが、大臣どういうふうにお考えですか、具体的にこんなことをやりたいというふうなお気持ちはおありですか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、五十三年の統計を一遍見させていただきましたときに、千人当たり四十・一が福岡県で、ちょうど四人が岐阜県でございまして、それで県民一人当たり所得を見ましたら、岐阜県が二十七番で福岡県は五番でございまして、どうしてだろうと素朴な疑問を持ちました。今聞いてみますと、四十四・二になり平均が十二・二になり少ないところは三・三になりということでございます。だから私が途端に感じたのは、総合的な施策がやはりそういうところには社会保険以外にも必要じゃないかという感じが素朴に持ったわけでございまして、それは、それぞれの自治体でいろいろなことを計画なさっておりますし、それから最も代表的によくテレビにもお出になります田川市長の滝井義高先生、私も国会の先輩でございまして、この間もお会いいたしました。そして、いろいろな総合施策をやらなきゃそれは竹さんなかなか端的に減るものじゃないと言われたことが印象に非常に残っております。ただ、特定な市町村に対する今度の措置による財政的な措置、これはお約束しておりますように遺漏なきように対応していかなくばなぬ課題だといふふうに考えております。

○上野雄文君 厚生大臣に強い要請をしておきまされども、こうされたときにはそれなりの役所としたって攻勢に出てもらわなきゃいかぬじゃないかと思ひます。自治体のやはり悲鳴に代えてもらおうというのをどんどん積極的な政策として提言をしてもらうように、そのことを強い要請

をしておきたいというふうに思ひます。

さて、次に移りますが、実は大蔵大臣も地方議員の経験があるというふうな言われ、私もまだまだそちらの経験の方が長いわけでありすが、自治体で予算の審議をしながら一番頭にくるのは直轄事業の負担金なんですね。この直轄事業、自治省から出していただいた資料によりまして年々自治体の負担率が上がってまいりました。まさに昭和六十年度は従来の国費、地方費との関係では地方が三、さらに国がその残りということですが、そこで直轄事業の負担金が上がってきたんですね。自治大臣、私どもは直轄事業、国が仕事をやりになって地方から金を取るといふのであればそんな煩瑣なことはやめて、問題は国と地方の仕事というのをはきちとするようにしていったらいいんじゃないんですかという多年の主張、簡単に言うならば直轄事業負担金はやめるといふことを原則にしてスタートしていったらいいんじゃないかと、こういうことを主張してきていたわけでありすが、この点についてはどうお考えですか。

○国務大臣(土屋亨君) 国の直轄事業につきましては、それが本来国家的な政策に基づく事業でありますから、国が直轄事業として、受益者負担の観点から地方は法令の定むるところによりまして負担金を支出するものとされております。だから、この改廃の問題ですな、今先生のお話は、これはやはり国、地方間の財源配分のあり方や公共事業制度の基本にも係るところでありますので、本当は廃止したいのでありますが、慎重に検討いたしますということをご答へさせていただきます。廃止するということでは、建設省と相談せずにそういう話をするとはできませんので、私は引き続き慎重に検討いたします。ということをお願いして、そのうちにおきまして、地方公共団体の負担金のうちで維持管理に関するものというものは、その維持管理費については補助制度がないことにもかんがみまして、直轄事業と補助事業との間で負担関係の均衡

を欠いておるといふようなことも指摘が行われておるところでありますので、根本的には廃止したいという考えでございすが、関係省と協議しまして慎重に検討してまいります。

○上野雄文君 農林大臣それから建設大臣はこの直轄事業負担金についてどういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(佐藤守良君) 上野先生にお答えいたします。農林水産省関係の公共事業におきましても、地方分担制度のもとで土地改良、治山、漁港等が国の直轄事業で行われておりますが、これは事業の公共性、公益性や高度の技術性等を勘案し国がみずから実施する一方、地域レベルでの利益効果も生ずることを勘案し地方公共団体等に分担の負担をいただくこととしておるものであります。このような現行の方式は、農林水産関係公共事業においてその円滑な推進を確保する上で適切な方式であると考へております。今後とも地域との連携のもとにその円滑な推進に努めてまいる所存でございます。

○上野雄文君 大体同じですか。

○国務大臣(木部佳昭君) まあ基本的には余り変わらなせんけれども、私の方の建設省の方は、今聞いてみましたら、河川は明治二十九年に発足したものであります。それから道路の方は昭和二十九年の揮発油税というものが、制度ができてからの歴史的な経緯があるわけであります。地方とのいろいろな関係があるわけでございまして、そういう意味で負担の一部を相応に負担していただくというふうなことで定着しておるといふような、そういう率直に言つて感じてございまして。

○上野雄文君 今建設大臣から御答へがあったように、明治二十九年からというお話があったところから端的に実はあらわれているんじゃないかと思ひます。戦後の地方自治制度がスタートして、国と地方との機能分担を考へましよう、というの、明治二十九年ごろからの話で、それが一つの歴史ですと言つたので、それは仕事とし

て流れていかもしませんが、新たな角度から物事を考えていかなきゃならないと思うんです。私は地方議員のときに決算委員会がこの直轄事業負担金の中身を細かく検討したことがあるんです。そうしましたら、出張旅費もそうですね、長靴がそうですね。それからいろいろ話になって恐縮であります。トイレトベーパーから便所のくみ取り料まで全部精算で自治体からお金を取るんです。人件費もそうです。建設大臣ね、うちの方に国道事務所があります。そこに働いていらっしやる方々も何人かいらっしやるんです。年間を通じて精算して、はい、あなたの県が負担すべきものはこれですと金を取ってくるんです。人件費までですから。ガードレールから走り回っている自動車、一切合財しよわされていくということについて、これは農林水産省の問題なんかにしても同じです。大臣方はどうお思いですか。

○政府委員(田中淳七郎君) 御指摘のように、人件費等の事務費でございますが、これは例えば先生御指摘の、現場の直轄の工事事務所が工事を実施するために必要とする間接経費でございますので、改築事業費の一部として直轄負担金の対象としております。また、それ以外の補助事業におきましても、人件費等の事務費を改築等の費用の一部としてこれも補助の対象にしております。以上が現状でございます。

○上野雄文君 ですからそういう事務担当の方々は、今までそういうルールが決まっていたんだから、そのとおりのやり方で行うべきです。そういう実態の中で今回のこういう措置でまた負担金がかかるわけですから、大臣方は腑に落ちないか、これは大変なことだと、自分だけで考えていきましょとか、何かお考えがあるはずだと思いませんか。事務屋さんの方は今やっていることが間違いだなどというのを私は言っているつもりはありませぬ。国と地方とのお互いの分担し合うというものを整理しようじゃありませんか、自治大臣はそういうことを言っておるわけですか。

ね。そここのところの所感を述べてみてくれませんか。それがこれから我々が取り組むべきことなのではないかと思うから申し上げるのです。

○国務大臣(木部佳昭君) 河川法なんかの場合でも先生御存じのとおり昭和三十三年に大改正がありまして、砂利の採取料とかそういうようなものは都道府県があれするといふ総理大臣の裁定もあるわけでありまして。そういう意味で、私は余り勉強もしておりませんのでわかりませんが、それはそれなりにやはり改善して地方にもそういうふうな一つのあれを与えておるといふ私は努力はされているんじゃないかな。それはもちろん、自治大臣が先ほど答弁されたように、全部あれしてくれば結構なことではないでしょうか、そういういろいろな歴史的経緯といふものを積み重ねてあるのであって、特に考えてみますと、道路なんかというのは戦前舗装した道路なんて我々通ったこととはありませんから、そういうふうないろいろな経緯があつてきょうを迎えておるであらうと、そういうふうな今思っているわけなんです。ですから、基本的にはそれはもう負担金がなくて国がそのまゝ全部やればいい結構なことではないでしょうか、そういうけれども、そういういろいろな先人が積み重ねた経緯もあるといふことを我々は忘れてはいけません、そういうふうな思っております。

○上野雄文君 大蔵大臣、この直轄事業負担金についてこれはやはり整理、検討すべき事項だと思つて、本来国の仕事、地方の仕事といふものを整理して、それでその方針が決まったら上で予算が決まってくるという形のものであつてほしい。そうでないことはおかしいという立場に立っているわけでありまして、しかしこの直轄事業負担金もやはり国と地方との関係、とりわけ都道府県と市町村の間にもあつたわけですよ。直轄事業負担金という制度ではないにしても、例えば県立高校をつくるときに市町村が用地を買ってそこに建物をつくりましょとか、県道の補修の場合にも何%ぐらい取りましょとかというものは、それは

大体大方の都道府県では整理してきたと私は思つてます。うちの県なんか、それはやいやい言つてようやくお互いの財政秩序というか、そここのところだけははっきりさせるようにしてきたわけですね。そういうものが国と自治体との間にあつてしかるべきではないかというふうに私は思つていまして、ありますけれども、大臣どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 確かに従来とも、まあ話し合ひで敷地は全部地元が提供しますとか、あるいは道路等でしたら、突角剪除したら市町村が用地費は負担しようとか、いろいろな問題があつてそれが逐次整理されてきておるといふことは事実であります。私は、直轄事業と補助事業といふのは、負担といふことにおきましては質的な相違はないと思つて、これは補助事業でも地元負担がおります。直轄の場合も負担金があるわけでございます。ただ、そのときには、今も農林水産大臣からのお答えにもあつておりましたが、技術的におお高度なもの、あるいは河川であらうと道路であらうと他府県にまたがるものでございまして、あるいは特に重要な、国が直接事業主体になることが重要なものといふようなことから直轄が決まっております。そしてまた陳情がよくありますと、何とかうちの前の方は直轄にしてもらえぬだろうかとというふうな、まあ地方議員をしておりますとそういう陳情も受けて、むしろ直轄を好むようなところも確かにございます。

それから負担率の問題につきましては、これは総合的な、勘案して決められたものであらうと思つております。したがつて今、直轄事業といふものは一つの、一級河川であつても直轄部門とそうでない地帯とがあるわけでございますから、私は負担そのものはその地域の利益もあるといふ意味においては、それは合理的な理由があるといふふうな考えをすべきではないかと。それこそ負担していただくこともまた車の両輪としての一つのあり方ではないかなというふうに感じております。そうしてもう一つは特会、道路特会とかいう特会になつておりますと、人件費部分も特会の経費

から出るわけでございますから、私も不敏にしてトイレトベーパーの話までは知つていなかったわけでございますが、いわゆる特別会計職員といふことでそれが位置づけられた場合は、それが当然また負担金の対象になるべきものであるといふふうに考えます。それからもう一つよく議論がございまして、そこまではそれじゃいいと、上野先生いいとおっしゃいませんか、仮にいいと言つたとしても、維持費がはいはと、こういう議論がいつでもある議論でございます。維持費の問題といふことになりまして、それもまたその地域に全く関係のない、利益をもたらさないものではないと。よくダム等になりますと、実際問題として下流の者が利益しておつて上流の者は余り利益がないじゃないかと、こういうような議論もございまして、維持費の問題についてはもう一つ別の観点から、よく直轄の場合においても議論のあるところでございますけれども、これは自治大臣からのお答えもあつておりましたが、慎重に検討を要する問題だといふふうに考えております。

つれないお答えのようでございますが、真心を込めてお答えしたわけでありまして、この法案の審議のときに限らず、これからは私は自治体の立場に立つて毎週毎週実現するまで言い続けるつもりでありますから、ひとつその点についてはですね。ただ後半、せめて維持費の問題ぐらゐ決めるというの、大臣に先にしゃべられてしまつたわけでありまして、これはもうぜひひとつ慎重に検討していただきたいといふふうに私は強い要請をしたいと思つております。

さて文部大臣、きのうお尋ねをしたかったのでありますけれども、今度の国の財政再建のありをもちに厚生省と同じ程度に受けている一つだと、私はそう認識しているわけですが、きょうのうからのずつと御答弁で、やはり人件費補助といふのは根幹だと、だからこれに手をつけさせるようなことをさしては大変だといふ大臣のお話を

私も承っておりました。そこで問題は、教育職員だけではなくて事務職員それから栄養職員など、これも実は今度対象にねらわれたわけですね。これは大臣がずっとかねてから答弁をされ続けて、これは文教委員会でも繰り返し御答弁になっていらっしゃると思うのでありますけれども、この場合でも、何としても六十一年度以降もそこに手をつけさせるようなことは断固避けるという決意を御披露していただきたい。そうでないと、学校全体の管理運営の中で働いている人たちの問題でもあるわけですから、私はこの人たちに對しても温かい気持ちを示すことが必要ではないかというそういう立場から申し上げているわけでありすが、御決意のほどを伺わしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(松永光君) しばしば答え申し上げておりますように、義務教育費国庫負担制度の中で国が負担をする経費の中核をなすものは教職員等の給与費、いわゆる人件費であるというふうに認識いたしております。そしてまた、学校というものは直接教壇に立つ教員だけで成り立つものではないのであります。事務職員や栄養職員も学校の基幹的な職員であるというふうに認識をいたしております。そういう立場から、義務教育費国庫負担制度の中核をなす人件費の關係につきましては、これを国庫負担の対象から外すということは極めて困難なことなでありますから、その中核的な事項につきましてはあくまでもこれを守っていくように最大限の努力をしていく決心でございます。しばしば申し上げておるところでございます。

○上野雄文君 一つ聞きたいなと思つておつたのであります。時間がなくなつてしまひまして、大蔵大臣、これは御答弁は要りませんが、お聞きいただきたいと思うのであります。今度の場合に補助金も削られてくると。そこへきまして建設省が河川情報センターというのでコンピュータを導入して情報を提供する。これは大変いいことであらうと思ふんです。それから農林水産省が

ふるさと何とかセンターというもの、それからこれは自治省が直接おやりになるわけじやありませんけれども、地方自治体のいろいろな情報センター、このことが自治体で話題になっているのは、全部出捐金や何か、また金を自治体から集めるわけですね。建設省のものは別にして、自治省のと農林水産省のと、何か別々につくらなくても、同じ金を集めるなら、一つできちつとやれるようなものにならぬかというのが関係者の声なんです。市町村に至るまでお金集めをやるというやり方になつてゐるわけですね。これは国がお金を出しているわけですから、大蔵の方でも全然話があつたということではないんぢやないかと思ふのでありますけれども、今度の審議を通じて、私なんかまるきり地方自治体の立場でのお話を申し上げておりますけれども、何でもかんでも地方自治体は絞れば何ほども金が出るなんというふうに思われたのではとんでもない話なんでありまして、こういうことについてはひとつ十分氣をつけてお取り扱ひをいただきたいということを申し上げたいと思ふのであります。

時間が参りましたから失礼いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

明十五日は午前十時に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十分散会

第六号中正誤

へ少 段行	誤
二二 八九 つかてえ	正
三三 一二 助生	助成